1. 当事務及び事業に関する基本情報

I-1

管理運用の基本的な方針、運用の目標

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報						②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度		27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度
管理及び運	少なくとも	年1回	7回(見直	5回(見直	7回(見直し			予算額(千円)					
用の具体的	毎年 1 回検		しの回数)	しの回数)	の回数)			決算額 (千円)		ット情報の記載			
な方針の策	討							経常費用 (千円)			の管理及び運用美		[
定								経常利益 (千円)			務全般のみを管理		たがって、
各資産毎の	各資産毎の	国内債券に対する超	-0.23%	+0.05%	+0.06%			行政サービス実	評価項目	ごとの財務情報	等の記載は不可能	F.o.	
ベンチマー	ベンチマー	過収益率						施コスト (千円)					-
ク収益率の	ク収益率の	国内株式に対する超	+0.02%	+0.20%	-0.21%			従事人員数					
確保**	確保	過収益率							_	_	_	_	_
		外国債券に対する超	-0.58%	+2.19%	-0.52%								
		過収益率											
		外国株式に対する超	+0.03%	-0.41%	+0.46%								
		過収益率											

※業務概況書において確定するため、今後変わりうる可能性があります。

年金給付の貴重 年金給付の貴重 年金給付の貴重

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	谷事業牛度の業	務に係る目標、	計画、	莱務美績、	牛度評価に係る目	己評価
	中期日煙	由相針面		年度計画	ナた 証価 指標	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	実績・自己評価
				業務実績	
第3 国民に対	第1 国民に対	第1 国民に対		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関す	<評定と根拠>
して提供するサ	して提供するサ	して提供するサ		る目標を達成するためとるべき措置	
ービスその他の	ービスその他の	ービスその他の			評定: B
業務の質の向上	業務の質の向上	業務の質の向上			「管理・運用の
に関する事項	に関する目標を	に関する目標を			ために、年金積立
	達成するためと	達成するためと			により、将来にわ
	るべき措置	るべき措置			年金積立金の管理
					る。さらに、経営
1. 年金積立金の	1. 年金積立金の	1.年金積立金の		1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	役割を分担し、ま
管理及び運用の	管理及び運用の	管理及び運用の		平成27年4月に厚生労働大臣から示された第3期中期目標	サイクルを機能さ
基本的な方針	基本的な方針	基本的な方針		では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保	ととされている。
年金積立金の	年金積立金の	年金積立金の		険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な	
運用は、年金積立	運用は、年金積立	運用は、年金積立		運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引い	以下の評価の視
金が被保険者か	金が被保険者か	金が被保険者か		たものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することとさ	ーク収益率を確保
ら徴収された保	ら徴収された保	ら徴収された保		れた。第3期中期計画においては、平成26年10月に策定した	ンチマークの設定
険料の一部であ	険料の一部であ	険料の一部であ		基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、第3	運用の向上等の観
り、かつ、将来の	り、かつ、将来の	り、かつ、将来の		期の基本ポートフォリオとして継続したところであるが、平成2	率を確保するよう

「管理・運用の基本的な方針、運用の目標」は、専ら被保険者の利益の ために、年金積立金の運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと により、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、 年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこととされてい る。さらに、経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切にそれぞれの 役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的な PDCA サイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めるこ ととされている。

自己評価

以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、各資産ごとにベンチマ 一ク収益率を確保するよう努め、運用受託機関の選定、管理及び評価、ベ ンチマークの設定を実施し、業務方針については、年金積立金の管理及び 運用の向上等の観点から適切に見直した。各資産ごとのベンチマーク収益 期の基本ポートフォリオとして継続したところであるが、平成2 | 率を確保するよう努めることとされているのに対し、ベンチマーク収益率 9年度においても引き続き効率的であることを確認し、当該基本 | に対する超過収益率については、4資産中2資産(国内債券、外国株式)

及び運用の具体

て行うこと。 の基本的な指針」 から適用される の内容に従って 年金積立金の管 投資を基本とし 理及び運用を行して、管理運用主体 国家公務員共済 うこと。

な財源となるも ┃ な財源となるも ┃ な財源となるも のであることに のであることに のであることに 特に留意し、専ら、特に留意し、専ら、特に留意し、専ら 被保険者の利益 被保険者の利益 被保険者の利益 のために、長期的 のために長期的 のために長期的 な観点から安全 な観点から安全 な観点から安全 かつ効率的に行 かつ効率的に行 かつ効率的に行 うことにより、将しうことにより、将しうことにより、将 来にわたって年 | 来にわたって年 | 来にわたって年 金事業の運営の | 金事業の運営の | 金事業の運営の 安定に資するこ 安定に資するこ 安定に資するこ とを目的とし、年しとを目的として 金積立金の管理「行う。 また、「積立金

的方針を策定し一の管理及び運用一の管理及び運用 また、「積立金」から安全かつ効」から安全かつ効 の管理及び運用 | 率的に行われる | 率的に行われる が長期的な観点 ようにするため ようにするため から安全かつ効 の基本的な指針 の基本的な指針 率的に行われる (平成26年7月) ようにするため 総務省、財務省、 月総務省、財務 文部科学省、厚生省、文部科学省、 (平成26年7│労働省第一号。以│厚生労働省第一 月総務省、財務 下「積立金基本指 号)(以下「積立 省、文部科学省、 | 針」という。) が | 厚生労働省告示 平成27年10 う。)を踏まえ、 第一号。以下「積┃月1日から適用┃その内容に従っ 立金基本指針」と「されることを踏」て年金積立金の いう。)が平成2 まえ、その内容に 管理及び運用を 7年10月1日 従って年金積立 行う。 金の管理及び運 ことを踏まえ、そり用を行う。

とを目的として 行う。

また、「積立金 が長期的な観点│が長期的な観点 (平成26年7 金基本指針」とい このため、分散

投資を基本とし

(管理運用法人、

組合連合会、地方

同して、積立金の

このため、分散して、管理運用主体

国家公務員共済 公務員共済組合

組合連合会、地方 連合会及び日本

公務員共済組合 私立学校振興・共

連合会及び日本 | 済事業団をいう。

私立学校振興・共 以下同じ。)が共

(管理運用法人、

済事業団をいう。

ポートフォリオを継続した。

第3期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金 保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う ことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資すること を目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して 基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿 | 全体で+0.00%となった。 って運用した。

関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、 運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関する 立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、平 月16日付け、平成30年1月17日付け及び平成30年2月1 た。

《主な改正事項》

(平成29年4月1日改正)

価の方法を定める改正を行った。

(平成29年9月26日改正)

行った上で投資を行うことに伴う改正を行った。

(平成29年10月12日改正)

置に伴う改正を行った。

(平成29年11月2日改正)

運用受託機関の総合評価の方法の変更について改正を行った。 (平成29年12月16日改正)

オルタナティブ資産の運用受託機関の総合評価の方法の変更にしる。 ついて改正を行った。

(平成30年1月17日改正)

債券アクティブ運用において、永久債、無格付債(発行体格付 があるものに限る) 及びバンクローン (投資信託受益証券を通じ

について、プラスの超過収益率を確保した。

なお、運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各資産の が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年 ベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの) との比較では、 金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被│資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった 短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.36%となった。 短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基 金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたこと 行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を │によるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、

中期目標期間(平成27年4月~平成30年3月)のベンチマーク収益 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針(運用目標に │率に対する超過収益率については、4資産中3資産(内外株式及び外国債 券) について、プラスの超過収益率を確保した。

各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けるととも こと、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用にした、ベンチマークの選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマーク 関すること等、以下、「業務方針」という。) については、年金積 │ ごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の 管理を行った。また、運用受託機関の総合評価方法については、平成29 成29年4月1日付け、平成29年4月26日付け、平成29年 | 年11月に、これまでの定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦 10月12日付け、平成29年11月2日付け、平成29年12│略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用に 一ついては超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超 日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表し│過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評価から、定量的 な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを行った。

平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を 設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び 外国株式について、評価ベンチマークを政策ベンチマークと同 ↑執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接 じ MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配 │ な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民か 当課税要因考慮後)に変更する改正を行うとともに、オルタナテ│ら一層信頼される組織体制の確立に努めた。経営委員会は、平成29年度 ィブ投資のマネジャーエントリー制を活用した運用受託機関の公│に8回開催し、業務方法書、中期計画及び年度計画、管理運用方針等の重 募を行うことから、オルタナティブ資産の運用受託機関の総合評│要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理 運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその 裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の オルタナティブ資産の運用受託機関に対し、コミットメントを│業務を行ったほか、発足間もない経営委員会の委員長及び委員が管理運用 法人に対する理解を深めるために8回の勉強会を行った。監査委員会は、 平成29年に8回開催し、監査委員会の運営に関する事項等の議決や管理 年金積立金管理運用独立行政法人法改正による経営委員会の設│運用法人内における課題について審議行ったほか、コンプライアンスの確 保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、理事長及び 理事を始め、各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携を とって行った。

以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価す

標(以下「モデル ポートフォリオ」 という。) を定め、 これを参酌して、 いう。)を策定し、 年金積立金の運 用を行う。

は、年金積立金の|関する具体的な 管理及び運用に一方針を策定し、公 関する具体的な 表するとともに、 方針を策定し、公 平成29年度中 表するとともに、 に少なくとも1 少なくとも毎年 回検討を加え、必 必要があると認 るときは速やか めるときは速やしに見直しを行う。 かに見直しを行 う。

信頼される組織

公的年金制度の

持続可能性の向

上を図るための

国民年金法等の

一部を改正する

法律(平成28年

法律第104号)

による年金積立

金管理運用独立

行政法人法 (平成

16年法律第1

05号。以下「法」

という。)の改正

に伴い、①独任制

体制の確立

2. 国民から一層 信頼される組織 体制の確立

公的年金制度 の持続可能性の 向上を図るため の国民年金法等 の一部を改正す る法律(平成28 年法律第104 号) による年金積 立金管理運用独 立行政法人法 (平 成16年法律第 105号。以下 「法」という。)

以下同じ。)が共 資産の構成の目 同して、積立金の|標(以下「モデル 資産の構成の目 ポートフォリオ という。)を定め、 これを参酌して、 長期的な観点か らの資産構成割 長期的な観点か一合(以下「基本ポ らの資産構成割 ートフォリオ」と 合(以下「基本ポーいう。)を策定し、 ートフォリオ」と | 年金積立金の運 用を行う。

なお、その際に は、年金積立金の なお、その際に|管理及び運用に 1回検討を加え、 要があると認め

2. 国民から一層 | 2. 国民から一層 信頼される組織 体制の確立

> 公的年金制度 の持続可能性の 向上を図るため の国民年金法等 の一部を改正す る法律(平成28 年法律第104 号) による年金積 立金管理運用独 立行政法人法 (平 成16年法律第 105号。以下 「法」という。)

て運用するものに限る)を新規に認めるとともに、4資産アクテ ィブ運用において集中投資制限を緩和する改正を行った。

(平成30年2月1日改正)

国内債券のベンチマーク・インデックスについて、NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを組み入れたものに変更する改正を行った。

2. 国民から一層信頼される組織体制の確立

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一 部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金 管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」 という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決 定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的 として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び 監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を 担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割 を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPD CAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立 に努めた。

経営委員会は、平成29年度に8回開催し、業務方法書、中期計 画及び年度計画、管理運用方針等の重要事項の議決を行い、議決に

の改正に伴い、① | から合議制への | の改正に伴い、① 独任制から合議 | 転換、②「意思決 | 独任制から合議 制への転換、② 定・監督 と「執 制への転換、② 「意思決定・監|行」の分離、執行| 「意思決定・監 督」と「執行」の│部の責任と権限│督」と「執行」の 分離、執行部の責しの明確化を目的し分離、執行部の責 任と権限の明確 | として、平成29 | 任と権限の明確 化を目的として、 年10月1日か 化を目的として、 平成29年10 | ら管理運用法人 | 平成29年10 月1日から法人 に経営委員会及 月1日から管理 に経営委員会及 び監査委員会を 運用法人に経営 び監査委員会が一設置した。経営委一委員会及び監査 設置される。経営 員会は、管理運用 委員会を設置し 委員会は、別紙に 法人の重要事項 た。経営委員会 掲げる法人の重 | について議決し、 | は、管理運用法人 要事項について | その方針に沿っ | の重要事項につ 議決し、その方針 | て、理事長及び管 | いて議決し、その に沿って、理事長│理運用業務担当│方針に沿って、理 及び管理運用業 | 理事等の役職員 | 事長及び管理運 務担当理事等の┃が与えられた責┃用業務担当理事 役職員が与えら | 任と権限の下で | 等の役職員が与 れた責任と権限 専門性やその裁 えられた責任と の下で専門性や | 量を発揮し、適切 | 権限の下で専門 その裁量を発揮 | に業務を執行す | 性やその裁量を し、適切に業務を「るよう、役員の職」発揮し、適切に業 執行するよう、役 | 務の執行の監督 | 務を執行するよ 員の職務の執行 | 等の業務を行う。 | う、役員の職務の の監督等の業務 | 監査委員会は、コ | 執行の監督等の を行う。監査委員 | ンプライアンス | 業務を行う。監査 会は、コンプライーの確保、業務執行ー委員会は、コンプ アンスの確保、業 の手続きの適正 ライアンスの確 務執行の手続き | 性及びリスク管 | 保、業務執行の手 の適正性及びリー理等の観点から、 続きの適正性及 スク管理等の観 | 経営委員会と必 | びリスク管理等 点から、経営委員 | 要な連携をとっ | の観点から、経営 会と必要な連携 | て監査等を行う。 | 委員会と必要な をとって監査等 | また、理事長は、 | 連携をとって監 を行う。また、理 合議制の経営委 査等を行う。ま 事長は、合議制の┃員会の一員とし┃た、理事長は、合 経営委員会の一「て意思決定に参」議制の経営委員 員として意思決│加するとともに、 会の一員として 定に参加すると 管理運用法人を 意思決定に参加 ともに、法人を代 代表し経営委員 するとともに、管

より定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の 役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、 適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、発足間もない経営委員会の委員長及び委員が管理運用法 人に対する理解を深めるために8回の勉強会を行った。

【経営委員会開催実績】

第1回 平成29年10月1日(持ち回り)

第2回 平成29年10月2日

第3回 平成29年11月1日

第4回 平成29年12月15日

第5回 平成30年1月22日

第6回 平成30年2月19日

第7回 平成30年3月14日

第8回 平成30年3月30日

【勉強会開催実績】

平成29年11月20日

平成29年12月4日

平成29年12月11日

平成30年2月26日

平成30年3月9日

平成30年3月15日

平成30年3月26日

平成30年3月29日

監査委員会は、平成29年に8回開催し、監査委員会の運営に関する事項等の議決や管理運用法人内における課題について審議行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、理事長及び理事を始め、各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。

【監查委員会開催実績】

第1回 平成29年10月1日(持ち回り)

第2回 平成29年10月2日

第3回 平成29年11月1日

第4回 平成29年12月15日

第5回 平成30年1月19日

第6回 平成30年2月16日

第7回 平成30年3月14日

第8回 平成30年3月29日

また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。

管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経

		T			
表し経営委員会	会の定めるとこ	理運用法人を代		営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。	
の定めるところ	ろに従って管理	表し経営委員会			
に従って法人の	運用法人の業務	の定めるところ			
業務を総理する。	を総理する。管理	に従って管理運			
管理運用業務担	運用業務担当理	用法人の業務を			
当理事は、経営委	事は、経営委員会	総理する。管理運			
員会の定めると	の定めるところ	用業務担当理事			
ころにより、経営	により、経営委員	は、経営委員会の			
委員会の会議に	会の会議に出席	定めるところに			
出席し、管理運用	し、管理運用業務	より、経営委員会			
業務に関し意見	に関し意見を述	の会議に出席し、			
を述べることが	べることができ	管理運用業務に			
できることとな	る。	関し意見を述べ			
る。		ることができる。			
本改正の趣	本改正の趣	本改正の趣			
旨・内容を十分に	旨・内容を十分に	旨・内容を十分に			
踏まえ、意思決	踏まえ、意思決	踏まえ、意思決			
定・監督を担う経	定・監督を担う経	定・監督を担う経			
営委員会、監査等	営委員会、監査等	営委員会、監査等			
を担う監査委員	を担う監査委員	を担う監査委員			
会及び執行を担	会及び執行を担	会及び執行を担			
う理事長等が、適	う理事長等が、適	う理事長等が、適			
切にそれぞれの	切にそれぞれの	切にそれぞれの			
役割を分担し、ま	役割を分担し、ま	役割を分担し、ま			
た相互に密接な	た相互に密接な	た相互に密接な			
連携を図ること	連携を図ること	連携を図ること			
により、自律的な	により、自律的な	により、自律的な			
PDCAサイク	PDCAサイク	PDCAサイク			
ルを機能させ、国	ルを機能させ、国	ルを機能させ、国			
民から一層信頼	民から一層信頼	民から一層信頼			
される組織体制	される組織体制	される組織体制			
の確立に努める	の確立に努める。	の確立に努める。			
こと。					
3. 運用の目標、	3. 運用の目標、	3. 運用の目標、	<評価の視点>	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	【評価の視点】
リスク管理及び	リスク管理及び	リスク管理及び	(1)各年度にお	(1)運用の目標	(1) 4資産中2資産(国内債券、外国株式)について、プラスの超過4
運用手 法	運用手法	運 用 手	いて、各資産ごと	① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離	益率を確保することができたものの、他の2資産(国内株式、外国化
(1)運用の目標		法	に、各々のベンチ	許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるよ	券) についてはベンチマーク収益率を下回る結果となった。
年金積立金の	(1)運用の目標	(1)運用の目標	マーク収益率を	うにリバランスを行い、適切に管理することとしている。	国内債券については、+0.06%と概ねベンチマーク収益率並みの
運用は、厚生年金	年金積立金の	① 基本ポー	確保するよう努	平成29度においては、乖離許容幅を超過することはなかっ	収益率を確保している。
保険法第2条の	運用は、厚生年金	トフォリオに基	めるとともに、中	た。	国内株式については、-0.21%の超過収益率となった。市場全体
4第1項及び国	保険法(昭和29	づきリバランス	期目標期間にお	2	が上昇する中、相対的に株価が冴えなかった銀行セクター、通信セク
民年金法第4条	年法律第115	等を行い、これを	いて、各資産ごと	【運用受託機関の選定】	ター及び大型株の組入比率の高いベンチマークによるパッシブ運用の

の3第1項に規 号)第2条の4第 適切に管理する。 定する財政の現 1項及び国民年 況及び見通しを 金法(昭和34年 踏まえ、保険給付 法律第141号) 機関の選定、管理 に必要な流動性 第4条の3第1 及び評価を適切 を確保しつつ、長 | 項に規定する財 | に実施すること 期的に積立金の 政の現況及び見 等により、平成2 実質的な運用利 通しを踏まえ、保 9年度における 回り(積立金の運 | 険給付に必要な | 各資産ごとのべ 用利回りから名 | 流動性を確保し | ンチマーク収益 目賃金上昇率を つつ、長期的に積 率を確保するよ 差し引いたもの | 立金の実質的な | う努めるととも をいう。) 1.7% | 運用利回り(積立 | に、中期目標期間 | いて、各資産ごと を最低限のリス 金の運用利回り においても各資しのベンチマーク クで確保するこ から名目賃金上 産ごとのベンチ 収益率が確保さ とを目標とし、こ 昇率を差し引い マーク収益率を れるよう、運用受 の運用利回りを たものをいう。) 確保する。 確保するよう、年 1.7%を最低限 金積立金の管理 のリスクで確保 及び運用におけしすることを目標 る長期的な観点しとし、この運用利 からの資産構成 回りを確保する 割合(以下「基本」よう、年金積立金 ポートフォリオ」の管理及び運用 という。)を定め、における長期的 これに基づき管しな観点からの基 理を行うこと。 本ポートフォリ その際、市場の一才を定め、これを 価格形成や民間 適切に管理する。 の投資行動等を その際、市場の 歪めないよう配 価格形成や民間 慮すること。 の投資行動等を 上記の事項は、 歪めないよう配 年金事業の運営 慮する。 の安定のための また、運用受託 主要な役割を果|機関の選定、管理 たすことから、重し及び評価を適切 要度が高いもの に実施すること とする。 等により、各年度 (2)ベンチマー における各資産 ごとのベンチマ ク収益率の確保

各年度におい 一ク収益率を確

て、各資産ごと 保するよう努め

のベンチマーク 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託 するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件 収益率が確保さ ② 運用受託 れているか。 を定めて公募を実施することとしている。

(2) 各年度にお

託機関の選定、管

理及び評価を適

切に実施してい

るか。また、運用

受託機関の評価

に際して、適切な

評価指標を設け、

評価を行い、評価

結果に基づく必

要な対応がとら

れているか。特に

アクティブ運用

について、適切な

評価・分析が行わ

(3)各年度にお

ける各資産の収

益率とベンチマ

一ク収益率が乖

離した場合には、

ベンチマーク選

択効果、運用受託

機関選択効果を

切り分ける等、当

該乖離について

の分析が行われ、

れているか。

外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選 定の2次審査を実施した。

また、運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債 券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についても マネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的4 資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。

公募:平成30年2月19日開始(締切期限なし)

【運用受託機関の管理及び評価】

ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況 について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこ ととしている。

選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運 用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、そ の遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告 を受ける等の方法により行っている。

平成29年度においては、定期ミーティングを実施したほか、 毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りま とめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議 するなど適切に対応した。

定期ミーティングを次のとおり実施した。

- i 外国債券運用受託機関(27ファンド):
- 5月10日~6月2 日
- ii 国内債券運用受託機関(14ファンド):
- 7月18日~7月31日
- iii 国内株式アクティブ運用受託機関(14ファンド):
- 12月7日~1月29日
- iv 外国株式アクティブ運用受託機関(9ファンド):
 - 12月5日~12月22日
- ※内外株式パッシブ運用受託機関の定期ミーティング (総合評 | 価)については、新規パッシブ運用機関選定の3次審査に合 わせて平成30年6月に終了。
- イ 運用受託機関の総合評価方法については、平成29年11月 に、これまでの定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、 戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パ ッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アク ティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシ オ) に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価 による総合評価に見直しを行った。

外国債券及び国内債券の総合評価は、従来の定性評価と定量

構成比率が高かったことがマイナスに寄与した。

外国債券については、-0.52%の超過収益率となった。為替市場 において米ドル安・ユーロ高が進んだ中、アクティブ運用において、 ベンチマークよりも米ドルをオーバーウェイト、ユーロをアンダーウ ェイトとする構成となっていたことが、マイナスに寄与した。

外国株式については、+0.46%の超過収益率となった。新興国株 式をアンダーウェイトとしていたことがマイナスに寄与したものの、 先進国株式アクティブの運用が奏功し、主に情報技術セクターのオー バーウェイトがプラスに寄与した。

(2)業務方針に基づき、適切に運用受託機関等の管理及び評価を行った。 また、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採 用している国内株式及び外国債券については、ベンチマーク選択効果、 運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。さらに前年度の課 題であった外国株式においては、プラスの超過収益率を確保している ものの、国内株式及び外国債券については、マイナスの超過収益率と なった。加えて、運用受託機関の総合評価方法について、平成29年 11月に、これまでの定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、 戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価 (パッシブ 運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用に ついては超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評 価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを 行っており、所期の目標を達成していると考える。

(3) 各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けると ともに、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチ マークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用 受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成し ていると考える。

に、各々のベンチーるとともに、中期 マーク収益率(市 目標期間におい 場平均収益率)を ても各資産ごと 確保するよう努力のベンチマーク めるとともに、中収益率を確保す 期目標期間におしる。 いて、各々のベン チマーク収益率 については、市場 を確保すること。を反映した構成 については、市場 可能な有価証券 を反映した構成 により構成され であること、投資していること、その 可能な有価証券 指標の詳細が開 により構成され | 示されているこ ていること、そのしと等を勘案しつ 指標の詳細が開一つ適切な市場指 示されているこし標を用いる。 と等を勘案しつ つ適切な市場指 標を用いること。 上記の事項は、 効率的な運用を 行うための主要 な役割を果たす ことから、重要度 が高いものとす る。

ベンチマーク ベンチマーク|であること、投資 必要な対応がと られているか。

(4)ベンチマー クについては、市 場を反映した構 成であること等 を勘案した適切 な市場指標を設 定しているか。

(5)年金積立金 の管理及び運用 に関する具体的 な方針について は、少なくとも毎 年 1 回検討を加 え、必要に応じて 速やかに見直し を行ったか。

評価による総合評価を行い、国内株式アクティブ及び外国株式 アクティブの総合評価は、見直し後の定量的な実績を勘案した 定性評価による総合評価を行った。

なお、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の 管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した 上で実施した。

- ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並 びに資金の一部回収又は資金配分停止を行うこととした。
- →外国債券アクティブ 1ファンド
- ・資金の一部回収又は資金配分停止
- →国内株式アクティブ 2ファンド
- →外国債券アクティブ 4ファンド
- →外国株式アクティブ 4ファンド
- エ 運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、 外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャ ー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的4資産全て にマネジャー・エントリーを拡大し(平成30年2月19日開 始)、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争 を促すこととした。
- オ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点 からMSCI-ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管 理運用法人の配当課税要因考慮後)のサブインデックスによる パッシブファンド(地域別パッシブファンド)の運用を開始し た。
- カ 新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使 なハイイールド債運用機関の導入に取り組む。 原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG(環境、 社会、ガバナンス) の考慮を含めたエンゲージメント活動を含 むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価 を実施。評価の対象も前年の国内株式パッシブ運用のみから内 外株式(パッシブ及びアクティブ)に拡大。
- キ 外国債券ファンドにおける貸付運用 (レンディング) の平成 29年度収益額:144億円

外国株式ファンドにおける貸付運用(レンディング)の平成 29年度収益額:114億円

ク 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引 先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証 券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報 セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、継続するこ とに問題がないことを確認した(自家運用に係る取引先の評価

- (4) 平成29年度は、外国株式のベンチマークを複合ベンチマークから MSCI ACWI に変更するとともに、国内債券の複合ベンチマークに NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを追加する等、各資産のベンチマーク については適切な市場指標を設定しており、所期の目標を達成してい ると考える。
- (5)業務方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行わ れており、所期の目標を達成していると考える。

〈課題と対応〉

国内株式及び外国債券については、、ベンチマーク並みの収益率を確保す ることができなかったことから、国内株式については、個別運用機関の運 用状況等について引き続き検証するとともに、外国債券については、新た については、第1.2.(2)【自家運用】において詳述。)。

自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務 処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として 継続することに問題がないことを確認した。

【オルタナティブ資産に係る運用受託機関(ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ)の選定】

運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。

平成29年4月11日にインフラストラクチャー分野、プライベート・エクイティ分野及び不動産分野について、マネジャー・エントリー制を活用して公募を開始し、平成29年度中にインフラストラクチャー分野で2社及び国内不動産分野において1社を採用した。

【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】

採用した運用機関の管理は、定期的に案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。平成29年度においては、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で採用した運用受託機関と定期的なミーティングを実施した。

【オルタナティブ資産への投資】

インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度に採用した運用機関を活用し投資残高の積み上げを行った結果、平成30年3月末現在の残高は1,968億円となった。

プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた共同 投資残高の積み上げを行った結果、平成30年3月末現在の残高は8 2億円となった。

不動産分野については、平成29年度に採用した運用受託機関を通じ、 国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成30年3月末現在の 残高は81億円となった。

【平成29年度末時点】

・NOMURA-BPI「除く ABS」型パッシブファンド

貸付運用資産:3,300億円

収益額 : 1億円

・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド

貸付運用資産: 3兆4,000億円

収益額 :10億円

キャッシュアウト等対応ファンド

貸付運用資産:5兆6,980億円

	L. Mules	
	収益額 : 1 2 億円	
	【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】	
	平成29年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する	
	超過収益率は、次のとおりである。	
	●平成29年4月~平成30年3月	
	(単位:%)	
	超過収益率	
	(A) - (B)	
ベンチマーク	国内債券 +0.06 パッシブ運用 +0.02	
については、中期	アクティブ運用 +0.20	
計画に基づく適	国内株式 -0.21	
切な市場指標を	パッシブ運用 -0.43	
用いる。	アクティブ運用 +2.04	
	外国債券 -0.52	
	パッシブ運用 +0.24 アクティブ運用 -1.68	
	外国株式 +0.46	
	パッシブ運用 +0.04	
	アクティブ運用 +3.16	
	平成29年度においては、国内債券及び外国株式については、プラ	
	スの超過収益率となり、国内株式及び外国債券はマイナスの超過収益	
	率となった。	
	国内債券については、+0.06%と概ねベンチマーク収益率並みの	
	収益率を確保している。	
	WILL PRINCE (So	
	国内株式については、-0.21%の超過収益率となった。市場全体	
	が上昇する中、相対的に株価が冴えなかった銀行セクター、通信セク	
	ター及び大型株の組入比率の高いベンチマークによるパッシブ運用の	
	構成比率が高かったことがマイナスに寄与した。	
	外国債券については、一0.52%の超過収益率となった。為替市場	
	において米ドル安・ユーロ高が進んだ中、アクティブ運用において、	
	ベンチマークよりも米ドルをオーバーウェイト、ユーロをアンダーウ	
	エイトとする構成となっていたことが、マイナスに寄与した。	
	エイドとする構成となりしいにことが、マイナ人に青子した。	
	外国株式については、+0.46%の超過収益率となった。新興国株	
	式をアンダーウェイトとしていたことがマイナスに寄与したものの、	
	先進国株式アクティブの運用が奏功し、主に情報技術セクターのオー	
	バーウェイトがプラスに寄与した。	

中期計画期間の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過 収益率は、次のとおりである。 ●平成27年4月~平成30年3月 (単位:%) 超過収益率 (A) - (B)国内債券 -0.04パッシブ運用 +0.02 アクティブ運用 -0.36国内株式 +0.00 パッシブ運用 -0.19+1.79 アクティブ運用 +0.39 外国債券 パッシブ運用 +0.11 アクティブ運用 +1.17 +0.03 外国株式 パッシブ運用 +0.03 アクティブ運用 +0.26 国内株式、外国債券及び外国株式については、プラスの超過収益率 となり、国内債券はマイナスの超過収益率となった。 ●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチ マーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。 ファント・要因 ヘンチマーク その他要因 超過収益率 (1) 要因② (3) 1+2+3 国内債券 0.06% 0.06% 0.00% 0.00% 国内株式 0.26% -0.45%-0.03% -0.21%外国債券 0.22% -0.70%-0.04% -0.52% 外国株式 0.56% -0.10% 0.00% 0.46% (注1)ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャーベンチマークの収益率の差 による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。 (注2)ベンチマーク要因とは、マネジャーベンチマークと各資産のベンチマークの 収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。 各資産のベンチマークは次項の通り。 (注3)その他要因とは、各ファント、の平残ウェイトを使用することによる 計算上の誤差等の要因。

[国内債券]

時間加重収益率	^* ンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
0. 80%	0. 74%	0.06%	0.06%	0.00%	0.00%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	NOMURA-BPI/ GPIF Customized (パッシブ)
ファンド要因	0.00%	0. 02%	0.00%
ベンチマーク要因	0. 02%	0.06%	-0. 17%

	NOMURA-BPI 物価連動国債プラス (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	0. 05%	-0. 01%	0.00%	0.06%
ベンチマーク要因	0. 02%	0.06%	0.00%	0. 00%

(注)物価連動国債ファンドのマネジャー・ベンチマークは、N URA物価連動国債(フロアあり)として算出。	OM
「外国債券] 時間加重収益率 (*ンチマー-ク) (現地通貨建) (① - ②) (現地通貨建) (① - ②) (ファンド・要因 (*ンチマー-ク要因 (・ つ. 70%) (・ つ. 04%) 3.71% 4.23% 1.83% -0.52% 0.22% -0.70% -0.04%	
世界国債 (パッシブ) (アクティブ) (アク	
欧州ハイイールド	
国内株式] 時間加重収益率	
TOPIX (パッシブ)	
TOPIX (アクティブ)	
11	

[外国株式]

	時間加重収益率	^゚ンチマーク ②	^゚ンチマーク (現地通貨建)	超過収益率 ①-②	77ンド要因	ペンチマーク要因	その他要因
	10. 15%	9. 70%	11, 47%	0.46%	0.56%	-0.10%	0.00%

	ACWI (パッシブ)	欧州中東 (パッシブ)	エマージング (パッシブ)
ファント・要因	0. 03%	0.00%	0. 00%
ベンチマーク要因	0.00%	0.00%	0. 00%

	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファント・要因	0. 54%	-0.01%	0. 00%	0. 56%
ベンチマーク要因	-0. 17%	0.06%	0. 00%	-0. 10%

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な 有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されているこ とを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

平成29年度は、外国株式のベンチマークを複合ベンチマークから MSCI ACWI に変更するとともに、国内債券の複合ベンチマークに NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを追加した。

	国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPIZ債、NOMURA-BPIZ債、NOMURA物価連動国債(フロアあり)及びNOMURA-BPI物価連動国債プラスの複合インデックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)
	国内株式	TOPIX(配当込み)
	外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース。)
	外国株式	MSCI ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課 税要因考慮後)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの)との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因(誤差含む)の3つの要因に分解すると、次のとおりである。

		資産配分要因	個別資産要因	その他要因 (誤差含む) ③	1+2+3
	国内債券	0.16%	0. 02%	-0.00%	0. 18%
	国内株式	-0.03%	-0.05%	0.00%	-0.08%
	外国債券	0.02%	-0. 08%	0.00%	-0.06%
	外国株式	-0.06%	0. 11%	-0.00%	0.05%
	短期資産	-0.45%	0.00%	0.00%	-0.45%
	合 計	-0.36%	0.00%	-0.01%	-0.37%

運用資産全体に係る収益率(6.90%)と複合ベンチマーク収益率(7.26%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.36%となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.00%となった。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析(平成27年4月~ 平成30年3月)】

	資産配分要因①	個別資産要因	その他要因 (誤差含む) ③	1)+2+3
国内債券	0.04%	-0.01%	-0.00%	0.02%
国内株式	-0.06%	0.00%	-0.00%	-0.06%
外国債券	0.05%	0.06%	-0.01%	0.10%
外国株式	-0.08%	0.01%	0.00%	-0.07%
短期資産	-0.20%	0.00%	0.00%	-0.20%
合 計	-0.25%	0.05%	-0.04%	-0.23%

運用資産全体に係る収益率(2.87%)と複合ベンチマーク収益率(3.10%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.25%となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、中期計画期間においても、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.05%となった。

1. 当事務及び事業に関する基本情報

I - 2

リスク管理

2. 主要な経年データ

中期目標

①主要なアウトプット(アウトカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
資構のとオと把向とオと把向とオと把向とオを担向リカーのとかられた。 一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	管理 適切なリスク		年間 51 回	年間 52 回 5 回	年間 44 回			予算額(千円) 決算額(千円)	当法人 <i>l</i> 務情報等 <i>l</i>	こついては、業	が困難な理由》 の管理及び運用診 務全般のみを管理 等の記載は不可能	里している。 し	
について分析し た回数	管理							経常費用(千円)		_	_		_
								経常利益(千円)	_	_	_	_	_
								行政サービス実 施コスト (千円)	_	_	_	_	_
								従事人員数	_	_	_	_	-

業務実績

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度計画

中期計画

			216002 6/07	
(3) 年金積立金	(2) 年金積立金	(2) 年金積立金	(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	١.
の管理及び運用に	の管理及び運用に	の管理及び運用に	資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、	Ē
おけるリスク管理	おけるリスク管理	おけるリスク管理	国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リス	
年金積立金につ	リターン・リス	リターン・リス	クの低減に努めた。	j
いては、分散投資	ク等の特性が異な	ク等の特性が異な	また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・	
による運用管理を	る複数の資産に分	る複数の資産に分	分析し、リスク管理を行った。	
行い、また、資産	散投資することを	散投資することを	国内株式及び外国債券については、評価ベンチマークと異なるベン	1
全体、各資産、各	リスク管理の基本	リスク管理の基本	チマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内	
運用受託機関及び	とし、年金積立金	とし、年金積立金	株式全体及び外国債券全体のリスクに与える影響について注視した。	١
各資産管理機関等	の管理及び運用に	の管理及び運用に	リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場	,
の各種リスク管理	伴う各種リスクの	伴う各種リスクの	の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。	
を行うこと。	管理を適切に行	管理を適切に行	さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用に	,
適切かつ円滑な	う。	う。	より管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関か	,
リバランスの実施	また、厚生労働	また、厚生労働	らの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通	,
に必要な機能の強	大臣から寄託され	大臣から寄託され	じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下	١,
化を図るととも	た年金積立金につ	た年金積立金につ	のとおりリスク管理を行った。	3
			1/	

主な評価指標

<評定と根拠>

評定:B

法人の業務実績・自己評価

「リスク管理」は、分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこととされている。

自己評価

以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、毎月運用リスク管理委員会を開催し、資産全体については、資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、バリューアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを行っている。また、フォワードルッキングなリスク分析としては、ポートフォリオ全体のリスク管理システム搭載の仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析した。各資産については、トラッキングエラー、ベータ値、デュレーションに加えて格付け分布(債券ポートフォリオ)、ベンチマークに対するスタイルリスク(株式ポートフォリオ)などの各種リスク管理数値を把握し、問題発生の有無や対応措置の必要について確認し

に、複合ベンチマ | いて、運用受託機 | いて、運用受託機 ーク収益率(各資 産のベンチマーク 収益率をポートフ ォリオで加重した もの) によるリス ク管理を行うこ

上記の事項は、 年金事業の運営の 安定のための主要 な役割を果たすこ とから、重要度が 高いものとする。

関及び資産管理機 関及び資産管理機 関への委託並びに 関への委託並びに 自家運用により管 自家運用により管 理及び運用を行う 理及び運用を行う とともに、運用受 とともに、運用受 託機関及び資産管 託機関及び資産管 理機関からの報告 理機関からの報告 等に基づき、資産 等に基づき、資産 全体、各資産、各 全体、各資産、各 運用受託機関及び 運用受託機関及び 各資産管理機関並 各資産管理機関並 びに自家運用につ びに自家運用につ いて、以下の方法 いて、以下の方法 によりリスク管理 によりリスク管理 を行う。

① 資産全体

置を講じる。

① 資産全体

を行う。

基本ポートフォ リオを適切に管理 するため、年金積 立金の資産構成割 合と基本ポートフ オリオとの乖離状 況を少なくとも毎 月1回把握すると ともに、必要な措 置を講じる。

また、適切かつ 円滑なリバランス を実施するため、 市場動向の把握・ 分析等必要な機能 の強化を図る。

さらに、資産全 体のリスクを確認 し、リスク負担の 各年度の複合ベン チマーク収益率 (各資産のベンチ マーク収益率をポ

ートフォリオで加

<評価の視点>

析及び評価を適

切な体制及び方

法により行って

題がある場合、必

要な措置を講じ

たか。

基本ポートフォ (1)資産全体の 資産構成割合と リオを適切に管理 するため、年金積 ポートフォリオ 立金の資産構成割 との乖離状況を 合と基本ポートフ 少なくとも毎月 オリオとの乖離状 1回把握し、必要 況を少なくとも毎 な措置を講じて 月1回把握すると いるか。 ともに、必要な措

また、適切かつ|滑なリバランス 円滑なリバランス を実施するため を実施するため、 に、市場動向の把 握・分析等必要な 市場動向の把握・ 機能の強化を行 分析等を行う。 さらに、資産全 ったか。

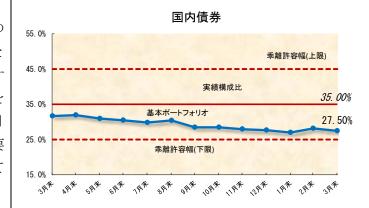
体のリスクを確認 し、リスク負担の 程度についての分 程度についての分し析及び評価並びに 析及び評価並びに 各年度の複合ベン チマーク収益率と の乖離要因の分析しいるか。また、問 等を行う。

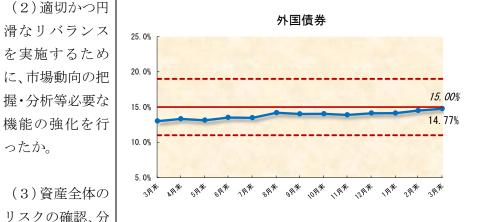
産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管理業務継続 の観点から、従来の1資産1資産管理機関体制から1資産複数資産管 理機関体制に移行することを決定し、移行に向けた取り組みを行った。 また、トランジション・マネジャーについては、業務継続が困難と なった場合等に代替となるマネジャーに委託できる体制とするため、 国内株式、外国株式及び外国債券において新たにトランジション・マ ネジャーと契約を締結した。

【乖離状況の把握等】

平成29年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状 況を把握し、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題 がないことを確認した。(各資産ごとの乖離許容幅については P.40 基 本ポートフォリオを参照)

●基本ポートフォリオとの乖離状況





なお、各資産の資産管理機関については、資産管理業務における資│た。各運用受託機関及び各資産管理機関等については、ガイドラインを 示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、 適切にリスク管理を実施した。

> また、運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、 運用受託機関、経済環境コンサルタントによる分析及び投資戦略情報に 基づく分析など多面的な分析を行っていることを踏まえれば、所期の目 標を達成したと考えられることから、Bと評価する。

- (1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なく とも毎月1回把握し、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移 したことを確認した。また、基本ポートフォリオとの推定トラッキ ングエラーを多角的に計測及びモニタリングすることにより乖離 状況の把握について高度化を図っており、所期の目標を上回ってい ると考える。
- (2) 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、 運用受託機関、経済環境コンサルタントによる分析及び投資戦略情 報に基づく分析など経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それ らの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配 分・回収に活用しており、所期の目標を達成していると考える。
- (3) 資産全体のリスクの確認、分析及び評価については適切に行われ ている。また、カントリーリスクについては当該リスク管理のフレ ームワークについて見直し、各国のカントリー格付を付与、当該格 付け別のリスク配賦の設定、低格付け国への監視強化を図ってお り、所期の目標を上回っていると考える。

	重したもの)との		国内株式	
	乖離要因の分析等	(4)資産全体の	40.0% [40.0%	(4) 適切に各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率
	を行う。	収益率と複合べ	35.0% -	と複合ベンチマーク収益率の乖離要因を分析した。また、リバラン
		ンチマーク収益	30. 0//	スに係る配分・回収について、リスク分析及びパフォーマンス分析
		率を比較し、その	25. 14%	を実施しており、所期の目標を上回っていると考える。
		乖離要因を分析	25. 00% 20. 0%	
		し、必要な措置が	15.0%	
		講じられている	10.0%	
		カュ。	3P* 1P* 3P* 6P* 1P* 8P, *P, 1P* 10P* 10P* 10P* 3P* 3P*	
			外国株式	
			40.0%	
			35. 0% - 30. 0% -	
			25. 00%	
			23. 88%	
			15.0% -	
			10.0%	
			3H* 1H* 5H* 6H* 1H* 8H* 0H* 10H* 1,H* 12H* 1H* 3H*	
			【市場動向の把握・分析等】	
			【川場動向の記録・分別等】 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運	
			用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報による経済・金	
			融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面	
			的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。	
			A SAME TO THE STATE OF THE STAT	
			【フォワード・ルッキングなリスク分析】	
			フォワード・ルッキングなリスク分析としては、ポートフォリオ全	
			体のリスク管理システムに搭載の仮想シナリオによりストレステスト	
			を実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するととも	
			に、マハラノビス距離(注)に基づくシナリオの蓋然性について報告	
			した。	
			(注)統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場	
			合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているか	
			を距離として把握するために用いられる。	
			【資産全体のリスク管理】	
			リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエ	
A			ラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無	
			や対応措置の必要があるかについて判断している。	
			平成29年度は、バリューアットリスクについて分散共分散法やヒ	
			ストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを行うと	
			ともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を	

	市場リスク、流 動性リスク、信用 リスク等を管理す る。また、外国資 産については、カ	② 市性ス。にトリーるのでは、信理国、クを、でリーのでは、では、クリーのでは、ののでは、クリーののでは、ののでは、クリーののでは、では、クリーののでは、ののでは、クリーののでは、クリーののでは、クリーののでは、クリーのでは、のは、クリーのでは、のは、クリーのでは、のは、クリーのでは、のでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、クリーのでは、のでは、クリーのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	スクを明確にし、 定期的に確認し、 問題がある場合、 必要な措置をと	(年金積立金全体のリスク) 基本ポートフォリオの 接本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合 機定総リスク 接本ポートフォリオの 接本ポートフォリオの 接本ポートフォリオの 接を能リスク 接を能リスク 接定総リスク 接定総リスク 接定総リスク 接定総リスク 接定総リスク 接定総リスク 基本ポートフォリオと年金積立金全体(運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。)の 実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークとおりに運用した場合の推定リスク量 接定相対リスク 基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量 上 接定相対リスク 基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量 上 接定相対リスク 表表が、	(5)適切に各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認した。また、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に際して、信用リスク分析により当該緩和に伴う影響について検証しており、所期の目標を上回っていると考える。 (6)国内株式と外国債券において、評価ベンチマークとは異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式、外国債券及び資産全体のリスクに与える影響について定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考える。
--	---	--	---	--	---

(単位	:	%)	
-----	---	----	--

				(+12.707
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.02	0. 21	1. 14	0.20
5月	0.04	0. 22	1.08	0.21
6月	0.02	0. 22	0.98	0.21
7月	0.02	0. 21	0.91	0. 19
8月	0.03	0. 19	0.88	0. 21
9月	0.03	0. 18	0.75	0.20
10月	0.02	0. 20	0.69	0.20
11月	0.03	0. 20	0.72	0.18
12月	0.02	0. 19	0.71	0.18
1月	0.02	0. 19	0.70	0.17
2月	0.03	0. 20	0.70	0. 17
3月	0.03	0.20	0.72	0. 20

●実績トラッキングエラー(過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差)

(単位:%)

	式). 19
). 19
5月 0.09 0.27 0.56 0	
	. 20
6月 0.09 0.27 0.56 0	. 20
7月 0.09 0.27 0.57 0	. 20
8月 0.09 0.25 0.57 0	. 20
9月 0.09 0.25 0.58 0	. 20
10月 0.09 0.25 0.58 0). 21
11月 0.09 0.25 0.58 0). 21
12月 0.09 0.25 0.58 0). 21
1月 0.09 0.24 0.58 0). 21
2月 0.09 0.24 0.58 0). 22
3月 0.09 0.24 0.60 0). 22

●ベータ値(市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度)

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1. 02	1.00
5月	1. 02	1.00
6月	1. 03	1.00
7月	1. 02	1.00
8月	1. 02	1.00
9月	1. 02	1.00
10月	1. 03	1.00
11月	1. 02	1.00
12月	1. 02	1.00
1月	1. 03	1.00
2月	1. 04	1.00
3月	1. 03	1.00

●デュレーション(金利の変動に対する債券価格の変化率)

	国内債券修正デュレーション				
	ホ。ートフォリオ	ヘ゛ンチマーク	乖離		
4月	7.38	7.37	0.01		
5月	7. 38	7.31	0.08		
6月	7.44	7.43	0.01		
7月	7.39	7. 38	0.01		
8月	7.42	7.35	0.07		
9月	7.49	7.42	0.07		
10月	7.45	7.43	0.02		
11月	7.48	7.40	0.08		
12月	7. 57	7.56	0.01		
1月	7.50	7.49	0.01		
2月	7. 56	7.47	0.09		
3月	7. 69	7. 59	0.09		

	外国債券	実効デュレ	ーション
	ホ。ートフォリオ	ヘ゛ンチマーク	乖離
4月	6. 19	6.99	-0.81
5月	6.21	7.04	-0.83
6月	6.24	7.02	-0.77
7月	6.20	7.02	-0.82
8月	6. 22	7.09	-0.88
9月	6. 16	7.03	-0.87
10月	6. 17	7.05	-0.87
11月	6. 22	7. 11	-0.89
12月	6. 23	7. 11	-0.88
1月	6.20	7.06	-0.85
2月	6. 16	7.06	-0.90
3月	6. 29	7. 21	-0.92

市場リスクについては、運用受託機関におけるデリバティブ取引の 利用状況についてエクスポージャ及びリスク量のモニタリングを新た に開始した。また、リバランスに係る配分・回収について、リスク分 析及びパフォーマンス分析を実施した。

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運 用法人の時価総額ウェイトの状況等を毎月把握した。

信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握した。また、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に際して、信用リスク分析により当該緩和に伴う影響に

・資金の一部回収又は資金配分停止	関 選 対イーの のス 把理す ま	軍用受託機関に 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 のでは、	とに運用目標、運用目標、クガイで関係、アンチでで関すがでいます。 まび 況の はいい ではいい ではいい ではいい いい	関イしスるをわ各にスしチで各及の定析場にドてタ運適せ運期タたマい社び状期しらい、イるル受にと受すル切クか。運スにに題要運とがのの託組も機運対ベ示ま状負いと題と託るになをまけりいとがなけるがは、関用応ンし、況担、分る置	ついて検証した。 カントリーリスクについては、国別の制約撤廃に際して当該リスク管理のフレームワークについて見直しを実施した。具体的には、各国のカントリー格付を付与し、格付のプール毎にエクスポージャの目安となるリスク配賦を定めるとともに、運用受託機関に対するヒアリング等を通じて低格付け国への監視を強化した。 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項に限定する見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。 (総合評価を目的とした定期にサーマイングでは、新国債券運用受託機関(27ファンド):5月10日~6月2日	(7) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、 運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施した。また、伝統的資産においては、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項に限定する見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。オルタナティブ資産においては、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っており、所期の目標を達成していると考える。
------------------	----------------------------------	---	---	--	---	---

			→国内株式アクティブ 2ファンド	
			→外国債券アクティブ 4ファンド	
			→外国株式アクティブ 4ファンド	
			エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コー	
			ドの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握し	
			た。	
			オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすもの	
			であるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしてい	
			る。平成29年度において運用体制の変更等があったものは4フ	
			 アンドで4件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重	
			要な変更があったのは4ファンドで4件であった。これらの社に	
			対しては、ミーティング等を実施し説明を求めた。	
			【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】	
			 インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で採用した運用受託	
			 機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関	
			する運用ガイドラインを提示している。	
			また、採用後、運用受託機関と定期的なミーティングを実施し、その	
			 遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を	
			適切に行った。	
			 加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運	
			用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っ	
			ている。	
			【各資産管理機関】	
			ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に	
			関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用に	
④ 各資産管理機	④ 各資産管理機	(8)資産管理機	おける資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示し	(8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示すなど、適切に
関	関	関に対し、資産管	ている。	リスク管理を実施し、大きな課題が生じている資産管理機関に対し
資産管理機関に	資産管理機関ご	理ガイドライン	イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提	ては、警告を行ったうえで改善を求めており、所期の目標を達成し
対し資産管理ガイ	とに資産管理の目	を示しているか。	出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管	ていると考える。
ドラインを示し、	標、管理手法及び	また、各社の資産	理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認し	
各機関の資産管理	体制等に関する資	管理状況を把握	た。	
状況を把握し、適	産管理ガイドライ	し、問題がある場	ウ 総合評価のためのミーティングを平成29年12月及び平成3	
切に管理する。	ンを示す。	合、必要な措置を	0年1月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイ	
また、資産管理	また、資産管理	とったか。	ドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握した。その結果、資	
機関の信用リスク	状況についての報	(9)資産管理機	産管理機関3社については問題がないことを確認したが、1社に	(9) 適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を
を管理するほか、	告のほか、随時必	関の信用リスク	ついては、資産管理業務実施にあたって改善すべき大きな課題が	達成していると考える。
資産管理体制の変	要な資料の提出を	を管理している	あると評価し、業務方針に規定する警告を継続した。	
更等に注意する。	求めるとともに、	か。また、資産管	エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及	
	定期的にミーティ	理体制の変更に	ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じること	
	ングを行い、資産	ついて、注意して	としている。平成29年度においては、(4社12件)の人事異動	
	管理ガイドライン	いるか。	等により資産管理体制の変更を確認した。	
1	1	1		

	1	1		
	の遵守状況を把握		オ 信用リスクの管理については、格付状況を月 1 回確認し、問題	
	し、資産管理機関		のないことを確認した。	
	に対し適切に管			
	理、評価を行う。			
	さらに、信用リ			
	スクについては、			
	随時管理するとと			
	もに、資産管理体			
	制の変更等につい			
	ては、その都度報			
	告を受け、必要に			
	応じてミーティン			
	グを行い、問題点			
	の有無を確認す			
	る。			
	⑤ 自家運用	(10) 自家運用に	【自家運用】	 (10) 自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用
運用ガイドライ		おいて、運用ガイ	市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月	 状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を
│ │ │ ンを定め、運用状	運用目標、運用手	ドラインを定め	次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等	行っており、所期の目標を達成していると考える。
	法、リスク指標及		の遵守状況について問題のないことを確認した。	
の状況を確認し、			さらに、運用状況の報告を受け、平成29年7月にミーティングを	
適切に管理する。	に関する運用ガイ	スク負担の状況	実施し、問題のないことを確認した。	〈課題と対応〉
	ドラインを定め、		自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び	特になし
	随時遵守状況を適	に確認し、問題が	「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する	
	切に管理する。	ある場合、必要な	取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評	
		対応を行ったか。	価し、以下のとおり決定を行った。	
			・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存19社中全社を「継	
			続」とした。	
			・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17社	
			中全社を「継続」とした。	
			なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、	
			日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入	
			予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの	
			与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信	
			限度額について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づ	
			き、遵守状況の確認を行っている。	
	1			

1. 当事務及び事業に関する基本情報

I - 3

運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

. 主要な経年ラ														
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファンド数	運用受託機関 等の選定・管 理	83 ファンド	95ファンド	93ファンド	106 ファンド				予算額(千円)			 が困難な理由》 の管理及び運用	 業務のみを行っ	 ており、財
ESG 指数応募 先	ESGを含め た非財務的要 素の考慮	_		14 社 27 指数	11 社 15 指数				決算額(千円)	務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
									経常費用 (千円)		Г	1		T
									経常利益 (千円)	_	_	_	_	-
									行政サービス実 施コスト (千円)	_	_	_	_	
									従事人員数	_	_	_	_	-

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	岑実績・自己評価
				業務実績	自己評価
(4)運用手法に	(3)運用手法に	(3) 運用手法		(3) 運用手法	<評定と根拠>
ついて	ついて				評定: A
運用手法につい	運用手法につい	① 運用手法に		① 平成29年度においては、以下の取組について経営委員会	「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」について
ては、新たな手法	ては、新たな手法	ついては、新たな		において議決された。	は、運用手法は、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を
の導入等に当たっ	の導入等に当たっ	手法の導入等に当		ア アクティブ運用機関の運用制約の緩和にあたり、永久	目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関
て経営委員会が重	て経営委員会が重	たって経営委員会		債、無格付債 (発行体格付があるものに限る)、バンクロー	等の選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。運用対象
要事項と判断する	要事項と判断する	が重要事項と判断		ン(投資信託を通じて運用するものに限る)への投資を。	の多様化は、経営委員会において、物価連動国債やREIT等、年金資金
事項について経営	事項について経営	する事項について		イ 国内債券の評価ベンチマークについて、NOMURA-	運用の観点から幅広に検討を行うこととされている。株式運用における考
委員会の審議を経	委員会の審議を経	経営委員会の審議		BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMU	慮事項は、株式運用において、ESGを考慮することを検討することとさ
て議決を行うな	て議決を行うな	を経て議決を行う		RA-BPI/GPIF Customized, NOMUR	れている。
ど、経営委員会に	ど、経営委員会に	など、経営委員会		A J-TIPS Index (フロアあり)及びNOMUR	以下の評価の視点ごとの自己評価で示したとおり、運用手法については、
よる適切な監督の	よる適切な監督の	による適切な監督		A-BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス(それぞ	アクティブ運用において超過収益の獲得を目指すこととされているのに対
下で、適切にその	下で、適切にその	の下で、適切にそ		れの運用金額による構成比で加重平均したもの)に変更。	し、超過収益獲得の確信を持ってストラクチャーの維持に努めた結果、4
リスク管理を行う	リスク管理を行	のリスク管理を行			資産中3資産(内外債券、外国株式)において超過収益を獲得した。アク
こと。	う。	う。			ティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成され
キャッシュアウ	キャッシュアウ				るよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩和を行うこ
ト対応等の場合を	ト対応等の場合を				ととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を(永久債、無格付債(発
除き、原則として	除き、原則として				行体格付があるものに限る)、バンクローン(投資信託を通じて運用するも

クティブ運用を併 用すること。その 上で、アクティブ 運用に取り組むこ とにより超過収益 の獲得を目指すも のとすること。た 運用については、 過去の運用実績も 勘案し、超過収益 が獲得できるとの 期待を裏付ける十 分な根拠を得るこ とを前提に行うこ

ベンチマークに ついては、伝統的 な時価総額型イン デックスのみなら ず、運用収益向上 の観点から検討す るとともに、ベン チマークにより難 い非伝統的資産の 評価については、 資産の管理及び運 用に関し一般に認 められている専門 的な知見に基づき 評価方法を明らか にすること。

収益確保のため の運用手法の見直 し及び運用受託機 関等の選定・管理 の強化のための取 組を進めること。 また、運用受託機 関等については、 定期的に評価を行 い、資金配分の見

パッシブ運用とア パッシブ運用とア クティブ運用を併しキャッシュアウト 用する。その上で、 アクティブ運用に き、原則としてパ 取り組むことによ り超過収益の獲得|ティブ運用を併用 を目指すものとす る。ただし、アク だし、アクティブ | ティブ運用につい | により超過収益の ては、過去の運用|獲得を目指すもの 実績も勘案し、超しとする。 過収益が獲得でき るとの期待を裏付

② 各資産とも

対応等の場合を除

ッシブ運用とアク

し、アクティブ運

用に取り組むこと

ただし、アクテ

ィブ運用について

は、過去の運用実 ける十分な根拠を 得ることを前提に 績も勘案し、超過 一行う。 収益が獲得できる ベンチマークにしとの期待を裏付け ついては、伝統的 る十分な根拠を得 な時価総額型イン ることを前提に行 | デックスのみなら | うものとする。 ず、運用収益向上 の観点から検討す るとともに、ベン チマークにより難

い非伝統的資産の

資産の管理及び運

用に関し一般に認

められている専門

的な知見に基づき

評価方法を明らか

強化のための取組

にする。

|評価については、

また、ベンチマ ークをより適切な ③ 伝統的資産 ものに見直すなど の評価ベンチマー 収益確保や運用の クについては、運 効率化のための運 用収益向上の観点 用手法の見直し及 から、見直し等を び的確なパフォー 含めた検討を行 マンス管理を行う など運用受託機関 非伝統的資産に 等の選定・管理の ついては、資産の

管理及び運用に関

おり。

●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合(平成30年3月末)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
パッシブ	77.03	90.44	61.98	86.32	76.28
アクティブ	22.97	9.56	38.02	13.68	23.72

収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとして

30年3月)

		(単位:%)
		超過収益率
		(A) - (B)
国际	勺債券	+0.06
	パッシブ運用	+0.02
	アクティブ運用	+0.20
国际	内株式	-0.21
	パッシブ運用	-0.43
	アクティブ運用	+2.04
外	国債券	-0.52
	パッシブ運用	+0.24
	アクティブ運用	-1.68
外	国株式	+0.46
	パッシブ運用	+0.04
	アクティブ運用	+3.16

30年3月)

(単位・%)

		(単位 . /0)
		超過収益率
		(A) - (B)
国内	勺債券	-0.04
	パッシブ運用	+0.02
	アクティブ運用	-0. 36
国内	内株式	+0.00
	パッシブ運用	-0. 19
	アクティブ運用	+1. 79
外国	国債券	+0.39
	パッシブ運用	+0. 11
	アクティブ運用	+1. 17
外国	国株式	+0.03
	パッシブ運用	+0.03
	アクティブ運用	+0. 26
		<u> </u>

② 平成29年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のと | のに限る) への投資、フルインベストメントと集中投資制限の緩和) を実 施した。

収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強 化のための取組を検討することとされているのに対し、アクティブ運用受 託機関とのアラインメントの強化(目標超過収益率達成への意欲を高め、 長期的に超過収益の水準向上を図る)とセルフガバナンス向上(運用キャ パシティ管理)を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成30年4 月から導入することを決定した。また、オルタナティブ資産に係る運用機 関の公募を平成29年4月に開始し、インフラストラクチャー分野におい 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談│て2ファンド、国内不動産分野において1ファンドを新規に選定した。選 し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過 | 定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用した。さらに、外 | 国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の2次審査を 実施した。運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、 ●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率(平成29年4月~平成 | 外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エント リー制を活用した公募を開始し、伝統的4資産全てにマネジャー・エント リーを拡大した。(公募:平成30年2月19日開始(締切期限なし))加 えて、外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からM SCI-ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当 課税要因考慮後)のサブインデックスによるパッシブファンド(地域別パ ッシブファンド) の運用を開始した。

運用対象の多様化については、資金運用の観点から幅広に検討を行うこ ととされているのに対し、LPS への直接投資を行う為の人員体制及び予算 措置について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定し、関連規定を 業務方法書に新たに追記する準備を実施するとともに、インハウスでのデ リバティブ取引について、先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指 数先物を入れること、及び必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反 映の準備を実施した。

株式運用における考慮事項については、ESGを考慮することを検討す ●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率(平成27年4月~平成 ることとされているのに対し、平成28年度に開始した国内株式を対象と したESG(環境・社会・ガバナンス)指数の公募では14社27指数の 応募があり、ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ESG評 価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成29年度に 2社3指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。さらに、 ESGのうち新たに環境(E)に関する指数の公募を実施し、11社から 15指数の応募があった。運用を開始したESG指数は国内株式を対象と していたが、公募を実施した環境指数がフォーカスしている気候変動など の環境問題は国境を越えたグローバルな課題であると考えており、グロー バル株式を対象としている。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒ アリングなど複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や 流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、 ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合 理性・納得性などの定性両面から審査を進めている。

以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を達成したと

直し等の必要な措	を進めるととも	し一般に認められ		③ 国内債券アクティブ運用のマネジャー・ベンチマークにつ	考えられることから、A評価とする。
置を採ること。	に、運用実績等を			いて、物価連動国債の取組を強化することを目的に、NOMU	7, С Э, С С () (11 m С / 00
外部運用機関の	定期的に評価し、	見に基づき、採用		RA-BPI「除くABS」にNOMURA-JTIPS In	
優れたノウハウ等	資金配分の見直し		 <評価の視点>	dex(フロアあり)を市場時価ウェイトで組み入れたNOM	【評価の視点】
を活用するととも	を含め、運用受託		(1)運用手法に	URA-BPI 物価連動国債プラスに変更した。	(1) 平成29年度においては、以下の取組について経営委員会において
	機関を適時に見直		ついては、新たな	また、国内債券の評価ベンチマークについても、NOMUR	
低減や運用に関す	す。さらに、マネ	X 7 50	手法の導入等に	A-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOM	
る知識・経験等の	ジャー・エントリ		当たって経営委	URA-BPI/GPIF Customized, NOMUR	ア アクティブ運用の運用制約の緩和にあたり、永久債、無格付債(発
蓄積の観点から、	一制の導入を検討		員会が重要事項	A J-TIPS Index (フロアあり) 及びNOMURA-	行体格付があるものに限る)、バンクローン(投資信託を通じて運用
法令で認められる			と判断する事項	BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス(それぞれの	
範囲でインハウス	外部運用機関の		について経営委	運用金額による構成比で加重平均したもの)に変更した。	イ 国内債券の評価ベンチマークについて、NOMURA-BPI「除
運用の活用も検討	優れたノウハウ等		員会の審議を経	平成 28 年度に新設したオルタナティブ資産の評価基準を踏	くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GP
すること。	を活用するととも		て議決を行うな	まえ、定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用	IF Customized, NOMURA J-TIPS Inde
7,0 - 20	に、運用コストの	④ 収益確保や		機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程等を新	x (フロアあり) 及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラスの
	低減や運用に関す	運用の効率化のた		たに定め、オルタナティブ資産に関する評価基準の改善を実施	複合インデックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均し
	る知識・経験等の			した。	たもの)に変更。
	蓄積の観点から、	直し及び運用受託		また、コンサルタントの知見も活用し、採用する運用戦略に	7000/10000
	法令で認められる			応じ、業務方針及び内部規程に定められた評価基準に基づいた	
		理の強化のための	114240 (1.20%)	運用機関の評価ポイントを定めた上で、オルタナティブ資産に	
	運用の活用を検討	•		係る運用受託機関の選定を行った。	
	する。	40/11 C 12 00 0 0	(2) アクティブ	かる足川又間域内で及たと11 2 元。	│ │ (2)アクティブ運用については、平成29年度においては、4資産中1 │
	7 0		運用について、各	④ 平成29年度においては、伝統的資産について以下の取組	(2) アファイン (は、) 「
			年度で超過収益	を実施した。	の3資産(内外債券、外国株式)について、超過収益を獲得している
			の獲得に努める	ア 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機	
			とともに中期目	関選定の2次審査を実施した。	資産合計)はベンチマーク並みとなっている。また、運用受託機関構
			標期間において	イ 運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運	成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロ
			超過収益が獲得	用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマ	セスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンド
			されているか。ま	ネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的4	のみを選定することとしており、所期の目標を達成していると考える。
			た、過去の運用実	資産全てにマネジャー・エントリーを拡大し(公募:平成3	The second of th
			績も勘案し、超過	0年2月19日開始(締切期限なし))、競争を促すこととし	
			収益が獲得でき	た。	
			るとの期待を裏	ウ 外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観	
			付ける十分な根	点からMSCI-ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、	
			拠を得ることを	管理運用法人の配当課税要因考慮後)のサブインデックスに	
			前提に行ってい	よるパッシブファンド(地域別パッシブファンド)の運用を	
			るか	開始した。	
				エアクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超	
				過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもと	
			(3) ベンチマー	で、以下の運用制約の緩和を行うこととし、業務方針及び運	 (3)国内債券アクティブ運用における物価連動国債の取組を強化するこ
			クについて、伝統	用ガイドラインの改正を行った。	とを目的に、NOMURA-BPI「除くABS」にNOMURA-J
			的な時価総額型	一永久債、無格付債(発行体格付があるものに限る)、バン	TIPS Index (フロアあり)を市場時価ウェイトで組み入れた
			インデックスの	クローン(投資信託を通じて運用するものに限る)への	NOMURA-BPI 物価連動国債プラスに変更した。また、国内債
			みならず、運用収し	投資	券の評価ベンチマークについても、NOMURA-BPI「除くAB
	l	1	7, 2/19 /2		

益向上の観点か ら検討を行って いるか。 また、ベンチマー クにより難い非 伝統的資産の評 価については、資 産の管理及び運 用に関し一般に 認められている 専門的な知見に 基づき評価方法 を明らかにして いるか。 (4) 収益確保や 運用の効率化の ための運用手法 の見直しを行っ ているか。

- フルインベストメントと集中投資制限の緩和

オ 新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権 行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG (環境、社会、ガバナンス) の考慮を含めたエンゲージメン ト活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状 況について評価を実施。評価の対象も前年の国内株式パッシ ブ運用のみから内外株式 (パッシブ及びアクティブ) に拡大。 また、オルタナティブ資産については以下の取組みを実施し

ア. オルタナティブ資産に係る運用機関(ゲートキーパー/フ ァンド・オブ・ファンズ〈GK/FoF〉))の公募開始

マネジャー・エントリー制を活用し、オルタナティブ資産に 係運用機関の公募及び情報提供の受付を平成29年4月に開 始した。オルタナティブ資産に係る運用機関の公募は当法人に とって初めての取組みであることから、説明会を複数回開催す ると共に、当該説明会資料(日・英)をHPに掲載する等、運 用機関が当法人のオルタナティブ資産関する考え方を充分理 解した上で公募プロセスに参加できるような工夫を行った。

運用機関の公募及び情報提供の受付を開始した分野は、以下 の通りである。

- インフラストラクチャー分野
- ・プライベート・エクイティ分野
- 不動産分野

公募及び情報提供を開始して以降、平成30年3月末までにエ ントリー及び情報提供があったファンド数は、以下の通りであ

(エントリー)

- ・インフラストラクチャー分野:10ファンド
- ・プライベート・エクイティ分野:29ファンド
- ・不動産分野:11ファンド (情報提供)
- ・インフラストラクチャー分野:10ファンド
- ・プライベート・エクイティ分野:2ファンド
- ・不動産分野:2ファンド

イ. オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定

インフラストラクチャー分野において2ファンドを新規に 選定し、国内不動産分野においても1ファンドを新規に選定し た。選定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用 した。

当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点 (5) 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の2

S」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIF Cu stomized, NOMURA J-TIPS Index (フロアあ り)及びNOMURA-BPI物価連動国債プラスの複合インデック ス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)に変更し た。また、平成28年度に新設したオルタナティブ資産の評価基準を 踏まえ、定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用機関 の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程等を新たに定め、オ ルタナティブ資産に関する評価基準の改善を実施したことから、所期 の目標を達成していると考えられる。

- (4) 収益確保や運用の効率化のため、運用手法の見直しを適時に行い、 その結果、
- ・アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が 達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩 和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を行った。(再
 - 永久債、無格付債(発行体格付があるものに限る)、バンクロー ン(投資信託を通じて運用するものに限る)への投資
 - フルインベストメントと集中投資制限の緩和

を実施した。

・外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からMS CI-ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当 課税要因考慮後)のサブインデックスによるパッシブファンド(地域別 パッシブファンド)の運用を開始した。

また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募を平成29年4月に 開始し、インフラストラクチャー分野において2ファンド、国内不動産 分野において1ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コ ンサルタント2社の知見も活用した。

契約においては、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化す る観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託 機関による共同投資を採用した。

以上より、所期の目標を達成していると考えられる。

⑤ マネジャ (5) 運用受託機 ー・エントリー制 関の選定・管理の

		を佰用して、行員	短化のだめの取	から、成切報酬に里さを直いた報酬仲糸の导入に加え、連用文	次番宜を美胞した。また、連用機関の選定を機動的に美胞できるよう。
		産の運用受託機関	組を進めるとと	託機関による共同投資を採用した。	に、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用につい
		構成を適時に見直	もに、運用実績等	なお、プライベート・エクイティ分野及び海外不動産分野に	てもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的4資
		し、その結果を踏	を勘案しつつ、運	ついても上記と並行して選定を進めており、平成30年度に選	産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。(公募:平成30年2月
		まえ、これに伴う	用受託機関を適	定できる見込みである。	19日開始(締切期限なし)) さらに、国内株式パッシブにとどまらず、
		資産の移管を実施	時見直している		内外株式(パッシブ及びアクティブ)の運用機関の選定等に際しては、
		する。	か。また、日本株	ウ. オルタナティブ資産への投資	新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則でエ
			の運用受託機関	インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた	ンゲージメントに関する要請事項も明示し、ESG(環境、社会、ガ
I		⑥ 運用実績等	の選定等に際し	共同投資及び平成29年度に採用した運用受託機関を活用し	バナンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動の実施状況について
		を定期的に評価	ては、企業に対す	た投資を実施し、平成30年3月末現在の残高は1,968億	評価を行っており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考え
		し、資金配分の見	るエンゲージメ	円となった。	られる。
		直しを含め、運用	ント活動を適切	プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じ	
		受託機関を適時に	に評価している	た共同投資を実施した結果、平成30年3月末現在の残高は8	
		見直すこととし、	か。	2億円となった。	
		見直しにあたって		不動産分野については、平成29年度に採用した運用受託機	
		は、マネジャー・		関を通じ、国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成3	
		エントリー制を活		0年3月末現在の残高は81億円となった。	
		用する。			
				エ. 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びス	
				キームの構築	
				オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国に	
		⑦ 運用受託機	(6)運用コスト	おける税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋が	(6)調査研究結果を踏まえて、当法人でも、法令で認められる範囲でイ
			の低減や運用に	る。平成29年度においては、米国における主権免税及び	ンハウス運用を進めるほか、外部委託運用先からの情報収集を円滑化
			関する知識・経験	QFPF(Qualified Foreign Pension Fund)適用による税制上の優遇措	するために、インハウス部門と委託運用先選定部門の連携体制を強化
			等の蓄積の観点	置に関する調査を税務コンサルタントと実施し、調査結果を踏	した。
			から、法令で認め	まえた投資スキームの構築を実施した。	また、アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化(目標超
		の見直しを検討す		577-1-17-17-17-18-17-18-17-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-	過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る)
		る。	ンハウス運用の	⑤⑥ 国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運	とセルフガバナンス向上(運用キャパシティ管理)を目的として、本
			活用を検討した	用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開	格的な実績連動報酬体系を平成30年4月から導入することを決定し
			か。	始した。(再掲)	ており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。
			., 0)	新実績連動報酬体系の概要は以下のとおり。
				⑦ アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化(目標)	超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運
				超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向	用並みの運用報酬(=基本報酬率)
				上を図る)とセルフガバナンス向上(運用キャパシティ管理)	- 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率と同じ報酬
				を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成30年4月	水準になることを前提
				から導入することを決定した。新実績連動報酬体系の概要は	一 一部の運用受託機関に対して、長期的なパフォーマンスに応じた支
				以下のとおり。	払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契約を導
				- 超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパ	入。
(5) 運用対象の	(4)運用対象の	(4)運用対象の	 (7)新たな運用	ツシブ運用並みの運用報酬 (=基本報酬率)	/ \(\)
多様化	多様化	多様化	対象について、経	- 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率	(7) 市場環境等を踏まえた検討は、平成28年度に実施済である。
多塚化 新たな運用対象	多様化 運用対象につい		対象に分れて、経営委員会におい	- 日標題週収益率を達成した時に、就行突制の固定報酬率 と同じ報酬水準になることを前提	(1) 中勿來党すで頃まんに锲引は、十以40十段に天旭伢(める。
利にな連用対象 についても、被保		対象については、	て、年金資金運用	- 一部の運用受託機関に対して、長期的なパフォーマンス	
険者の利益に資す	本平的な力針に基	被保険者の利益に	の観点かり幅ム	に応じた支払いとする代わりに、マーケットサイクルを	

から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受

次審査を実施した。また、運用機関の選定を機動的に実施できるよう

を活用して、各資 強化のための取

ることを前提に、 経営委員会におい て、物価連動国債 やREIT(不動 産投資信託) 等を 始め、年金資金運 用の観点から幅広 に検討を行うこ

様化については、 市場環境等に関す る報告等を十分に 踏まえ、資金運用 について一般に認 められている専門 的な知見に基づき 検討すること。そ の際、非伝統的資 産は、市場性や収 益性、個別性、取 引コストや情報開 示の状況など、従 来の伝統的資産と はリスク等が異な る点も多く、運用 | 際、非伝統的資産 | 討する。 側の能力向上等の みでは対応できな | 性、個別性、取引 いことから、各資 産の確かな収益力 の向上や流通市場 の整備等、市場環 境の整備を十分踏 まえた検討を行う こと。

づき、分散投資を | 資することを前提 | に検討を行った 進めるため、オルトに、経営委員会にか。また、具体的 タナティブ投資な おいて、年金資金 な運用対象資産 どその多様化を図 運用の観点から幅 る。新たな運用対 広に検討を行う。 象については、被 理事長等は実施状 保険者の利益に資 | 況や経営委員会か | を十分に踏まえ、 することを前提 | ら求めのあった市 | 資金運用につい に、経営委員会に | 場環境等に関する | て一般に認めら また、具体的な | おいて、年金資金 | 事項については適 | れている専門的 運用対象資産の多 | 運用の観点から幅 | 時に経営委員会に | な知見に基づき 広に検討を行う。 報告することと 理事長等は実施状し、経営委員会は一際、非伝統的資産 況や経営委員会か | その報告等を十分 | は、各資産の確か ら求めのあった市 | に踏まえ、資金運 | な収益力の向上 場環境等に関する 用について一般に 事項については適┃認められている専┃備等、市場環境の |時に経営委員会に|門的な知見に基づ|整備を十分踏ま 報告することと き検討する。

し、経営委員会は

は、市場性や収益

コストや情報開示

の状況など、従来

の伝統的資産とは

リスク等が異なる 点も多く、運用側

の能力向上等のみ

では対応できない ことから、各資産 の確かな収益力の 向上や流通市場の 整備等、市場環境 の整備を十分踏ま えた検討をする。

その報告等を十分 オ ② オルタナ に踏まえ、資金運 ティブ投資におい 用について一般に「て、LPS(リミ 認められている専一テッドパートナー 門的な知見に基づ シップ) 又は投資 き検討する。その一一任での運用を検

の多様化につい ては、市場環境等 に関する報告等 検討したか。その や流通市場の整

えた検討をした

踏まえた複数年契約を導入。

(4) 運用対象の多様化

- ① オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手 数料水準に関して運用委員会での審議を行った。また、インフ ラストラクチャー分野及び国内不動産分野における運用受託 機関の採用及び投資マンデートの付与に際して、採用の経緯及 び理由について経営委員会に報告した。
- ② 平成29年9月に年金積立金の運用の対象となる有価証券に ついて、LPSを追加する政令の改正が行われた。政令の改正 を受け、LPSへの直接投資を行う為の人員体制及び予算措置 について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定した。ま た、LPSに関連した規定を業務方法書に新たに追記する準備 を行った。

投資一任を通じた運用については、インフラストラクチャー 分野及び国内不動産分野で運用受託機関を採用し、運用を開始 した。また、プライベート・エクイティ分野及び海外不動産分 野についても、運用受託機関の採用活動を継続した。

③ 平成29年10月改正の管理運用法人法において、直接利用可 能なデリバティブ取引は、全て運用に係る損失の危険の管理を 目的として行うものに限定するとともに、先物外国為替(市場 デリバティブ) 及び株価指数先物が新たに追加された(後者は 政令で規定)。必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反 映の準備を行った。

(6)株式運用に おける考慮事項

株式運用におい て、財務的な要素 に加えて、収益確 保のため、非財務 的要素であるES G(環境、社会、 慮することについ て、検討すること。

(5)株式運用に おける考慮事項

株式運用におい て、財務的な要素 に加えて、収益確 (環境、社会、ガ について一般に認 的な知見に基づ き、検討する。

(5)株式運用に おける考慮事項

(8)株式運用に

おいて、財務的な

要素に加えて、収

益確保のため、E

SG(環境、社会、

ガバナンス)を含

めた非財務的要

とを検討したか。

株式運用におい て、財務的な要素 に加えて、収益(リ 保のため、ESG スク調整後リター ン)確保のため、 バナンス)を含め ESG (環境、社 素を考慮するこ ガバナンス)を考した非財務的要素をし会、ガバナンス) 考慮することにつしを含めた非財務的 ┃いても、資金運用┃要素に関する取組 も考慮した運用受 められている専門 託機関の総合評価 を行うとともに、 国内株式パッシブ 運用における ESG を考慮したマネジ

> また、マネジャ ー・エントリー制 に関し、外国株式 運用において ESG の考慮を投資方針 に含む運用受託機 関の採用も含め審 杳を進める。

ャー・ベンチマー

クに基づく運用に ついて公募結果を

踏まえ取組を進め

(5) 株式運用における考慮事項

新たに制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使 原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示 し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合 評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取 組状況を評価。評価のウェイトも以下の通り変更。

国内株式パッシブ運用:定性評価の30%から評価全体の30% 外国株式パッシブ運用:定性評価の10%から評価全体の30% 内外株アクティブ運用:定性評価の10%から評価全体の10%

平成28年度に開始した国内株式を対象としたESG (環境・ 社会・ガバナンス)指数の公募では14社27指数の応募があり、 ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ESG評価会 社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成29年 度に2社3指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始 した。

種別	指数名
総合型	FTSE Blossom Japan Index
総合型	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数
テーマ 型・社 会(S)	MSCI 日本株女性活躍指数 (愛称は WIN)

さらに、ESGのうち新たに環境(E)に関する指数の公募を 実施し、11社から15指数の応募があった。運用を開始したE SG指数は国内株式を対象としていたが、公募を実施した環境指 数がフォーカスしている気候変動などの環境問題は国境を越え たグローバルな課題であると考えており、グローバル株式を対象 としている。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリン グなど複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率 や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、 事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び 指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進 めている。

公募

平成29年11月1日にホームページに公募 要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、 期限である平成30年1月31日までに11 社15指数の応募があった。

(8) 平成28年度に開始した国内株式を対象としたESG(環境・社会・ ガバナンス)指数の公募では14社27指数の応募があり、ポジティ ブスクリーニング、企業の情報開示促進、ESG評価会社のガバナン ス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成29年度に2社3指数を 選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。さらに、ESG のうち新たに環境(E)に関する指数の公募を実施し、11社から1 5 指数の応募があった。運用を開始したESG指数は国内株式を対象 としていたが、公募を実施した環境指数がフォーカスしている気候変 動などの環境問題は国境を越えたグローバルな課題であると考えてお り、グローバル株式を対象としている。応募指数の審査にあたっては、 書類審査、ヒアリングなど複数の選考過程を通じて、リスク・リター ン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報 管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセ ス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を 進めている。

また、新たに制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使 原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、 重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価にお いて、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。 評価のウェイトも以下の通り変更。

国内株式パッシブ運用:定性評価の30%から評価全体の30% 外国株式パッシブ運用:定性評価の10%から評価全体の30% 内外株アクティブ運用:定性評価の10%から評価全体の10%。

以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を得られ たと考える。

理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財役債について、年金積立金の適正をめて、第個による評価によるでででは、時価に行い、開っていた。では、当該財役債についの(1)に	て、引き受けた満 期保有とする財投 債について、管理の で運用を行う。 また、資産では、 は当原価は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	理及び運用は、適 切に行われてい るか。また、満期 保有とする財投 債について、時価 による評価も併 せて行い、開示し	(6) 財投債 ① 財投 時価法 ② 資産	応募のあった11社15指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4社8指数を第1次審査通過とした。第1次審査通過とした4社8指数について、ヒアリングを実施するとともに、リスク・リターン特性、流動性、回転率などの定量、指数構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性の両面から審査し、総合評価を進めている。 その管理及び運用と債の残高については、償却原価法による評価に併せ、ほによる評価額を公表した。 を管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び別で報告を求め、適切に管理されていることを確認し	(9) 財投債の管理及び運用は適切に行っており、また、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし
債については、第					

1. 当事務及び事業に関する基本情報

I-4

透明性の向上

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		最終年度値等)												
Twitter 情報発 信	情報公開・広報活動の充実	_	30 回 (フォロワー 数 5,442、閲覧 回数 577,759)	157 回 (フォロワー数 8,755、閲覧回数 3,030,877)	199 回 (フォロワー数 22,653、閲覧回 数 3,931,449)				予算額(千円)	当法人		 が困難な理由》 の管理及び運用 務全般のみを管理		
Youtube 動画掲 載	情報公開・広報活動の充実	_	5 本 (登録者数 252、視聴回数	12本 (登録者数 407、視聴回数	569、視聴回数				決算額(千円)	評価項目	ごとの財務情報	等の記載は不可能	it.	
ホームページ 訪問数 (セッション数)	情報公開・広報 活動の充実	562,914	4687) 570,950	8,645) 662,818	13,381) 560,300				経常費用(千円)	_	_	_	_	-
									経常利益 (千円)	_	_	_	_	_
									行政サービス実 施コスト (千円)	_	_	_	_	_
									従事人員数	_	_	_	_	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

書等の公開資料を | 金積立金の運用手 | する。また、運用の

中期計画 年度計画 法人の業務実績・自己評価 中期目標 主な評価指標 業務実績 4. 透明性の向上 4. 透明性の向上 4. 透明性の向上 3. 透明性の向上 年金積立金の管 年金積立金の管 年金積立金の管 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を | 評定: B 理及び運用の方針 理及び運用に関し 理及び運用に関し 担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・ 並びに運用結果、新して、各年度の管理及 て、国民のより一層 運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ たな運用対象を追しび運用実績の状況しの理解と協力を得 に掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実 加する場合を始め (運用資産全体の るため、年度の業務 等に努めた。 とする年金積立金 | 状況、運用資産ごと | 概況書など公開資 平成29年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなど の運用手法、管理運一の状況及び各運用一料をより一層分か その適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う 用委託手数料、運用 | 受託機関等の状況 | りやすいように工 観点から、SNS を活用するとともに、平成29年6月にホームページ 受託機関等の選定│並びに新たな運用│夫するとともに、ホ (トップページ) の改修を実施した。 過程・結果等につい | 対象を追加する場 | ームページ等を活 年金積立金の管理及び運用に関して、透明性の向上と情報公開の て、年度の業務概況 | 合を始めとする年 | 用して迅速に公表 充実を図るため、平成 27 年 3 月末時点(債券 1092 発行体、株式 4702

<評定と根拠>

「透明性の向上」は、年度及び四半期の運用状況をホームページ 等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやす いように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応 した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実 を図ること、運用の透明性を高めるため、保有する全ての有価証券 の銘柄名(債券は発行体名)等を公表することとされている。

自己評価

以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、公開資料をより 一層分かりやすいように工夫するとされているのに対し、国民によ り分かりやすい情報発信を行う観点から、SNSを活用するとともに、 平成29年6月にホームページ(トップページ)の改修を実施した。 透明性の向上を図るため、年度及び四半期の運用状況については、

銘柄)、平成28年3月末時点(債券2297発行体、株式4711銘柄)

るとともに、国民に 等の選定過程・結果 対する情報公開・広 を含む。) 等につい 検討し、その充実を | 半期の管理及び運 | を図る。 図ること。

関等の選定等に関 が重要事項と判断 する事項について 経営委員会の審議 を経て議決を行う など、経営委員会に 開資料をより一層 よる適切な監督の 下で、その透明性を一に工夫するととも 確保すること。

会の審議の透明性 の確保を図るため、 議事録及び議事概 要をそれぞれ厚生 労働省令で定める 期間の経過後速や かに公表すること。 う年金積立金の管 理及び運用の透明 性をさらに高める の有価証券の銘柄 価証券の時価総額 を公表すること。

金積立金の管理及 び運用に対する国 民の信頼を確保す るための主要な役 割を果たすことか ら、重要度が高いも

より一層分かりや | 法、管理運用委託手 | 多様化、高度化や国 すいように工夫す | 数料、運用受託機関 | 際化においても国 報活動の在り方を | て、毎年1回(各四 | 方を検討し、充実等

用実績の状況 (運用

具体的には、以下 また、運用受託機 | 資産全体の状況及 | の取組を進めるこ び運用資産ごとのしととし、その際に しては、経営委員会 | 状況を含む。) 等に | は、市場への影響に ついては四半期ご 留意するものとす とに) ホームページ る。

民に対する情報公 開・広報活動の在り

等を活用して迅速 に公表するなど、公 分かりやすいよう に、運用の多様化、 さらに、経営委員 高度化や国際化に 対応した国民に対 する情報公開・広報 活動の在り方を検 討し、その充実を図

また、運用受託機 関等の選定等に関 加えて、法人が行しては、経営委員会 が重要事項と判断 する事項について 経営委員会の審議 ため、保有する全て を経て議決を行う など、経営委員会に 名(債券については よる適切な監督の 発行体名)と当該有 下で、その透明性を 確保する。

さらに、経営委員 上記の事項は、年 会の審議の透明性 の確保を図るため、 議事録及び議事概 要をそれぞれ厚生 労働省令で定める 期間の経過後速や かに公表する。

に加え、平成29年3月末時点(債券2752発行体、株式4828銘柄) | 事前に公表日を定めた上で27年度より前倒しして公表を行った。 の全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、経済団 体、労働団体及び市場関係団体の計8団体に意見照会を行い、各団 体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階に おいて実証的な検証(イベントスタディ)等を行い、市場への影響 3回の検証については、昨年度第1・2回の検証と同様に、一般的に 認められた専門的知見である Fama-French 3 ファクターモデルを しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多角 的な検証を行った。検証結果は、運用委員会に対して報告を行い、 ームページ上で全保有銘柄をエクセル形式でダウンロードできる 46 回(昨年度も46回)の英語による情報発信を行った。 機能とし、使用者が分析・加工しやすいように、各資産毎にシート を作成するとともに、日本語、英語で表示するなどわかりやすさを 確保した。加えて、第1~3回の検証を総括した内容を著名な証券 アナリストジャーナル (2018年2月号) に寄稿し、ホームページ以 外の媒体を通じても、広く公表を行った。

	平成28年7月29日に、平成27年3月末時
	点の保有銘柄を開示
	平成28年11月25日に、平成28年3月末
│ 保有銘│ 柄開示	時点の保有銘柄を開示
們用小	平成29年7月7日に、平成29年3月末時点
	の保有銘柄を開示
	平成28年10月20日第110回運用委員
	会
	「保有銘柄開示による市場への影響に関する
	検証について」報告
運用	平成29年2月20日第114回運用委員会
委員会	「保有銘柄開示による市場への影響に関する
	検証について(その2)」報告
	平成29年9月11日第122回運用委員会
	「保有銘柄開示による市場への影響に関する
	検証について (その3)」報告
	平成28年11月25日
	「保有銘柄開示による市場への影響に関する
公表	検証結果について」公表
公衣	平成29年3月3日
	「保有銘柄開示による市場への影響に関する
	検証結果について (2)」公表

また、情報公開・広報活動の充実を図るとされているのに対し、 より一層の情報公開・広報の促進に努める観点から、ホームページ による情報発信以外にも、SNS を活用し、Twitter 公式アカウント では、ホームページの更新状況だけでなく、管理運用法人による長 等の懸念がないことを確認しながら進めることとした。今年度の第 | 期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやすく示す情 報の発信に努め、199回(昨年度 157回)の情報発信を行い、フォ ロワー数が昨年比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式 活用し、市場に対する影響度合の検証を行った。検証にあたっては、 | チャンネルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく 各時点の影響度合の検証に留まらず、平成28年3月末との平成29 | 説明する動画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する 年3月末の保有比率の差に着目した分析や、各運用受託機関が保有 | 映像及び採用 PR 映像等、16本(昨年度 12本)を掲載した。管理運用 法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報 については日本語とタイムラグのない英語による情報発信に努め、 検証結果の概要をホームページへ掲載した。開示にあたっては、ホ | ホームページの新着情報から 35 回 (昨年度は 25 回)、Twitter から

> マスメディアやホームページ・SNS以外で管理運用法人の運用 について国民に理解を求める新たな取組みとして、投資初心者など にも訴求力のある個人投資家向けイベントに広報責任者が登壇し、 長期分散投資家としての管理運用法人の知名度を高めた。また、管 理運用法人が長期的な投資収益向上の観点から近年強化している ESG投資について、国民や投資先企業、運用業界など幅広いステ ークホルダーに理解を求める観点から、ESG投資を中心とする講 演・シンポジウムへの役職員の登壇を国内外で58回行った。

その他、理事長による新年メディア懇談会を開催するなど積極的 な情報発信に努めた。

さらに、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、市場への影 響を検証することとした上で、平成27年3月末時点(債券1092発 行体、株式 4702 銘柄) 及び平成 28 年 3 月末時点 (債券 2297 発行 体、株式 4711 銘柄) に加え、平成 29 年 3 月末時点(債券 2752 発行 体、株式 4828 銘柄) の全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示に あたっては、経済団体、労働団体及び市場関係団体の計8団体に意 見照会を行い、各団体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示する とともに、各段階において実証的な検証(イベントスタディ)等を 行い、市場への影響等の懸念がないことを確認しながら進めること とした。検証にあたっては、各時点の影響度合の検証に留まらず、 平成28年3月末との平成29年3月末の保有比率の差に着目した分 析や、各運用受託機関が保有しているポートフォリオに対する影響 をヒアリングするなど、多角的な検証を行った。加えて、第1~3 回の検証を総括した内容を著名な証券アナリストジャーナル(2018 年2月号) に寄稿し、ホームページ以外の媒体を通じても、広く公 表を行った。

以上を踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることか ら、Bと評価する。

立金の管理及び			検証結果について(3)」公表	
用の透明性をさ			第1~3回「保有銘柄開示による市場への影響	
に高めるため、保			に関する検証結果について」公表	
する全ての有価	証		平成30年2月1日	
券の銘柄名(債券)	7		「GPIF の保有銘柄開示による国内株式市場へ	
ついては発行体名)		の影響について」証券アナリストジャーナル	
と当該有価証券	か		2018年2月号	
時価総額を公表	す (1)広報戦略を策	<評価の視点>		【評価の視点】
る。	定し、広報の方向性	(1) 基本ポート	(1) 平成29年度広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上	(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについ
これらの情報:	公 や効果的なコミュ	フォリオの考え方	で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施	ては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の
開に当たっては、	市 ニケーションツー	を含む年金積立金	した。効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、	役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料
場への影響に留意	意 ル (SNS を含む) の	の管理及び運用の	Twitter 公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでな	をホームページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく
するものとする。	位置づけ等を明確	方針、運用結果、	く、管理運用法人による長期分散投資の成果をインパクトのある	説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載している。この
	化するとともに、広	具体的な運用体制	数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、フォロワー数が昨年	ほか、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関
	報活動の評価 (効果	など管理運用の仕	度末比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式チャンネ	する説明を行い、平成 28 年度に引き続き理事長による新年メ
	測定を含む)を行	組みを年度の業務	ルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明す	ディア懇談会を開催するなど、積極的な情報発信に努めてお
	う。	概況書などで理解	る動画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像	り、所期の目標を達成していると考える。
		しやすく情報公開	及び採用 PR 映像を掲載した。管理運用法人に対する国際的な関	
		しているか。	心が高まっていることに鑑み、重要な情報については日本語とタ	
			イムラグのない英語による情報発信に努め、ホームページの新着	
			情報から 35 回(昨年度は 25 回)、Twitter から 46 回(昨年度も	
			46回)の英語による情報発信を行った。また、四半期ごと及び業	
			務概況書公表時に広報効果測定を実施した。	
				(2) 年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関
	(2) 基本ポートフ	(2)年金積立金	(2)基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについて	等の選定過程・結果等については、業務概況書等で適切に公表し
	オリオ等の管理及	の運用手法、管理	は、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割	た。平成29年度広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上
	び運用の趣旨や仕	運用委託手数料、	や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホー	で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施
	組みをホームペー	運用受託機関等の	ムページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する	した。効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、
	ジ等で説明する。	選定過程・結果等	動画を Youtube 公式チャンネルに掲載するなど説明に努めてい	Twitter 公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでな
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	について、年度の	る。	く、管理運用法人による長期分散投資の成果をインパクトのある
		業務概況書等の公	このほか、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人	数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、フォロワー数が昨年
		開資料をより分か	に関する説明を行い、平成 28 年度に引き続き理事長による新年	比約 2. 7 倍の 22, 653 となった。また、Youtube 公式チャンネルで
		りやすいように工	メディア懇談会を開催するなど、積極的な情報発信に努めた。	は、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動
		夫するとともに、	また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募及び情報提供	画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像及び
		国民に対する情報	の受付について、ホームページに掲載した。	採用 PR 映像を掲載した。管理運用法人に対する国際的な関心が
		公開・広報活動の	オルタナティブ資産に係る運用機関の公募は管理運用法人に	高まっていることに鑑み、重要な情報については日本語とタイム
		在り方を検討し、	 とって初めての取組みであることから、説明会を複数回開催する	ラグのない英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報
		その充実・強化の	と共に、当該説明会資料(日・英)をHPに掲載する等、運用機	から 35 回 (昨年度は 25 回)、Twitter から 46 回 (昨年度も 46 回)
		ための取組を行っ	関が当法人のオルタナティブ資産関する考え方を充分理解した	の英語による情報発信を行った。マスメディアやホームページ・
			上で公募プロセスに参加できるような工夫を行った。	
		たか。	1 (1) 3 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	SNS以外で管理運用法人の運用について国民に理解を求める 新たな取組みとして、投資初心者などにも訴求力のある個人投資
	1	I		- 利には取組みとして、牧官がい有なとにも訴ぶ力のある個人牧官士

平成29年9月11日

「保有銘柄開示による市場への影響に関する

のとする。

加えて、管理運用

法人が行う年金積

	3) 管理運用に関	(3) 署		年全積		軍用の向上等の観』	点 家向けイベントに広報責任者が登壇し、長期分散投資家としての
	る基本的な方		う7度の見直しを				管理運用法人の知名度を高めた。
	• 遵守事項等を規	~ -		13.	* (=43	. (22,070)	また、管理運用法人が長期的な投資収益向上の観点から近年強
	した年金積立金						化しているESG投資について、国民や投資先企業、運用業界な
	管理及び運用に						ど幅広いステークホルダーに理解を求める観点から、ESG投資
	する具体的な方						を中心とする講演・シンポジウムへの役職員の登壇を国内外で58
	をホームページ						回行った。ESG投資についてはホームページ上に管理運用法人
	より公開する。						のESG投資に関する特設ページを新たに設けたほか、29 年 11
							月に外務省と共同でメディア向けの勉強会を開催した。この結
							果、平成29年度に全国紙に掲載されたESG投資に関する全国
							紙の新聞記事は27年度比で4倍に達し、管理運用法人に関する
							報道が短期の運用実績に偏っていた過去の傾向に比べ、長期投資
							家としての姿勢を国民に伝えることができた。さらに国民や運用
							受託機関など取引先、投資先企業など幅広いステークホルダーに
							管理運用法人の認知度・信頼性の向上をはかるため、長期投資家
							としての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運
							用法人の受付や役員の講演・YouTube チャンネルで放映した。
							また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施
							した。広報に関する幅広い取組みの結果、同調査で 管理運用法
							人について「信頼できる」と回答した人の割合は、平成 28 年 7
							月の17.7%から、平成30年2月は27.7%まで上昇した。
							これらにより、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考え
							る。
	4) 亚比 0 0 年	タ (4) in	利用州の台上を図	フセム	7代00左奔記	ボスセンマー 東子	2 (3)適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の
	4)平成28年度 (3)各年度 管理及び運用実 四半期の管理						2 (3) 適切に各年度・各四十期の運用状況を公表しており、別期の 半 目標を達成していると考える。
	電性及び運用美 四十期の電理の状況 (運用資産 運用の運用実					成 2 9 年及の谷四- 日(金曜日が休日(
	の状況、運用資産 運用の運用等 体の状況、運用資 状況等につい					ロ(金曜ロが休日) 前倒しして公表を行	
	本の状況及び 迅速な情報 2			TAXHC)	1 a c c c u, f	11円しして公衣を1	
	正との状况及い 迅速な情報な 運用受託機関等 行ったか。	開をしった	<u>_</u> 0				
	世州支記機関等 打りたが。 状況並びに新た	***		四半期	第2四半期	第3四半期	
	運用対象を追加			29 年度)	(平成 29 年度)	(平成 29 年度)	
	る場合を始めと			9. 8. 4	H29. 11. 2	H30. 2. 3	
	る年金積立金の			四半期	第2四半期	第 3 四半期	
	用手法、運用管理			28 年度)	(平成 28 年度)	(平成 28 年度)	
	託手数料、運用受			3. 8. 26	H28. 11. 25	H29. 3. 3	
	機関等の選定過	112	1120		1120, 11, 20	1120. 0. 0	
	・結果を含む。)						
	ついては、7月の						
	一金曜日にホー						
۵.	ページ等により						
情報	報を公開する。ま						

			T
た、平成29年度の			
四半期の運用状況			
については、期末日			
の翌々月の第一金			
曜日(金曜日が休日			
の場合はその前日)			
にホームページ等			
により情報を公開			
する。			
具体的な公表日			
は、平成28年度の			
管理及び運用実績			
の状況は7月7日			
に、平成29年度の			
四半期の運用状況			
は8月4日、11月			
2日、2月2日とす			
る。			
(5) 監査委員会	(4) 監査委員会	(5) 監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、	│ │ (4)適切に監事及び監査法人の監査の結果等を公表しており、所
及び監査法人の監		ホームページに掲載し、情報の公表を行った。	期の目標を達成していると考える。
		4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	Modifice Control of the second
は、年1回ホームペ			
ージで情報を公開			
する。	hii 5 11 2 15 % 0		
7 20			
(6) スチュワード	(5) 運用受託機	(6)	
シップコードへの			 (5) オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬休系及び手数
	しては、経営委員		料水準に関して運用委員会で審議し、また、インフラストラクチャ
	会が重要事項と判		一分野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資
等の公表について、		すための方針」を更新し、ホームページで同日公表。	マンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員
		② 平成29年6月1日付でスチュワードシップ活動原則および議決	
すい内容となるよ		権行使原則を新たに策定し、同年6月2日にホームページで公表。	ATTINED CAS / TOTOMY PERMICE MAY OF CASCASCO
う努める。		③ 国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請(ホ	
	会による適切な監	ームページにも掲載)	
		④ ③で要請した株式運用受託機関の議決権行使結果の公表状況につ	
	明性の確保が図ら	いて当法人のホームページで公表。	
	れているか。	⑤ 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成29年 スチュ	
	40 C V · Ø // ⁺ 0	ワードシップ活動報告」を公表(平成30年2月2日)し、平成2	
		9年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行	
		使状況の概要についてホームページに掲載。	
		⑥「平成29年 スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、	
		英語版サマリーを作成しホームページに掲載。別途、全訳も作成。	

⑦ 企業・アセットオーナーフォーラム及びグローバル・アセットオ ーナーフォーラムの議事概要についてホームページに掲載。 (7)運用受託機関 (6)経営委員会 (7) オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料 | (6) 適切に、経営委員会の議事録の公表の手続きを進めており、 水準に関して運用委員会で審議し、また、インフラストラクチャー「所期の目標を達成していると考える。 等の選定等に関しの議事録及び議事 ては、経営委員会が|概要をそれぞれ厚 分野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マ ンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会 重要事項と判断す 生労働省令で定め る事項について経 る期間の経過後速 に報告を実施した。 営委員会の審議を やかに公表するよ 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等並びに経営委 員会に係る資料及び議事概要等について、市場への影響に配慮しつ 経て議決を行うなしう所要の手続を進 ど、経営委員会によりめたか。 つ、ホームページに公表するとともに公表した旨を Twitter で情報 る適切な監督の下 発信した。 で、その透明性を確 また、運用委員会の議事録については、一定期間(7年)経過し 保する。 た第38回~第43回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。 さらに、経営委員 なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期 会の審議の透明性 間(7年)経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。 加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるた の確保を図るため、 (7)年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平 (7)保有する全 議事録及び議事概 ての有価証券の銘 め、平成29年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名(債 成29年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名(債券につい ては発行体名) と当該有価証券の時価総額を公表しており、所期の 要をそれぞれ厚生 柄名(債券につい 券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表した。 労働省令で定める ては発行体名)と 目標を達成していると考える。 期間の経過後速や│当該有価証券の時│<平成28年度の業務実績の評価結果の反映状況> かに公表するため 価総額を公表した 有識者会議での「情報の発信については、一般の方々に届いている か、受け手の反応など調査アンケートなどをとって広報のあり方も含 の所要の手続きを一か。 進める。 めて検討する取組もあっていいのではないか。」「メディアがGPIF 〈課題と対応〉 の運用に関する取り組みを十分に理解されていないため、改善の余地 特になし 加えて、管理運用 法人が行う年金積 が十分にあるのではないか。」との意見を踏まえ、広報活動の評価(効 立金の管理及び運 果測定含む)を実施するとともに、短期の運用実績の評価に偏らない 用の透明性をさら バランスの取れた認知度の向上を図るため、新たに取り組んでいる に高めるため、保有 ESG 関連の取り組みや平成29年10月のガバナンス改革での合議制の する全ての有価証 導入により、より透明性の高い組織になることをアピールした。マス 券の銘柄名(債券に メディアを介さず管理運用法人の運用について国民に理解を求める ついては発行体名) 新たな取組みとして、投資初心者などにも訴求力のある個人投資家向 と当該有価証券の けイベントに広報責任者が登壇し、長期分散投資家としての管理運用 時価総額を公表す 法人の知名度を高めた。また、ツイッターを通じて累積収益やインカ ムゲインなど長期分散投資の成果を示す情報発信を強化した。 る。

I - 5

基本ポートフォリオ等

①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本ポートフォ リオを検証した	適切な資産構 成割合の管理	1 回	1 回	1回	1回				予算額 (千円)		ンプット情報の記載が困難な理由》			
回数 基本ポートフォ リオの見直しを 行った回数	適切な資産構 成割合の管理	1回または0回 (見直しを行った年 は業務量が増えるた め高く評価)	0回	0回	O II				決算額(千円)	当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
		WIN (II IIII)							経常費用(千円)	_	_	_	_	-
									経常利益 (千円)	_	_	_	_	-
									行政サービス実 施コスト (千円)	_	_	_	_	-
									従事人員数	_	_	_	_	

3. 各	各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、	業務実績、年度評価	面に係る自己評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
5	5. 年金積立金の管	5. 年金積立金の	5. 年金積立金の管		4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の	<評定と根拠>	
理	里及び運用におけ	管理及び運用にお	理及び運用におけ		構成に関する事項	評定: B	
7	る長期的な観点か	ける長期的な観点	る長期的な観点か			「基本ポートフォリオ等」は、長期的な観点から運用目標に沿っ	
È	うの資産の構成に	からの資産の構成	らの資産の構成に			たモデルポートフォリオを定め、そのモデルポートフォリオに即し	
関	厚する事項	に関する事項	関する事項			た基本ポートフォリオを定めるとともに、定期的に検証を行うほ	
	(1) モデルポート	(1) モデルポート				か、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があ	
7	フォリオの策定	フォリオの策定				ると認める場合には、見直しの検討を行うこととされている。	
	他の管理運用主	経営委員会は、モ				以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、基本ポートフォ	
体	体(国家公務員共済	デルポートフォリ				リオの定期検証を行うこととされているのに対し、経営委員会の下	
組	且合連合会、地方公	オを策定するに際				に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移した	
科	务員共済組合連合	して、運用の目標に				ことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成29年度末時点を	
숲	会及び日本私立学	沿った資産構成と				基準に直近の経済・市場データを更新し、4回の審議を経て基本ポ	
杉	交振興・共済事業団	し、資産の管理及び				ートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会の審議、議決を経	
を	という。以下同じ。)	運用に関し一般に				て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認し、	
٤	土共同して、基本ポ	認められている専				このことから、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを	
_	-トフォリオを定	門的な知見並びに				確認しており、所期の目標を達成したと考えられることから、B評	
Ø,	りるに当たって参	内外の経済動向を				価とする。	

酌すべき積立金の	考慮して、フォワー	<評価の視点>	
資産の構成の目標	ド・ルッキングなリ	(1)経営委員会	【評価の視点】
(以下「モデルポー	スク分析を踏まえ	は、モデルポート	(1)モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、
トフォリオ」とい	て長期的な観点か	フォリオを策定す	フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点
う。) を定めること。	ら策定する。なお、	るに際して、運用	から設定されており、所期の目標を達成していると考える。
経営委員会は、モ	経営委員会は、モデ	の目標に沿った資	
デルポートフォリ	ルポートフォリオ	産構成とし、フォ	
オを策定するに際	を策定するに当た	ワード・ルッキン	
して、運用の目標に	っては、モデルポー	グなリスク分析を	
沿った資産構成と	トフォリオを参酌	踏まえて長期的な	
し、資産の管理及び	して他の管理運用	観点から策定して	
運用に関し一般に	主体が定める基本	いるか。	
認められている専	ポートフォリオと		
門的な知見並びに	の関係も併せて検	(2) モデルポー	(2)(4)経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利
内外の経済動向を	討する。	トフォリオについ	が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変
考慮して、フォワー		て、策定時に想定	を踏まえて、平成29年度末時点を基準に直近の経済・市場
ド・ルッキングなリ		した運用環境が現	ータを更新し、4回の審議を経て基本ポートフォリオの検証
スク分析を踏まえ		実から乖離してい	進めたところ、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポ
て長期的な観点か		る等、必要がある	トフォリオを変更する必要がないことを確認し、このこと
ら策定すること。な		と認めるときは、	ら、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認
お、経営委員会は、		他の管理運用主体	ており、所期の目標を達成していると考える。
モデルポートフォ		と共同して、検討	
リオを策定するに		を行っているか。	
当たって、モデルポ		また、定期的な検	
ートフォリオを参		証の必要性につい	
酌して法人及び他		て検討を行った	
の管理運用主体が		カゝ。	
定める基本ポート			
フォリオとの関係		(3)経営委員会	
も併せて検討する		は、基本ポートフ	(3) 基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし
こと。		オリオを、運用目	フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観
	(2)モデルポート	標に沿った資産構	から設定されており、所期の目標を達成していると考える。
(2) モデルポート	フォリオの見直し	成割合とし、フォ	
フォリオの見直し	策定時に想定し	ワードルッキング	
策定時に想定し	た運用環境が現実	なリスク分析を踏	
た運用環境が現実	から乖離している	まえて長期的な観	〈課題と対応〉
から乖離している	等、必要があると認	点から策定してい	特になし
等、必要があると認	めるとき、他の管理	るか。その際、名	
めるとき、他の管理	運用主体と共同し	目賃金上昇率から	
運用主体と共同し	て、モデルポートフ	下振れリスクが全	
て、モデルポートフ	ォリオに検討を加	額国内債券運用の	
オリオに検討を加	え、必要に応じ、こ	場合を超えないこ	
え、必要に応じ、こ	れを変更する。ま	ととするとともに	

れを変更すること。		株式等は想定より
また、モデルポート		も下振れ確率が大 Line Teacher Te
	定した運用環境が	きい場合があるこ
	現実から乖離して	とを十分考慮した
	いないか等につい	δ
	ての検証は、少なく	
	とも基本ポートフ	(4) 基本ポート
証の必要性につい	オリオの定期的な	フォリオについ
て検討すること。	検証において必要	て、市場動向を踏
	と判断されたとき	まえた適切なリス
	に実施する。	ク管理を行い、定
	(3)基本ポートフ	期的に基本ポート
(3)基本ポートフ	オリオの基本的考	フォリオの検証を
ォリオの策定	え方	行うほか、策定時
経営委員会は、基	経営委員会は、基	に想定した運用環
本ポートフォリオ	本ポートフォリオ	境が現実から乖離
をモデルポートフ	をモデルポートフ	している等必要が
オリオに即し、運用	オリオに即し、運用	あると認める場合
の目標に沿った資	の目標に沿った資	には、必要に応じ
産構成とし、資産の	産構成割合とし、資	て見直しの検討を
管理及び運用に関	産の管理及び運用	行ったか。
し一般に認められ	に関し一般に認め	
ている専門的な知	られている専門的	
見並びに内外の経	な知見並びに内外	
済動向を考慮して、	の経済動向を考慮	
フォワード・ルッキ	して、フォワード・	
ングなリスク分析	ルッキングなリス	
を踏まえて長期的	ク分析を踏まえて	
な観点から策定す	長期的な観点から	
ること。その際、名	策定する。その際、	
目賃金上昇率から	名目賃金上昇率か	
下振れするリスク	ら下振れリスクが	
が全額国内債券運	全額国内債券運用	
用の場合を超えな	の場合を超えない	
いこととするとと	こととするととも	
もに、株式等は想定	に、株式等は想定よ	
よりも下振れ確率	りも下振れ確率が	
が大きい場合があ	大きい場合がある	
ることも十分に考	ことも十分に考慮	
慮すること。また、	する。また、予定さ	
予定された積立金	れた積立金額を下	
額を下回る可能性	回る可能性の大き	
の大きさを適切に	さを適切に評価す	

評価するとともに	るとともに、リスク		
	シナリオ等による		
による検証につい			
	踏み込んだ複数の		
複数のシナリオで			
実施するなど、一層			
の充実を行う。	を行う。		
,	_ , , , ,		
(4) 基本ポートフ	(4) 基本ポートフ	(1) 基本ポートフ	(1) 基本ポートフォリオ
ォリオの見直し	ォリオ	ォリオ	平成26年10月31日に策定した基本ポートフォリオが引き
市場動向を踏ま	基本ポートフォ	モデルポートフ	続き効率的であることを確認した上で、当該基本ポートフォリオを
えた適切なリスク	リオを構成する資	ォリオに即し、次の	第3期中期計画における基本ポートフォリオとして継続すること
管理等を行い、策定	産区分については、	基本ポートフォリ	とし、中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅
時に想定した運用	国内债券、国内株	オに基づき、年金積	に基づき年金積立金の運用を行った。
環境が現実から乖	式、外国債券及び外	立金の管理及び運	
離している等、必要	国株式とし、基本ポ	用を行う。	
があると認めると	ートフォリオ及び	・資産構成割合	
きは、中期目標期間	乖離許容幅を次の	国内債券35%	
中であっても、必要	とおり定める。	国内株式25%	
に応じて見直しの	なお、以下に定め	外国債券15%	
検討を行うこと。な	る基本ポートフォ	外国株式25%	
お、市場への影響等	リオへ移行するま	• 乖離許容幅	
に鑑み必要がある	での間、乖離許容幅	国内債権±10%	
と認めるときは、ポ	を超過することに	国内株式±9%	
ートフォリオを見	ついては許容する	外国債券±4%	
直し後の基本ポー	ものとする。	外国株式±8%	
トフォリオに円滑	• 資産構成割合		
に移行させるため、	国内債券35%	(注) 運用体制の整	
移行ポートフォリ	国内株式25%	備に伴い管理・運用	
オ (基本ポートフォ	外国債券15%	されるオルタナテ	
リオを実現するま		ィブ資産 (インフラ	
での経過的な資産		ストラクチャー、プ	
の構成をいう。)を		ライベートエクイ	
策定すること。	国内株式±9%	ティ、不動産その他	
	外国債券±4%	経営委員会の議を	
	外国株式±8%	経て決定するもの)	
	(注) 運用体制の		
	整備に伴い管理・運		
	用されるオルタナ		
		外国債券及び外国	
		株式に区分し、資産	
		全体の5%を上限	
	イティ、不動産その	とする。	

他経営委員会の議また、経済環境や		
を経て決定するも「市場環境の変化が		
の)は、リスク・リー激しい昨今の傾向		
ターン特性に応じしを踏まえ、基本ポー		
て国内債券、国内株トフォリオの乖離		
式、外国債券及び外に許容幅の中で市場		
国株式に区分し、資 環境の適切な見通		
産全体の5%を上しを踏まえ、機動的		
限とする。 な運用ができる。た		
また、経済環境や「だし、その際の見通」		
市場環境の変化がしは、決して投機的		
激しい昨今の傾向しなものであっては		
を踏まえ、基本ポートならず、確度が高い		
トフォリオの乖離しものとする。		
許容幅の中で市場		
環境の適切な見通		
しを踏まえ、機動的		
な運用ができる。た		
だし、その際の見通		
しは、決して投機的		
なものであっては		
ならず、確度が高い		
ものとする。		
(5) 基本ポートフ (2) 基本ポートフ	(2) 基本ポートフォリオの見直し	
オリオの見直し オリオの見直し	経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き	
市場動向を踏まし、基本ポートフォー	低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成	
えた適切なリスクーリオについて、策定	29年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、4回の	
管理等を行い、定期 時に想定した運用	審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会	
的に基本ポートフ 環境に変化がない	における審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必	
オリオの検証を行しかの検証を行う。	要がないことを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変	
うほか、策定時に想しまた、市場の急激し	更する必要がないことを確認した。	
定した運用環境が「な変動などが生じ」		
現実から乖離してした場合、必要に応じ		
いる等必要がある。て見直しの検討を		
と認める場合には、「行う。		
中期目標期間中でしていた併せ、モデ		
あっても、必要に応しルポートフォリオ		
じて見直しの検討の検証が必要と判		
を行う。なお、市場 断されたときは、他		
への影響等に鑑み の管理運用主体と		
必要があると認め 共同して、モデルポ		
るときは、ポートフートフォリオに検		

オリオを見直し後 討を加え、経営委員
の基本ポートフォー会の審議を経て議
リオに円滑に移行 決を行い、変更す
させるため、移行ポーる。
ートフォリオ (基本
ポートフォリオを
実現するまでの経
過的な資産の構成
をいう。)を策定す
る。

I - 6

管理及び運用に関し遵守すべき事項

①主要なアウ										②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
スチュワードシッ	スチュワード	20社	20社	16社	3 4 社				予算額(千円)	_				
プ活動に関する運	シップ活動の	(すべての国内株式	(すべての	(すべての	(すべての					《インプ	ット情報の記載	が困難な理由》		
用受託機関へのヒ	把握	運用受託機関)	国内株式運	国内株式運	内外株式運					当法人は	は、年金積立金	の管理及び運用	業務のみを行って	ており、財
アリング社数			用受託機関)	用受託機関)	用受託機関)						こついては、業務全般のみを管理している。したがって、 ごとの財務情報等の記載は不可能。			たがって、
スチュワードシッ	スチュワード	_	260社	272社	619社	← (参考) 時		-	決算額 (千円)	評価項目				
プ活動に関するア	シップ活動の		(対象40	(対象40	(対象20	価総額ベー								
ンケート回答数	把握		0 社、回答率	0 社、回答率	52社、回答	ス回答率で					T			
			6 5 %)	6 8 %)	率30%)	は69%								
アンケート回答企	スチュワード	_	31社	16社	20社				経常費用(千円)					
業へのエンゲージ	シップ活動の													
メントに関するヒ	把握									_	_	_	_	
アリング数														
企業・アセットオ	スチュワード	_		1回	2 回				経常利益 (千円)					
ーナーフォーラム	シップ活動の									_	_	_	_	
開催	把握													
グローバル・アセ	スチュワード			1回	2 回				行政サービス実					
ットオーナーフォ	シップ活動の								施コスト (千円)	_	_	_	_	
ーラム開催	把握													
									従事人員数	_	_	_	_	

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
					業務実績	自己評価				
	6. 年金積立金の	6. 年金積立金の	6. 年金積立金の		5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	<評定と根拠>				
	管理及び運用に	管理及び運用に	管理及び運用に関			評定: A				
	関し遵守すべき	関し遵守すべき	し遵守すべき事項			「管理及び運用に関し遵守すべき事項」は、年金積立金の運用				
	事項	事項	(1)受託者責任		(1) 受託者責任の徹底	に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパ				
	(1)受託者責任	(1)受託者責任	の徹底		行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のた	クトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民				
	の徹底	の徹底	慎重な専門家の		め、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都	間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回				
	慎重な専門家の	慎重な専門家の	注意義務及び忠実		度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケッ	収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めることと				
	注意義務及び忠実	注意義務及び忠実	義務の遵守を徹底		トサイズの行動規範を携行している。	されている。また、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよ				
	義務の遵守を徹底	義務の遵守を徹底	する。		また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコ	う配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株				
	すること。	する。			ンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報	主議決権の行使等の適切な対応を行うこと、スチュワードシップ				

告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の | 責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととされ 利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けしている。 ないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概 要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(平成2 9年5月、10月、12月、30年3月)を行い、これを周知し、役 職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の 行動規範の遵守状況について報告した。

さらに、平成29年度は1月をコンプライアンス強化月間とし、理 事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンス に関する e ラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関する グループワークを実施するなど役職員の意識の向上を図った。グルー プワークで出された疑問点をとりまとめた上で役職員に周知し疑問 レート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化 点の解消を行うことで遵守事項の周知徹底を図った。

以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間 の活動への影響について配慮することとされているのに対し、適 切に配慮を行った。また、平成29年6月1日付でスチュワード シップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、管理運用 法人として初めて原則という形で運用受託機関に対して考え方、 期待する事項を明示した。民間企業の経営に過度に影響を及ぼさ | ないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管 理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に対し て、両原則と管理運用法人の考えを説明、対話を実施し、コーポ に資する株主議決権の行使を求めた。

スチュワードシップ責任を果たすため、基本的な方針に沿った 対応を行うこととされているのに対し、平成29年5月に改訂さ れた日本版スチュワードシップ・コード(改訂版コード)の趣旨 に賛同し、平成29年8月1日に「コード改訂に伴う対応」を公 表するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」 を更新し、ホームページで同日公表した。さらに、平成29年6 月1日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を 新たに策定し、同年6月2日にホームページで公表した。国内株 式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請し、議決 権行使結果の公表状況について当法人のホームページで公表し た。加えて、当法人のスチュワードシップ活動について、「平成2 9年 スチュワードシップ活動報告」を公表(平成30年2月2 日) した。また、国内株式パッシブ運用のマネジャー・エントリ ーに際し、スチュワードシップを重視したビジネスモデルの提案 を要請し、その評価方法、手数料体系について検討を行った。運 用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持 った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「東証 一部上場企業向けアンケート」を実施するとともに、複数の企業 から「アセットオーナーであるGPIFと企業との間の継続的か つ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・ アセットオーナーフォーラム」を開催し、本フォーラムを通じて 企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望 事項を、平成29年6月公表の初の運用受託機関向け「スチュワ ードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用 した。被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たす ため、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的 な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グロー バル・アセットオーナーフォーラム」を継続的に開催し、海外ア セットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用法人におけるE SGの取組み方のあるべき方向性の議論に活用した。

					これらを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を達成したと考えられることから、Aと評価する。
			<評価の視点>		【評価の視点】
			(1)慎重な専門		(1) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底してお
			家の注意義務及び		り、所期の目標を達成していると考える。
			忠実義務の遵守を		
			徹底したか。		
					(2) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、
 (2)市場及び民	 (2) 市場及び民	 (2) 市場及び民	 (2)市場規模を	(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考える。
	間の活動への影響			ア 平成29年度における年金特別会計への寄託金償還等につい	通列C品点のでは、//////・/ THAT ELEMAN OCT SICE TO CE T
に対する配慮	に対する配慮	に対する配慮	なマーケットイン	ては、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュ	
年金積立金の運	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		パクトを被ること	アウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等	
用に当たっては、	用に当たっては、	用に当たっては、		を活用することにより対応した。	
市場規模を考慮	市場規模を考慮	市場規模を考慮	とともに、資金の	イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際に	
し、自ら過大なマ	し、自ら過大なマ	し、自ら過大なマ	投入及び回収に際	は、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施	
ーケットインパク	ーケットインパク	ーケットインパク	し、特定の時期へ	した。	
トを蒙ることがな	トを蒙ることがな	トを蒙ることがな	の集中を回避する	民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の取組	
いよう努めるとと	いよう努めるとと	いよう努めるとと	など市場の価格形	を実施した。	
もに、市場の価格	もに、市場の価格	もに、市場の価格	成や民間の投資行		
形成や民間の投資	形成や民間の投資	形成や民間の投資	動を歪めないよう		
行動等を歪めない	行動等を歪めない	行動等を歪めない	な適切な配慮がな		
よう配慮し、特に、	よう配慮し、特に、	よう配慮し、特に、	されているか。		
資金の投入及び回	資金の投入及び回	資金の投入及び回			(3) 民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮して
収に当たって、特	収に当たって、特	収に当たって、特	(3) 民間企業の	① 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有	おり、所期の目標を達成していると考える。
定の時期への集中	定の時期への集中	定の時期への集中	経営に対して過度	が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求め	
を回避するよう努	を回避するよう努	を回避するよう努	に影響を及ぼさな	ている。この基準を全ての運用受託機関が遵守していることを確	
めること。	める。	める。	いよう、適切に配	認した。	
企業経営に対し	また、民間企業	また、民間企業	慮されているか。		
て過度に影響を及	の経営に対して過	の経営に対して過			
ぼさないよう配慮	度に影響を及ぼさ	度に影響を及ぼさ			(4) 運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有につ
するとともに、企	ないよう、以下の	ないよう、以下の	(4)運用受託機	② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間	いては、適切に対応しており、所期の目標を達成していると考え
業経営等に与える	点について配慮す	点について配慮す	関(自家運用を含	の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わ	る。
影響を考慮しつ	る。	る。	む。) に同一企業発	ず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。	
つ、株主等の長期			行有価証券の保有		
	① 運用受託機関				
	ごと(自家運用を				
	含む。)に同一企業				
	発行有価証券の保		れているか。		
	有について制限を				
の際、「責任ある機	設ける。	て、遵守状況を確			

関投資家」の諸原
則《日本版スチュ
ワードシップ・コ
ード≫ (平成26
年2月26日日本
版スチュワードシ
ップ・コードに関
する有識者検討会
取りまとめ)を踏
まえ、スチュワー
ドシップ責任(機
関投資家が、投資
先の日本企業やそ
の事業環境等に関
する深い理解に基
づく建設的なエン
ゲージメント等を
通じて、当該企業
の企業価値の向上
や持続的成長を促
すことにより、顧
客・受益者の中長
期的な投資収益の
拡大を図る責任を
いう。)を果たす上
での基本的な方針
に沿った対応を行
うこと。
企業経営等に与
える影響を考慮
し、株式運用にお
いて個別銘柄の選
択は行わないこ
と。

認する。

プ・コ ② 企業経営等に ② 企業経営等 成26 与える影響を考慮 に与える影響を考 日日本 | し、株式運用にお | 慮し、株式運用に | の重要性を認識 ードシ | いて個別銘柄の選 | おいて個別銘柄の |

ドに関し択は行わない。 選択は行わない。 o) を踏 | ③ 企業経営に直 | ③ コーポレー | 目指すものである。 ュワー 接影響を与えると トガバナンスの重 ·任(機|の懸念を生じさせ|要性を認識し、議|に、運用受託機関 、投資 | ないよう株主議決 | 決権行使を含むス | 業やそ | 権の行使は直接行 | チュワードシップ | 使の方針や行使状 等に関しわず、運用を委託 | 活動の目的が長期 解に基 | した民間運用機関 | 的な株主利益の最 | なエンしの判断に委ねる。 |大化を目指すもの ト等を | ただし、運用受託 | であることを運用 該企業 | 機関への委託に際 | 受託機関に示すと 「の向上 | し、コーポレート | ともに、運用受託 長を促しガバナンスの重要し機関からは、議決 り、顧 | 性を認識し、議決 | 権行使に係るガイ の中長 権行使の目的が長 ドラインの提出及 収益の 期的な株主利益の び議決権行使状況 責任を | 最大化を目指すも | の年2回の報告を ŀたす上 | のであることを示 | 求める。ガイドラ な方針 | すとともに、運用 | イン及び議決権行 応を行 | 受託機関における | 使状況を含む運用 議決権行使の方針 | 受託機関のスチュ 等に与 | や行使状況等につ | ワードシップ責任 を考慮|いて報告を求め|(機関投資家が、 |用にお||る。その際、「責任||投資先の日本企業 柄の選|ある機関投資家」 |やその事業環境等 ないこ┃の諸原則《日本版┃に関する深い理解 スチュワードシットに基づく建設的な プ・コード》(平成 | エンゲージメント 26年2月26日 | 等を通じて、当該 日本版スチュワー 企業の企業価値の ドシップ・コード 向上や持続的成長 に関する有識者検 を促すことによ 討会取りまとめ) り、顧客・受益者

> を踏まえ、スチューの中長期的な投資 ワードシップ責任 | 収益の拡大を図る

> > 責任をいう。以下

(機関投資家が、

(5) 運用受託機 関に対し、コーポ レートガバナンス し、議決権行使の 目的が長期的な株 主利益の最大化を

ことを示すととも

における議決権行

況等について報告

を求めているか。

(3)

ア 株式運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決 権行使原則を策定し、管理運用法人として初めて原則という形で運 用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示。

イ 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会 における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わない こととする一方、運用受託機関に対して、運用受託機関等説明会で、 アで示した両原則と管理運用法人の考えを直接説明、対話を実施 し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益 の最大化に資する株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人か ら提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレート・ガバ ナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とす る」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定める よう明記している。

- ウ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求め た。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があ った延18ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。
- エ 平成29年度における株主議決権行使状況については、概ね良好 な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ50フ アンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施しているこ とを確認した。平成29年度における行使状況は次のとおりであ る。

(国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数: 30ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0ファンド

- b 行使内容
- ●国内株式

(単位:延べ議案数)

		平成29年度		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	
替 成	165, 471	254		
負	(91.7%)	(11.0%)	_	
反 対	15, 023	2, 056	_	
及刈	(8.3%)	(89.0%)		
白紙委任	0	0	_	
口似安讧	(0.0%)	(0.0%)		
棄権	0	0	_	
来作	(0.0%)	(0.0%)		
合 計	180, 494	2, 310	182 804	
	(100.0%)	(100.0%)	182, 804	

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

(5) 株主議決権の行使については、昨年度から引き続き適切に 対応しており、所期の目標を達成していると考える。

投	資	先	の	日	本	企	ì
Þ	そ	0)	事	業	環	境	<u>ا</u>
に	関	す	る	深	V	理	Į.
に	基	づ	<	建	設	的	7
工	ン	ゲ	_	ジ	メ	ン	
等	を	通	じ	て	`	当	100
企	業	0)	企	業	価	値	0
向	上	Þ	持	続	的	成	ļ
を	促	! す	- >	_ (بل	に	c
り	`	顧	客	•	受	益	1
0)	中	長	期	的	な	投	Y.
収)(σ	ماداد				
書	1001.	0)	孤	大	を	义	1
只						図を	
	任	を	٧١	う。)		<u> </u>
た	任す	を上	いで	う。 の) 基	を	きら
たな	任す方	を上	いでに	う。 の 沿) 基	を 本	きら

業 同じ。) に係る取組
状況について、管理用法人と運用
な 受託機関間の双方向のコミュニケー
該 ションによるエングージメントを通び、
で ゲージメントを通び、
で じた評価を行う。

【参考:平成28年度】

(単位:延べ議案数)

	:		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	185, 776	80	_
頁 /以	(92.0%)	(5.5%)	
反 対	16, 110	1, 369	_
及刈	(8.0%)	(94.5%)	
白紙委任	0	0	_
口似安压	(0.0%)	(0.0%)	
棄権	0	0	_
来作	(0.0%)	(0.0%)	
合 計	201, 886	1, 449	203, 335
	(100.0%)	(100.0%)	200, 330

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数:20ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0ファンド

(単位:延べ議案数)

			. —
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	192, 525	4, 438	
質	(90.9%)	(52.4%)	_
反 対	19, 017	3, 973	_
及刈	(9.0%)	(46.9%)	
白紙委任	0	0	_
口似安讧	(0.0%)	(0.0%)	
棄権	190	62	_
来惟	(0.1%)	(0.7%)	
合 計	211, 732	8, 473	220, 205
	(100.0%)	(100.0%)	220, 200

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考:平成28年度】

(単位:延べ議案数)

	平成28年度							
行使内容	会社提案	行使内容	会社提案					
賛 成	195, 076 (92. 1%)	3, 327 (40. 8%)	ı					
反 対	16, 630	4, 770						

(金) 自有な (金) 日本版 (本)			白紙委任	0 0	_	•	
事業 21.73			口瓜安仁	(0.0%) (0.0%)	_		
第一			棄権		_		
(2) 136.13世 (20.20)				211 773 8 150		_	
### 2			合計		219, 923		
の所等面目を終わすることとも支援化した。 ・ 場本関係権行法がイヤラインの整定検索 ・ (不管)制 ・ (本)			(注)割合は四捨五人の	つため、合計しても 100%に	ならない場合	- 合がある。	
(機関投資家」の語 原則《日本版スチュワードシップ・			の評価項目を総 ・株主議 ・行使体制 ・行使成 2 9 年 ・行使成 2 9 所 ・ 選 リ 示 メ ィ ド で で で で で で で で で で で で で で で で で で	合することにより実施し 使ガイドラインの整備状 における議決権行使の取 とのコミュニケーション がルからスチュワードシッ でかのコミュニケーション がルへ転換。これに伴い、 こ1回の総合評価ミーティングをはじめ、その ングやアンケートを都度 か体制に変更。この評価系	た。 況 組は概ね良好 かっプを 運用が で 運用が で で で で で で で で で で で で し に し に し に し た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	好であった。 方的な「モニタ けする者ングミュアと 関にスやムランタンの でである。 は関いないでは は に で で で で で で で で で で で で で で で で で	
48	機関投資家」の諸原則《日本版スチュワード》(平成26年2月28日本版プ・コード》(平成1年を版プ・コードを関するが、対して、カードを対した。では、カードを対した。では、カードシップを重視を対して、カードシップを重視を対して、カードシップを重視を対して、カードシップを重視を対して、カードシップを重視を対して、カードシップを重視を対して、カードシップを重視を対して、カードシップを表して、カードン・コードを表して、カードン・コードを表して、カード・カードを表して、カード・コードを表して、カード・コードを表して、カード・カードを表して、カード・カードを表して、カード・カードを表して、カード・カード・カードを表して、カード・カードを表して、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては、カードを表しては	ュワードシップ・ コードを踏まえ、 スチュワードシッ プ責任を果たす上 での基本的な方針 に沿った対応を行	打版コード)の趣覧 伴う対応」を公表。 方針」を更成29年 決権行使原 表。 ② ② では大き。 ② ② で当人の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	信に賛同し、平成29年8 併せて、「スチュワード3 ホームページで同日公表。 6月1日付でスチュワート 新たに策定し、同年6月 野託機関に対して、議決 た株式運用受託機関の議 ホームページで公表。 チュワードシップ活動につ 活動報告」を公表(平成 のスチュワードシップ活動 ドシップ活動状況、運用 後の対応及び株主議決権行	3月1日に ノップ 責任を シッカー シッカー を を を を を を を を を を を を を	「コートナートでは、 コートナートでは、 は、これでは、 は、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま	の対象を株式投資から全資産に拡大し、その具体的な取組として ESG を明記。また、平成29年5月のスチュワードシップ・コード改訂を受け、同年8月に改訂版コードへの賛同を表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を変更。また、運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を策定し、運用受託機関に対する期待を明文化。運用受託機関とは従前のモニタリングモデルから双方向のコミュニケーションをベースにしたエンゲージメントを実施、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため、企業向けアンケートを実施。より幅広い企業の意見をヒアリングするため、アンケートの対象を前年までのJPX日経インデックス400から東証一部上場企業に拡大。「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催し、スチュワードシップ活動の向上に努めており、所期の
				48			

(7.9%)

(58.5%)

のビジネスモデル ドシップを重視したビジネスモデルの提案を要請。その評価方法、手 に対応した評価方 数料体系について検討を行った。 ウ 法や手数料体系を 検討する。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を 持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「東 さらに、アセット オーナーである管 証一部上場企業向けアンケート」を実施 理運用法人と企業 複数の企業から「アセットオーナーであるGPIFと企業との間 との間の継続的か の継続的かつ建設的な意見交換の場上設立の提案を受けて設立さ つ建設的な意見交 れた「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、本フォー ラムを通じて企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全 換の場として企 般に対する要望事項を、平成29年6月公表の初の運用受託機関 業・アセットオー ナーフォーラムを 向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作 開催するととも 成に大きく活用 に、この分野にお 被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、 いて先行する海外 この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意 公的年金基金等と 見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバ ル・アセットオーナーフォーラム」を継続的に開催し、海外アセ の継続的な意見交 換の場としてグロ ットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用法人におけるES ーバル・アセット Gの取組み方のあるべき方向性の議論に活用 オーナーフォーラ ・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活 ムを開催し、外国 用を働き掛けることを目的に、GPIFの運用受託機関が選ぶ 株式運用受託機関 「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表 のスチュワードシ ・運用会社の評価基準の改定(内外株式運用受託機関におけるスチ ップ責任に係る取 ュワードシップ責任に係る取組のウェイト引き上げ等) 組状況についての ・海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について 評価にも活用す 情報を収集するため英国の 30%Club および米国の Thirty Percent Coalition にオブザーバーとして加盟しているほか、外 務省の持続可能な開発目標 (SDGs) 推進円卓会議に髙橋理事長が 構成員として参加し、水野理事兼 CIO が責任投資原則協会 (PRI Association) の理事を務めるなど国連が提唱する責任投資原則 (PRI) や国内外関係団体・機関との連携強化 ・国内株を投資対象にした ESG 指数の選定、運用開始 ・グローバル株式を対象とした環境指数の公募 エ 平成29年9月~10月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒ アリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充 実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われてい ること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認し た。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題につ いては、次のようなものがあった。なお、これに先立ち、国内株式パ ッシブ運用受託機関の利益相反防止体制を確認することを目的に各 社の第三者委員会委員長等委員会メンバーとのミーティングも新た に実施。一部機関では開催実態が外部から見えないケースもあった。 ・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会を設置又は

産の売却等を行い、不足なく確実	価格形成等に配慮	価格形成等に配慮		短期借入については、平成29年度においては、短期借入が必要と なるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキー	ついては、適切に行っており、所期の目標を達成していると考
その際、市場の 価格形成等に配慮 しつつ、円滑に資		行う。	いように配慮して いるか。	用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。	(8) 市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化
(現金等) を確保 すること。	(現金等)を確保		運用の効率性をで	ために資産の売却を行うことはなかった。 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運	
し及び収支状況を 踏まえ、年金給付 等に必要な流動性		踏まえ、年金給付	確保されている	応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応し、収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行ったことから、寄託金償還等の	
保 年金財政の見通	保 年金財政の見通	保 年金財政の見通	況を踏まえ、年金 給付等に必要な流	年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、 年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対	標を達成していると考える。
(3)年金給付のための流動性の確				(3) 年金給付のための流動性の確保 平成29年度における年金特別会計への寄託金償還等については、	(7) 年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離がじる中で、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債の満期 還金・利金などでキャッシュアウトに対応できており、所期の
				受託機関ではアクティブ運用機関でもEやSに対する取組も進めており、機関によって対応に差がある状況であった。 ・議決権行使においては、外形基準や議決権行使助言機関等の推奨に依存した機械的な行使と疑われるケースがあった。 ・個別の議決権行使結果の公表において、利益相反が起こりうる先についてフラグを立てるなどの工夫を行った機関もあった。	
				・ESG課題への取組について、過去と比べてE(環境)やS(社会)に対する取組も進んでいるものの、全般的にG(ガバナンス) や議決権行使が中心であることは否めないが、一部外国株式運用	
				プ活動原則の周知徹底がなされていない状況があった。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見られた。	

N. o kk myr III)		N. o bb an ver III)		A A) A W 15 a 14 1 3 41 3 a) 10 10 a 44 5) 3 T 3 2 7 7 4 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7	
他の管理運用主	他の管理運用主	他の管理運用主	要な情報の提供を	合会から後援の協力を得たほか、過去に実施した委託調査研究の報告書	ては、アセットオーナーとして国家公務員共済組合連合会、地方
体に対して必要な	体に対して必要な	体に対して必要な	行う等、相互に連	を3共済に情報提供した。	公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び日本
情報の提供を行う	情報の提供を行う	情報の提供を行う	携を図りながら協	また、モデルポートフォリオに関し国家公務員共済組合連合会、地方	私立学校振興共済事業団と連携を図った。加えて、世界銀行と行
等、相互に連携を	等、相互に連携を	等、相互に連携を	力するよう努めた	公務員共済組合連合会と意見交換を行った。	った「債券投資における環境・社会・ガバナンス (ESG) の考慮に
図りながら協力す	図りながら協力す	図りながら協力す	カュ。	さらに、企業・アセットオーナーフォーラムの開催にあたっては、ア	ついて」の共同研究に関し、地方公務員共済組合連合会と情報共
るよう努めること	るよう努める。	るよう努める。		セットオーナーとして国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合	有を図るなど他の管理運用主体との連携を図っており所期の目標
と。				連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興共済事業	を達成していると考える。
				団と連携を図った。	〈課題と対応〉
				加えて、世界銀行と行った「債券投資における環境・社会・ガバナン	特になし
				ス (ESG) の考慮について」の共同研究に関し、地方公務員共済組合連	
				合会と情報共有を図るなど他の管理運用主体との連携を図ることに努	
				めた。	

I — 7

管理及び運用能力の向上

2. 主要な経年	. 主要な経年データ														
①主要なアウ	①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情	青報 (財務情	务情報及び人員に関する情報)			
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度
		(前中期目標期間最													
		終年度値等)													
高度で専門的	管理及び運用	_	7人	14人	19人					予算額(千円)	_				
な人材数	能力の向上			(うち28	(うち29							ット情報の記載			
				年度は7人	年度は5人								の管理及び運用		
				採用)	採用)								務全般のみを管		たがって、
										決算額 (千円)	評価項目	ごとの財務情報	等の記載は不可	岩 。	
										経常費用(千円)					
										経常利益 (千円)					
										行政サービス実					
										施コスト (千円)	_	_	_		_
										従事人員数	_	_	_	_	_

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	価に係る自己評価				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
					業務実績	自己評価		
	8. 管理及び運用能	7. 管理及び運用能	7. 管理及び運用能		6. 管理及び運用能力の向上	<評定と根拠>		
	力の向上	力の向上	力の向上			評定:B		
	(1)高度で専門的	(1)高度で専門的	(1)高度で専門的		(1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等	「管理及び運用能力の向上」は、高度で専門的な人材の受入に伴う環境		
	な人材の確保とそ	な人材の確保とそ	な人材の確保とそ		① 平成29年度は、平成28年度に引き続き高度で専門	整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行うこととされてい		
	の活用等	の活用等	の活用等		的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のと	る。また、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリ		
	高度で専門的な	高度で専門的な	① 高度で専門		おり専門的能力が必要となる業務等を明確にした。	オ全体のリスク管理システムについて検討し、フォワード・ルッキングな		
	人材に必要とされ	人材に必要とされ	的な人材について		ア 当法人の「投資原則」には「株式投資においては、	リスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機		
	る専門的能力を精	る専門的能力を精	は、運用の多様化に		スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を	能の強化を進めることとされている。		
	査し、当該専門的能	査し、当該専門的能	合わせ必要とする		通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を	以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材の		
	力を必要とする業	力を必要とする業	業務を明らかにす		図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・	受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行う		
	務等を明らかにす	務等を明らかにす	るとともに、採用に		コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取	こととされているのに対し、必要とされる専門的能力を精査し、専門的能		
	るとともに、その人	るとともに、その人	当たっては、専門的		組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材	力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した		
	材の受入に伴う環	材の受入に伴う環	能力の精査を行う。		イ 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などに	法人の審査により専門的な人材を5名採用した。また、運用のフロント業		
	境整備を図ること。	境整備を行う。	また、人材の受入に		よる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力	務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の		
	また、高度で専門	また、高度で専門	当たっては、運用能		を有する人材	採用も積極的に行い、18名の正規職員を採用した(平成28年度は専門		
	的な人材の法人に	的な人材の管理運	力を発揮できるよ		なお、これらの必要な人材採用にあたっては、客観的	的な人材と正規職員を合わせて13名採用、平成29年度は専門的な人材		
	対する貢献を維持	用法人に対する貢	う環境整備を行う。		な視点における外部コンサルタントの評価(アセスメン	と正規職員を合わせて23名採用)。また、早出遅出勤務制度の見直しを		
	するため、業績を定	献を維持するため、			ト)を加味した法人の審査により専門的な人材5名を採	行い、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備や、高		
	期的に評価するシ	業績を定期的に評			用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・	度で専門的な職員が法人への貢献を維持させるための目標管理型人事評		

な配置を図ること。 さらに、高度で専一行う。

門的な人材を活用 した研修等を実施 | 門的な人材を活用 することにより、本 した研修等を実施 法人の職員の業務 することにより、管 遂行能力の向上を 理運用法人の職員 目指すこと。

なお、高度で専門 向上を目指す。 的な人材の報酬水 すく説明すること。

上記の事項は、長りのに推進する。 期的な経済、運用環 境の変化に即した 対応のための重要 な手段であること から優先的に行う こと。

的に推進すること。

ステムを構築・導入 | 価するシステムを し、必要な場合に構築・導入し、必要 は、雇用関係の見直しな場合には、雇用関 しを可能とするな 係の見直しを可能 ど、人材の適時適切しとするなど、人材の 適時適切な配置を

> さらに、高度で専 の業務遂行能力の

なお、高度で専門 準の妥当性につい 的な人材の報酬水 ては、その報酬体系 | 準の妥当性につい を成果連動型とすしては、その報酬体系 ることや民間企業 を成果連動型とす 等における同様の│ることや民間企業 能力を持つ人材の | 等における同様の 報酬水準と比較すし能力を持つ人材の るなどの手法によ│報酬水準と比較す り、国民に分かりやしるなどの手法によ り、国民に分かりや 専門人材の強しすい説明を行う。

化・育成について | 専門人材の強 は、経営委員会の適化・育成について 切な監督の下、積極 は、経営委員会の適 切な監督の下、積極

> ② 高度で専門 (2)高度で専門 的な人材の管理運 的な人材の法人に 用法人に対する貢|対する貢献を維持 献の努力及びそのするため、業績を 成果を適正に評価 | 定期的に評価する できる人事評価制 システムを構築・ 度の適正な運用を「導入し、必要な場

<評価の視点>

(1) 高度で専門

的な人材に必要と

される専門的能力

を精査し、当該専

門的能力を必要と

する業務等を明ら

かにするととも

に、その人材の受

入に伴う環境整備

を行ったか。

も積極的に行い、18名の正規職員を採用した(平成2 8年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて13名 採用、平成29年度は専門的な人材と当該正規職員を合 わせて23名採用)。

また、専門的な人材等の受け入れに当たっては、育児・ 介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、 平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日 して勤務することを認める制度)について、利用対象の 拡大(未就学児を養育する職員を対象⇒小学生を養育す る職員を対象)を行うことでより働きやすい環境を整備 した。

採用内訳(専門的人材)	採用人数
オルタナティブ運用担当職員	4名
委託資産管理・運用担当職員	1名

早出遅出勤務制度利用者数	8名
(平成 29 年度末現在)	0 泊

② 平成27年度の実績評価から導入した目標に対する成 果を評価する制度(目標管理型人事評価)について適切 な運用を行うため、新たに評価者となった者に対して評

価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修を実施

した。

なお、平成29年度に契約更新を迎えた高度で専門的 な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、 更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。

バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用|価をより円滑に運用するための研修を実施した。

オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体 のリスク管理システムについて検討することとされているのに対し、本中 期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理システムを積 極的に活用し、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーの多角的 な計測、仮想シナリオに基づくストレステスト、センシティビティ分析に 基づく資産構成割合への影響度分析等を実施した。さらに、フォワード・ ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報 の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更┃収集・調査機能の強化を進めることとされているのに対し、リスク管理シ ステムに搭載の仮想シナリオによりストレステストを実施するとともに、 地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた 個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分 析を充実させた。加えて、インハウスでのデリバティブ取引について、平 成29年10月の管理運用法人法改正において、当法人が直接利用可能な デリバティブ取引は、全て運用に係る損失の危険の管理を目的として行う ものに限定するとともに、先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指 数先物が新たに追加された(後者は政令で規定)。これを受け、当法人に おいて直接利用可能なデリバティブ取引として先物外国為替(市場デリバ ティブ)及び株価指数先物を取り入れること、及び、必要な人員体制を整 備すること、ならびに業務方法書への反映の準備を行った(経営委員会で 議決済)。

> 以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とす る。

- (1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能 力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味 した法人の審査により専門的な人材を5名採用した。また、運用のフ ロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当 する職員等の採用も積極的に行い、18名の正規職員を採用した(平 成28年度は専門的な人材と正規職員を合わせて13名採用、平成2 9年度は専門的な人材と正規職員を合わせて23名採用)。また、専 門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度の見直しを行 い、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備を行 っており、所期の目標を達成していると考える。
- (2) 平成27年度に導入した目標管理型人事評価について、新たに評価 者となった者に対し研修を実施した。また、高度で専門的な職員の契 約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑 な更新等を行っており、所期の目標を達成していると考える。

行い、人材の適時	適 合には、雇用関係		
切な配置等を行う			
	ろうなど、人材の		
	上 適時適切な配置を		
を目的とした高り			
で専門的な人材質		③ 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力	(3)職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修
を活用した研修		向上を目的とした研修を実施した。	を実施しており、所期の目標を達成していると考える。
を行う。	的な人材を活用し		
	た研修等を実施す		
	ることにより、職		
	員の業務遂行能力		
	の向上を図った		
	カュ。		
		④ 「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会	(4)「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査
④ 高度で専	月 (4)高度で専門	社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を	結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支
的な人材の報酬	く 的な人材の報酬水	用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」	給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成している
準の妥当性につい	* 準の妥当性につい	を公表した。	と考える。
ては、民間企業等の	ては、その報酬体		
報酬水準と比較な	ト 系を成果連動型と		
る手法により国」	民 することや民間企		
に分かりやすい。	党 業等における同様		
明を行う。	の能力を持つ人材		
	の報酬水準と比較		
	するなどの手法に		
	より、国民に分か		
	りやすい説明を行		
	ったか。		
		⑤ 平成30年度より新たにデリバティブ投資業務及び	(5)新たに開始するデリバティブ投資業務及びLPS 投資業務に必要とな
⑤ 専門人材の) (5)専門人材の	LPS 投資業務を開始するために必要となる専門的な人材	る専門的な人材等の増員(12名)について、適切に経営委員会に諮
強化等については	強化・育成につい	等の増員(12名)について、第7回経営委員会(平成	っており、所期の目標を達成していると考える。
経営委員会の適力	の ては、経営委員会	30年3月14日)に諮り議決された。	
な監督の下、推進・	トの適切な監督の	なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署にお	
る。	下、積極的に推進	いて正規職員の指導を行い、正規職員の業務遂行能力の	
	したか。	向上に寄与している。	
(2) 運用対象の多 (2) 運用対象の多 (2) 運用対象の	多 (6) オルタナテ	(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化	(6)本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理シス
様化に伴うリスク 様化に伴うリスク 様化に伴うリスク		オルタナティブ投資が本格化していく中で、オルタナティ	テムを積極的に活用し、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエ
管理の強化 管理の強化 管理の強化 管理の強化	リスク管理を含め	ブ資産を含めたポートフォリオ全体のリスク管理を実施し	ラーの多角的な計測、仮想シナリオに基づくストレステスト、センシ
	プハノ 程を目の - たポートフォリオ	た。具体的には、オルタナティブ資産の運用リスク管理フレ	ティビティ分析に基づく資産構成割合への影響度分析等を実施し、所
投資に関するリスト投資に関するリストリオの乖離許容に		ームワークに従い、グローバルインフラ、国内インフラ、グ	期の目標を上回っていると考える。
ク管理を含めたポーク管理を含めたポーの中での機動的		ローバル不動産、国内不動産、グローバル・プライベートエ	
ートフォリオ全体 ートフォリオ全体 運用を行うこと		クイティの運用受託機関候補先に対してリスクレビューを実	
のリスク管理シス」のリスク管理シス」どを踏まえ、複線的		施した。	
The state of the s		= v	

上で、自ら開発する上で、自ら開発する ことを含め検討す ことを含め検討を ティブ投資におい ること。

行う。

また、基本ポート

機能の強化、リスク

香機能の強化を進

めるなど高度化を

図る。

また、リスク管理 について、フォワー | フォリオの乖離許 | を検討することに | について、フォワ ド・ルッキングなり┃容幅の中での機動┃伴い、必要なリスク┃ード・ルッキング スク分析機能の強 | 的な運用を行うこ | 管理体制を構築す | なリスク分析機能 化、リスク管理分析しとなどを踏まえ、リ ツールの整備、情報 スク管理について、 収集・調査機能の強 フォワード・ルッキ 度化を図ること。

テムについて、費用 | テムについて、費用 | なリスク管理を進 | ら開発することを 対効果を勘案した 対効果を勘案した める。

併せて、オルタナーか。 て、LPS 又は投資一

| 任を活用した投資 | (7)リスク管理

また、フォワー|理分析ツールの整 ド・ルッキングな観 備、情報収集・調 化を進めるなど高 ングなリスク分析 点からのリスクの 査機能の強化を進 変化について、情報|めるなど高度化を 管理分析ツールの 収集・調査機能の強 図ったか。 整備、情報収集・調 化などにより、スト レステスト等を充

> 上記の取組みを通 じて、全体のリスク 管理フレームワー クの高度化を図る。

実する。

含め検討を行った

の強化、リスク管

リスク管理システムにおいては、バリューアットリスク、 様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金 利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相 関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。 また、センシティビティ分析(注1)を行い、資産構成割合 への影響度分析を行った。さらに、基本ポートフォリオとの 推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複 線的なリスク管理を推進した。

フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管 理システムに搭載の仮想シナリオによりストレステストを実 施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析すると ともに、マハラノビス距離(注2)に基づくシナリオの蓋然 性について報告した。また、地政学リスクとして特定の国の 情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシ ナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充 実させた。

インハウスでのデリバティブ取引について、平成29年10 月の管理運用法人法改正において、当法人が直接利用可能な デリバティブ取引は、全て運用に係る損失の危険の管理を目 的として行うものに限定するとともに、先物外国為替(市場 デリバティブ) 及び株価指数先物が新たに追加された(後者 は政令で規定)。これを受け、当法人において直接利用可能な デリバティブ取引として先物外国為替(市場デリバティブ) 及び株価指数先物を取り入れること、及び、必要な人員体制 を整備すること、並びに業務方法書への反映の準備を行った (経営委員会で議決済)。

(注1) 金利や株価等のパラメータが1単位変化したときの資産価値の変 化からリスクの大きさを分析するもの。

(注2)統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが 相関を持つ場合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境 とどの程度離れているかを距離として把握するために用いられる。

(7) オルタナティブ投資が本格化していく中で、オルタナティブ資産を 含めたポートフォリオ全体のリスク管理を実施した。具体的には、前 年度制定したリスク管理フレームワークに従い、グローバルインフ ラ、国内インフラ、グローバル不動産、国内不動産、グローバル・プ ライベートエクイティの運用受託機関候補先に対してリスクレビュ ーを実施した。

リスク管理システムにおいては、バリューアットリスク、様々な過 去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に 伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、運用リ スク管理委員会で報告している。また、センシティビティ分析を行い、 資産構成割合への影響度分析を行った。さらに、基本ポートフォリオ との推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的 なリスク管理を推進した。

フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理システ ムに搭載の仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割 合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離 に基づくシナリオの蓋然性について報告した。また、地政学リスクと して特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に 対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充 実させた。

以上により、リスク管理の高度化が大きく進んだため、所期の目標 を上回る成果が得られたと考える。

〈課題と対応〉

特になし

I - 8

調査研究業務

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

. 主要な経年ラ														
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		(前中期目標期間最												
		終年度値等)												
GPIF Finance	調査研究の高	_		21名	23 名				予算額(千円)	_				
Awards 応募者	度化									《インプ	ット情報の記載	が困難な理由》		
数										当法人的	は、年金積立金	の管理及び運用	業務のみを行っ	ており、財
GPIF Finance	調査研究の高	_		167名	_				決算額 (千円)	務情報等については、業務全般のみを管理している。し			」たがって、	
Awards 受賞者	度化									評価項目	ごとの財務情報	等の記載は不可	能。	
講演会参加者														
数											1			
									経常費用 (千円)	_	_			_
									経常利益 (千円)	_	_	_		-
									行政サービス実					
									施コスト (千円)	_	_	_	_	_
									従事人員数	_	_	_		

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	実績・自己評価
					業務実績	
	9. 調査研究業務	8. 調査研究業務	8.調查研究業務		8. 調査研究業務	<評定と根拠>
	(1)調査研究業	(1)調査研究業	(1)調査研究業		(1) 調査研究業務の充実	評定: B
	務の充実	務の充実	務の充実			「調査研究」
	法では、年金積	法では、年金積	① 管理運用		① 管理運用手法の高度化を進めるため①「運用会社のビジネスモ	を拡充できるよ
	立金の管理及び	立金の管理及び	手法の高度化等		デルについての調査研究業務」及び②「人工知能 (AI) が運用に	ウを蓄積するこ
	運用に係る調査	運用に係る調査	を進める観点か		与える影響についての調査研究業務」についての委託調査研究に	以下の評価の
	研究業務は、付随	研究業務は、付随	らの調査研究を		関する企画競争を実施し、委託先を選定した。①「運用会社のビ	活用した法人内
	業務として位置	業務として位置	大学やシンクタ		ジネスモデルについての調査研究業務」においては、運用資産の	査研究によって
	付けられている	付けられている	ンク等を活用し		多くを外部に委託する管理運用法人にとって、運用会社のビジネ	①「運用会社の
	が、高度で専門的	が、高度で専門的	て積極的に行う。		スモデルの現状と方向性を理解することは不可欠であり、オルタ	に与える影響に
	な人材を活用し	な人材を活用し	なお、調査研究の		ナティブ投資の本格化やマネジャー・エントリー制の導入によっ	モデルによるマ
	た法人内部での	た管理運用法人	実施に当たって		て、管理運用法人の起用する運用会社も多様化している。このた	にあたって、委
	調査研究を拡充	内部での調査研	は、管理運用法人		め、運用会社の事業戦略、収益・費用構造、経営者・従業員に対	った。各研究は
	できるような体	究を拡充できる	の職員が関与す		する金銭的インセンティブ等について調査を行った。②「人工知	期運用への活用
	制の整備を図り、	ような体制の整	ることにより、分		能(AI)が運用に与える影響についての調査研究業務」において	負債の一体的な
	調査研究によっ	備を図り、調査研	析手法などのノ		は、利用可能なデータ量の爆発的な増加とコンピューターの処理	用が期待できる
	て得られたノウ	究によって得ら	ウハウの蓄積を		能力の飛躍的な向上により、多くの分野で人工知能(AI)が活用	リティ対策の履

「調査研究」は、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究 を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハ ウを蓄積することとされている。

自己評価

以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされているのに対し、①「運用会社のビジネスモデルについて」及び②「人工知能(AI)が運用に与える影響について」に関する委託調査研究、並びに③「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測」に関する大学との共同研究を実施し、実施にあたって、委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。また、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己

ハウを蓄積し、将|れたノウハウを|図る。 来に渡って年金 | 蓄積し、将来に渡 積立金の管理及 って年金積立金 び運用を安全かしの管理及び運用 つ効率的に実施│を安全かつ効率 していくこと。 的に行う。 現在、主に大学と また、調査研究 の共同研究やシ 業務については、 ンクタンク等へ 大学との共同研 より実施していしク等へ委託研究 る調査研究業務 を行うとともに、 を当該人材を含 年金積立金の管 めた法人の職員 理及び運用に関 が担うことによしするノウハウを り、年金積立金の「管理運用法人内 管理及び運用に┃に蓄積するため、 関するノウハウ 高度で専門的な を法人内に蓄積 人材の採用に伴 することを目指しい、当該人材を含 すこと。 めた管理運用法 人の職員が担う ことを検討する。

アンス等の業務で AI が活用され始めている。一方、公的年金基 した。 金等における AI の活用については、参考となる先行事例が極め における AI の活用可能性等について先駆的な分析を行うととも を行った。

るマクロ経済予測についての共同研究業務」を昨年に引き続き | とから、Bと評価する。 行った。世代重複(OLG)モデルは、家計部門で勤労・引退の 世代を共存・世代交代させることで、人口構造の動学的な変化 も取り込み、これによりマクロパラメータの不確実性も考慮す るものとなっている。このモデルを用いて、マクロ経済予測の 枠組み・手法の研究を行った。

なお、調査研究等の実施にあたっては、担当部署の職員が委 託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。 各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②年金積立金 の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、 ③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、 実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。また、 来年度以降の研究テーマについて、法人内でテーマを募集した。

さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、 年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運 用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求めら れている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むよ うな環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優し れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会 的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振 興することを目的として 2016 年度に GPIF Finance Awards を創 設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済 学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、2017年 度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は23 名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、 文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協 力を得ることができた。

(選考委員)

<評価の視点>

(1) 高度で専

門的な人材を活

用した法人内部

での調査研究を

拡充できるよう

な体制の整備を

(2) 大学との

共同研究やシン

クタンク等へ委

託研究を行うと

ともに、年金積

立金の管理及び

運用に関するノ

ウハウを法人内

に蓄積するた

め、高度で専門

的な人材の採用

に伴い、当該人

材を含めた法人

の職員が担うこ

とを検討した

か。

図ったか。

氏 名	役 職(選考時)
ロバート・マートン	MIT スローン・ビジネススクール教授、
	ハーバード大学名誉教授、
	ノーベル経済学賞受賞
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授
植田 和男	共立女子大学国際学部教授

されており、運用においても、リサーチ。トレード、コンプライト診断等について委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証・評価

さらに、年金運用等に関して優れた功績をあげつつある若手研究者を表 て少ないため、年金積立金の長期運用や管理運用法人の業務全般|彰し、その活動を振興するため、2016年度に GPIF Finance Awards を創設 し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意 に、AI による運用会社のビジネスモデルへの影響について調査 | 義を高く評価して選定委員を引き受け、2017 年度においては、追加の受賞 候補者推薦募集を行っており、引き続き、我が国の資金運用に関する学術 また、共同研究に関しては③「世代重複(OLG)モデルによ│研究の向上に貢献することができ、所期の目標を達成していると考えるこ

> (1) 専門人材を企画部調査数理課に配置するとともに、投資戦略部に配 置済みの専門人材を活用し調査研究を実施したことから、所期の目標 を達成していると考える。

> (2) 管理運用手法の高度化を進めるための調査研究を実施しており、実 施に当たっては、担当部署の職員と委託先との間で意見交換等を行う ことにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図っていることから、 所期の目標を達成していると考える。

さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積 立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、 実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学 術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠と の考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究 者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優 秀な研究者の活動を振興することを目的として 2016 年度に GPIF Finance Awards を創設し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の 著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、2017 年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行っている。他団体と の協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務 員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。引き続き、我 が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができ、所期 の目標を達成していると考える。

	,			
			東京大学金融教育研究センター センター長	
			(元運用委員会委員長)	
		翁百合	(株) 日本総合研究所理事長	
			(金融審議会委員)	
		福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
			(金融審議会委員)	
	② 内外の経	米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授	
	済動向の把握に		(元運用委員会委員長)	
	ついては経済環			
	境コンサルタン	② 運用専門職	員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室	
	トを活用し、適切	運用受託機	関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報による	圣
	なリバランス及	済・金融分	析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも言	当
	びキャッシュア	めて、多面に	内な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した	
	ウトのため、市場			
	に関する情報収			
	集・分析を行う。	③ 平成29年	9月に企画部調査課を企画部調査数理課とした際に	
	③ 年金積立	具体的な調査	研究を行える体制にするため専門人材等を配置した	
	金の管理及び運	なお、調査研	究に当たっては、当該調査数理課の専門人材の外、打	- - -
	用に関するノウ	資戦略部に配	置済みの専門人材を活用し実施した。	
	ハウを管理運用			
	法人内に蓄積す		世代重複(OLG)モデルによるマクロ経	
	るため、高度で専		済予測についての共同研究(平成28年度	
	門的な人材の採		より継続)	
	用に伴い、当該人	研究	運用会社のビジネスモデルについての調	
	材を含めた調査	テーマ	查研究	
	研究を担える体		人工知能(AI)が運用に与える影響につ	
	制整備を検討す		いての調査研究	
	る。			
	④ 専門調査	④ 情報収集	・意見交換等	
	機関等が主催す		催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、P	勺
	るセミナーや研		や意見交換を積極的に行った。	
	修などに参加し	内容		
	て内外の情報収	国際機関等:		
	集や意見交換を	国阶级因子	上旧云城 20 打	
	積極的に行う。			
		(2)調杏研空業	務に関する情報管理	
(2)調査研究業 (2)調査研究業	(2)調査研究業 (3) 具体的に		る情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び	(3)委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、
務に関する情報 務に関する情報	務に関する情報 運用手法に結び		イ対策ベンチマークによる自己診断等について業績	- 1 - 当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報†
管理 管理	管理 つく調査研究業		を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価	キュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について業務委託先。
具体的な運用 具体的に運用	共同研究者又 務について、共		リティ委員会及び内部統制委員会に報告した。	" り報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行ってお
手法に結びつく 手法に結びつく			カティ安貞伝及の下記が記憶安貞伝に報告した。 査研究の選定先等候補者に対して、情報処理推進機様	り、所期の目標を達成していると考える。
	等に求めているり実施する場合		マキュリティベンチマークによる自己診断の提出を	
ついて、共同又はついて、共同又は	情報セキュリテーには、法人が自	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	も情報管理に問題ない状況であることを確認した。	
		<u> </u>	U I T N 日 本 (

委託により実施	委託により実施	ィベンチマーク	ら共同研究者又		
する場合には、契	する場合には、契	による自己診断	は委託研究機関		
約において守秘	約において守秘	等について、その	の守秘義務の遵		
義務を課してい	義務を課してい	結果を評価し、情	守状況を検証す	- 〈課題と対応〉	
る現状の取扱い	る現状の取扱い	報セキュリティ	る仕組みを構築	特になし	
に加えて、法人が	に加えて、管理運	委員会及び内部	すること等によ		
自ら共同研究者	用法人が自ら共	統制委員会に報	り、情報漏洩対		
又は委託研究機	同研究者又は委	告する。	策を徹底した		
関の守秘義務の	託研究機関の守	また、選定先等候	か。		
遵守状況を検証	秘義務の遵守状	補者に対しても、			
する仕組みを構	況を検証する仕	情報セキュリテ			
築すること等に	組みを構築する	ィベンチマーク			
より、情報漏えい	こと等により、情	による自己診断			
対策を徹底する	報漏えい対策を	等を求め、その結			
こと。	徹底する。	果を選定におけ			
		る評価の要素と			
		する。			

II-1

効率的な業務運営体制の確立

2. 主要な経年	データ													
①主要なアワ	ウトプット(フ	プウトカム) 情報						(2	②主要なインプット情	青報 (財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
									予算額(千円) 決算額(千円) 経常費用(千円) 経常利益(千円) 行政サービス実 施コスト(千円)	当法人務情報等	は、年金積立金 こついては、業	が困難な理由》 の管理及び運用 務全般のみを管: 等の記載は不可	埋している。し	
									従事人員数			_	-	

3. 各事業年度の業	務に係る目標、計	画、業務実績、年	度評価に係る自己	2評価 2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業	務実績・自己評価
				業務実績	自己評価
第4 業務運営	第2 業務運営	第2 業務運営		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<評定と根拠>
の効率化に関す	の効率化に関す	の効率化に関す			評定: B
る事項	る目標を達成す	る目標を達成す			「効率的な業務運営体制の確立」は、業務運営を効率的かつ効果的に実施
	るためとるべき	るためとるべき		1. 効率的な業務運営体制の確立	するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見
	措置	措置		(1) 当法人の情報管理については、文書管理業務を企画部(企画	直し、経費節減の意識及び能力・実績を反映した実績評価等を適切に行うこ
1. 効率的な業務	1. 効率的な業務	1. 効率的な業務		課)が、電子データ管理業務を情報システム部(情報セキュリテ	とにより、効率的な業務運営体制を確立することとされている。また、業務
運営体制の確立	運営体制の確立	運営体制の確立		ィ対策課)が行ってきたが、平成29年7月に情報システム部(情	運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされてい
組織編成及び	業務運営を効	(1)事務処理の		報セキュリティ対策課)を情報管理部(情報管理セキュリティ対	る。
管理部門を含む	率的かつ効果的	迅速化を図り、組		策課)とし、企画部(企画課)の文書管理業務を移管させ、情報	以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、効率的な業務運営体制を
各部門の人員配	に実施するため、	織編成及び人員		管理の一元化を図った。	確立することとされているのに対し、情報管理部への情報管理体制の一元化
置を実情に即し	組織編成及び管	配置を各部門の		また、基本ポートフォリオの見直しが本格化するに当たり、厚	や、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務の企画部への移管及
て見直すこと。ま	理部門を含む各	業務の質量に応		生労働省との調整等も頻繁に行われることが予想されることか	び経営委員会事務室、監査委員会事務室の新設など法人に必要な人員配置及
た、経費節減の意	部門の人員配置	じて見直すとと		ら、平成29年9月に、基本ポートフォリオの策定及び検証等に	び組織編成等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行
識及び能力・実績	を実情に即して	もに、効率的かつ		関する業務を、投資戦略部から対外折衝の窓口である企画部(調	い、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をし
を反映した業績	見直す。また、経	効果的に業務を		査課を調査数理課へ変更)へ移管した。	た。また、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システ
評価等を適切に	費節減の意識及	遂行できるよう		平成29年10月には、経営委員会及び監査委員会発足に伴い、	ムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んで
行うことにより、	び能力・実績を反	な体制の整備を		当該委員会の事務を支援する組織として経営委員会事務室及び監	おり、これらを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、
効率的な業務運	映した業績評価	行う。		査委員会事務室を新たに設置した。	B評価とする。
営体制を確立す	等を適切に行う		<評価の視点>		
ること。	ことにより、効率		(1)中期目標期		【評価の視点】
	的な業務運営体		間中に、組織編成		(1)情報管理部への情報管理体制の一元化や、基本ポートフォリオの策定
	制を確立する。		及び人員配置を		及び検証等に関する業務の企画部への移管及び経営委員会事務室、監査

(2)人事評価制	業務の実情に即	(2)職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の	委員会事務室の新設など組織編成を継続的に見直しており、所期の目標
度については、経	して見直したか。	向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。	を達成していると考える。
費節減の意識・取		平成29年度において、正規職員の実績評価については平	
組も評価項目と	(2)能力・実績	成28年度下期実績評価 (平成28年10月~平成29年	
しつつ、適正な運	を反映した人事	3月)を平成29年4~5月に実施し、その結果を平成29	(2)能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施を
用を図る。	評価制度を実施	年6月期の賞与に、平成29年度上期実績評価(平成29年	したことから、所期の目標を達成していると考える。
	しているか。	4月~9月)を平成29年10月~11月に実施し、平成2	
		9年12月期の賞与に反映させた。なお、目標管理型人事評	
		価については課長代理以下の職員については試行的導入(課	
		長以上については平成28年度上期より本格導入済み)とな	
		っていたが、労働組合との合意により平成29年度上期より	
		本格導入となった。	
		正規職員の能力評価(平成29年1月~12月)について	
		は、平成30年1月に実施し、平成30年3月にフィードバ	
		ック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その	
		結果を平成30年4月の昇給等へ反映させた。	
		運用専門職員の実績・能力評価(平成28年4月~平成2	
		9年3月)については、平成29年4~5月に実施し、平成	
		29年6月期の賞与に反映させるとともに、平成29年度に	
		契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判	
		断材料に用いた。	
		その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識	
		の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率	
		的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施し	
		t	
		1=0	
	(3)業務改善の	(3)業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次	(3) 各職員がレベルを問わず担当になること等で業務改善等のイニシアテ
	ため、役職員が具	のような取組を行ってきている。	ィブを発揮しており、所期の目標を達成していると考える。
	体的なイニシア	投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及	
	ティブを発揮し	び国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員に	
	たか。	周知徹底を図った。	
		業務体制における取組としては、業務ごとに主担当、副担	
		当を置くとともに、その担当一覧をGPDRの共有ファイル	
		に掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。	
		この結果、どのレベルの職務の者であっても(課員、室員で	
		あっても)、主担当となること等により、全職員が業務改善等	
		のイニシアティブをとることができる体制となっている。	
		また、人事評価制度における取組としては、能力評価の評	
		価科目(積極性)において、業務改善提案等の取組を評価す	
		ることを、人事評価制度実施規程(内部規程)に規定し、職	
		員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、	
		職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削し	
		減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えてい	
		MON YOUR CAN ENDED A VIDER ON CHI IM. YELLONDOOR	

		る。	
の取組 運用の基盤と なる情報システムの整備等を行うなど、業務運営 務の基盤となる 情報システムの 整備等を行うなど、業務運営 務の基盤となる 情報システムの 整備等を行うなど、業務運営の 整備等を行うなど、業務運営の さんぱい ス化等に取り れみ、業務運営の み、業務運営の なみ、業務運営の ない 、業務運営の ない ない 、業務運営の ない ない はい ない まれ はい ない まれ はい	の取組際化に対応し	の機能改善、強化及び情報セキュリティ対策について検討を 行い、以下の対応を行った。 ・主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ 対策機能を有する電子会議システムを導入し、一層の業務の ペーパーレス化を図った。	おり、所期の目標を達成していると考える。

II-2

業務運営の効率化に伴う経費節減

主要な経年ラ														
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	【関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
一般管理費(退職手当 及び事務所移転経費 を除く。)及び業務経 費(システム関連経 費(管理運用委託手数 料、高度で専門的な人 材に係る人件費及び 短期借人に係る経費 を開告。)の合計額(千 円)(ア)	業務運営の効 率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954				予算額(千円)	当法人/ 務情報等/	は、年金積立金 こついては、業	が困難な理由》 の管理及び運用 務全般のみを管 等の記載は不可	理している。し	
中期計画による節 減額 (千円) (イ)		_	29,789	41,843	56,393				決算額(千円)					
達成度	_	_	100%	100%	100%				経常費用 (千円)		_	_	_	_
(参考) 執行額 (千 円)	_	_	2,039,252	3,094,978	Р				経常利益 (千円)	_	_	_	_	_
									行政サービス実 施コスト (千円)	_	_	_	_	_
									従事人員数	_	_	_	_	_

注)達成度は、各年度の中期計画による節減額(イ)を前年度の(ア)と前年度の(イ)の合計で除した数値が、目標となる 1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務等	実績・自己評価
					業務実績	自己評価
	2. 業務運営の効率	2. 業務運営の効率	2. 業務運営の効率		2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	<評定と根拠>
	化に伴う経費節減	化に伴う経費節減	化に伴う経費節減	<定量的指標>	(1)中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、	評定:B
	中期目標期間中、	中期目標期間中、	一般管理費(退職	一般管理費(退職手	一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(システム関連	「業務運営の効率化に伴う経費節減」は、一般管理費(退職手当
	一般管理費(退職手	一般管理費(退職手	手当を除く。) 及び	当及び事務所移転経	経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件	及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管
	当及び事務所移転	当及び事務所移転	業務経費(システム	費を除く。)及び業務	費及び短期借入に係る経費を除く。) の合計について、被用者	理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入
	経費を除く。)及び	経費を除く。)及び	関連経費、管理運用	経費 (システム関連経	年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保	に係る経費を除く。) の合計について、平成26年度を基準として、
	業務経費 (システム	業務経費(システム	委託手数料、高度で	費、管理運用委託手数	その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成	高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する
	関連経費、管理運用	関連経費、管理運用	専門的な人材に係	料、高度で専門的な人	25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に	基本的な方針」等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を
	委託手数料、高度で	委託手数料、高度で	る人件費及び短期	材に係る人件費及び	基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度	除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行うことと
	専門的な人材に係	専門的な人材に係	借入に係る経費を	短期借入に係る経費	平均で前年度比 1.34%以上の効率化を行う予算を作成した。	されている。また、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組
	る人件費及び短期	る人件費及び短期	除く。) の合計につ	を除く。)の合計につ	執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手	を着実に実施することとされている。毎年度平均で前年度比1.3
	借入に係る経費を	借入に係る経費を	いて、被用者年金制	いて、基本的方針等に	続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節	4%以上の効率化という目標は、中期目標において設定されたもの
	除く。) の合計につ	除く。)の合計につ	度の一元化も踏ま	基づき新規に追加さ	減に努めた。	である。
	いて、平成27年1	いて、平成27年1	えつつ、高度で専門	れるものや拡充され	(単位:百万円)	以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経
	0月から始まる被	0月から始まる被	的な人材の確保そ	る分を除き、前年度比	26 年度 共進年度 27 年度 28 年度 29 年度	費節減及び契約の適正化をすることとされているのに対し、平成2
	用者年金制度の一	用者年金制度の一	の他の「独立行政法	1.34%以上の効率	基準年度 27 年度 26 年度 29 年度	9年度の予算額は、前年度比1.34%の節減を行っており、契約

元化も踏まえつつ、	元化も踏まえつつ、	人改革等に関する	化を行ったか。	節減対象経費						の適正化についても適切に取組んでおり、所期の目標を達成したと
		基本的な方針」(平	19611 276%	(一般管理費及	2, 223	3, 123	4, 208	4, 493		考えられることから、B評価とする。
		成25年12月2	 <評価の視点>	び業務経費)						
	門的な人材の確保			中期計画による	_	30	42	56		
	その他の「独立行政		中、一般管理費(退職	節減額						
法人改革等に関す	法人改革等に関す	う。)等に基づき平	手当及び事務所移転	執行額	_	2, 039	3, 095	Р		
る基本的な方針」	る基本的な方針」	成29年度に新規	経費を除く。)及び業	(注1) 平成2	の矢座の節	 減対象経費	(弗 ひょど光る	ケ 公マ ケ 公マ	
(平成25年12	(平成25年12	に追加されるもの	務経費 (システム関連			佩刈家経賃 による節減				
月24日閣議決定。	月24日閣議決定。	や拡充される分を	経費、管理運用委託手			による副機 率化を行うご				
以下「基本的方針」	以下「基本的方針」	除き、平成28年度	数料、高度で専門的な			がLを行う。 り、また、				<mark>未更新</mark>
という。) 等に基づ	という。) 等に基づ	と比べて1.34%	人材に係る人件費及			ッ、ょた、 のや拡充さ				
き新規に追加され	き新規に追加され	以上の効率化を行	び短期借入に係る経			追加されるも				
るものや拡充され	るものや拡充され	う。	費を除く。) の合計に			1 %の効率		これの心性質	14,	
る分を除き、毎年度	る分を除き、毎年度	人件費について	ついて、基本的方針等			すんの効率 のため、合		たい場合が	ぶあ	
平均で前年度比1.	平均で前年度比1.	は、政府の方針を踏	に基づき新規に追加	ります		V)/C(ν), Π	可从 以し	<i>(</i>)よく 7 <i>m</i> 口 5	1- W)	
34%以上の効率	34%以上の効率	まえつつ適切に対	されるものや拡充さ	7 & 1	0					
化を行うこと。新規	化を行う。新規に追	応していく。その	れる分を除き、毎年度							
に追加されるもの	加されるものや拡	際、高度で専門的な	平均で前年度比1.3							
や拡充される分は	充される分は翌年	人材の確保その他	4%以上の効率化を							
翌年度から1.3	度から1.34%以	の基本的方針に基	行ったか。新規に追加							
4%以上の効率化	上の効率化を行う。	づく施策の実施に	されるものや拡充さ							
を図ること。	人件費について	的確に対応できる	れる分は翌年度から							
人件費について	は、政府の方針を踏	よう、必要な人員体	1.34%以上の効率							
は、政府の方針を踏	まえつつ適切に対	制を確保する。	化を行ったか。							
まえつつ適切に対	応していく。その	また、給与水準に								
応していくこと。そ	際、高度で専門的な	ついては、国家公務	(2)人件費について	(2) 人件費につ	いては、国	家公務員の	給与改定等	に関する乳	去律	(2) 人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度
の際、高度で専門的	人材の確保その他	員の給与、金融機関	は、政府の方針を踏ま	が成立したこ						で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど
な人材の確保その	の基本的方針に基	等の民間企業の給	えつつ適切に対応し	12月に役職	• •					対応しており、高度で専門的な人材 5 名の採用のほか、正規職
他の基本的方針に	づく施策の実施に	与、管理運用法人の	たか。その際、高度で	を行った。ま						員18名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであ
基づく施策の実施	的確に対応できる	業務の実績及び職	専門的な人材の確保	規職員18名				•		り、所期の目標を達成していると考える。
に的確に対応でき	よう、必要な人員体	員の職務の特性等	その他の基本的方針	.,,			, , , , = , , , ,	Ü		
るよう、必要な人員	制を確保する。	を考慮し、手当を含	に基づく施策の実施							
体制を確保するこ	また、給与水準に	め役職員給与につ	に的確に対応できる							
と。	ついては、国家公務	いて検証した上で、	よう、必要な人員体制							
また、給与水準に	員の給与、金融機関	その適正化に取り	を確保したか。							
ついては、国家公務	等の民間企業の給	組むとともに、その								
員の給与、金融機関	与、管理運用法人の	検証結果や取組状	(3)給与水準につい							
		況を公表する。その	·	(3) 対国家公務	員指数(年	齢・地域・	学歴勘案)	は、平成 2	2 9	(3) 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が国を上回って
		際、高度で専門的な		年度で109	. 3と国を	上回ってい	るが、民間	資産運用学	 岸界	いるが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証
			企業の給与、法人の業	の実態を踏ま	えた「市場ス	水準」との比	比較を用いる	た検証を行	V,	結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると
			務の実績及び職員の	その結果を公	表した。					考える。
	いて検証した上で、		職務の特性等を考慮							
給与について検証	その適正化に取り	する。	し、手当を含め役職員							

した上で、その適正	組むししまたころの		給与について検証し								
化に取り組むとと		わむ 答理海田禾	た上で、その適正化に								
			取り組むとともに、そ								
			の検証結果や取組状								
		選定等を行う際に									
			元を公衣したが。 								
高度で専門的な人			(4) 京座公市明めた								
材の報酬水準につ	, ,	じた効率的かつ合	(4)高度で専門的な	(4) 吉	本 ~ 古田 4	h dr. 1 dd a	、土口 エロ	#17 ~1\r	アルユ 「勿	一番日の却	
いては、第3の8の	· -	理的な水準となる			度で専門的						
(1)により対応す	なお、管理運用委	よう引き続き低減	当性については、その			_					
	託手数料について	に努める。	報酬体系を成果連動			医界の市場	水準を用	いて文紹	水準の設	定等の考	
	は、各資産別の運用		型とすることや民間	え方を公	表した。						を達成していると考える。
託手数料について			企業等における同様								
は、各資産別の運用			の能力を持つ人材の								
	き続き低減に努め		報酬水準と比較する								
考慮に入れつつ、引	る。		などの手法により、国								
き続き低減に努め			民に分かりやすい説								
ること。			明を行ったか。								
			(5)管理運用委託手								
			数料については、各資	(5)管	理運用委託	任手数料に	ついては	、時価平	均残高か	増加した	(5) 適切に管理運用委託手数料の低減に取組んでいる。また、オ
			産別の運用資産額の	こと	等から、全	全体で87	億円の増	加となっ	たが、執	國料率表	ルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料に
			増減等も考慮に入れ	で設	で設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の					5伸部分の	ついては、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重き
			つつ、引き続き低減に	報酬	報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉したこと等から、					:等から、	を置いた報酬体系を導入したことから、所期の目標を達成して
			努めたか。	手数	手数料節減に努めた。						いると考える。
				オ	ルタナティ	ブ資産に	係る管理	運用委託	手数料等	ぎの運用手	
				数料	については	は、投資家	とのアラ	インメン	トがとわ	た成功報	
				酬に	重きを置い	た報酬体	系を導入	した。			
3. 契約の適正化	3. 契約の適正化	3. 契約の適正化	(6)法人が策定した								
公正かつ透明な	公正かつ透明な	公正かつ透明な	「調達等合理化計画」	3. 契	約の適正化	í					(6)
調達手続による適	調達手続による適	調達手続による適	に基づく取組を着実	(1)調	達の実施状	: 沢					
切で、迅速かつ効果	切で、迅速かつ効果	切で、迅速かつ効果	に実施したか。	公	正性・透明	月性を確保	しつつ、	自律的か	つ継続的	」に調達等	
的な調達を実現す	的な調達を実現す	的な調達を実現す	(以下は調達等合理	の合	理化に取り)組み、真	にやむを	得ない随	意契約を	:除き、一	<mark>未更新</mark>
る観点から、「独立	る観点から、「独立	る観点から、「独立	化計画における評価	般競	争入札等	(一般競争	·入札(最	:低価格落	札方式及	び総合評	
行政法人における	行政法人における	行政法人における	指標)	価落	礼方式)、	企画競争及	及び公募)	による詞	調達を実力	施した。	
調達等合理化の取	調達等合理化の取	調達等合理化の取	·一般競争入札、企画								
組の推進について」	組の推進について」	組の推進について」	競争等の競争性のあ	【契約	の実績】						
(平成27年5月	(平成27年5月	(平成27年5月	る調達を可能な限り		(単位:件、億円)						
25日総務大臣決	25日総務大臣決	25日総務大臣決	採用し、企画競争等の		平成 28 年度						
定)により法人が策	定)により管理運用	定)により管理運用	契約においては、見積		件数 金額 件数 金額 件数 金額						
定した「調達等合理	法人が策定した「調	法人が策定した「調	書を徴取して見積価	競争入	(4. 3%)	(0.4%)					
化計画」に基づく取	達等合理化計画」に	達等合理化計画」に	格の根拠等を精査し、	札等	3	0.3					
組を着実に実施す	基づく取組を着実	基づく取組を着実	適正な仕様及び価格	△ □□ 立立	(94 0%)	(20, 10/)		-			
ること。	に実施する。	に実施する。	での契約締結を行っ	争•公募	(24. 6%)	16.6					
				企画競 争·公募	(24. 6%) 17	(20. 1%) 16. 6					

|--|

	P 「調達等合理化計画」策定中のため ② 随意契約による調達	
	③ 環境物品等の調達	
	(3) 調達に関するガバナンスの徹底 ①随意契約に関する内部統制の確立	
	②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組	〈課題と対応〉 特になし

Ⅲ—1

財務内容の改善に関する事項

主要な経年ラ										II. In . / D I D/. I I				
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報			②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)									
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度			27年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度
		(前中期目標期間最												
		終年度値等)												
一般管理費(退職手当 及び事務所移転経費	業務運営の効	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954				予算額(千円)					
を除く。) 及び業務経 費(システム関連経	率化									《インプ	ット情報の記載	が困難な理由》		
費、管理運用委託手数										当法人は	は、年金積立金	の管理及び運用	業務のみを行っ	ており、財
料、高度で専門的な人 材に係る人件費及び										務情報等	については、業	務全般のみを管理	埋している。し	たがって、
短期借入に係る経費 を除く。)の合計額(千										評価項目	ごとの財務情報	景の記載は不可能	 能。	
円) (ア)														
中期計画による節 減額(千円)(イ)	_	_	29,789	41,843	56,393				決算額 (千円)					
達成度	_	_	100%	100%	100%				経常費用 (千円)		_	_	_	_
(参考) 執行額 (千 円)	_	_	2,039,252	3,094,978	Р				経常利益 (千円)	_	_	_	_	_
									行政サービス実					
									施コスト (千円)	_	_	_	_	_
									従事人員数	_	_	_	_	_

注)達成度は、各年度の中期計画による節減額(イ)を前年度の(ア)と前年度の(イ)の合計で除した数値が、目標となる 1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業	美務に係る目標、	計画、業務実績	、年度評価に係る	自己評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	実績・自己評価
					業務実績	自己評価
	第5 財務内容	第3 財務内容	第3 財務内容	<評価の視点>	第3 財務内容の改善に関する事項	<評定と根拠>
	の改善に関する	の改善に関する	の改善に関する	(1)「第2 業務	中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成2	評定:B
	事項	事項	事項	運営の効率化に関	9年度において、平成28年度と比較して、一般管理費及び業務経費	「財務内容の改善に関する事項」は、「第2 業務運営の効率化に関する目
			「第2 業務	する目標を達成す	については1.34%を節減した予算(退職手当、システム関連経費、	標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を
	「第4 業務運	「第2 業務運	運営の効率化に	るためとるべき措	管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費、短期借入に	作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。
	営の効率化に関	営の効率化に関	関する目標を達	置」で定めた事項	係る経費及び平成29年度に新規に追加されるものや拡充される分	以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、予算の作成、当該予算に
	する事項」で定	する目標を達成	成するためとる	に配慮した各年度	を除く。)を作成した。	よる適正かつ効率的な運営とされているのに対し、1.34%を節減した予
	めた事項に配慮	するためとるべ	べき措置」で定	の予算を作成し、	平成29年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目	算を作成しており、財務内容の改善並びに予算、収支計画は適切であり、所
	した中期計画の	き措置」で定め	めた事項に配慮	当該予算による適	標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等によ	期の目標を達成していると考えられることから、Bと評価する。
	予算を作成し、	た事項に配慮し	した平成29年	正かつ効率的な運	る節約を可能とするため、調達手続きにおいて一般競争入札や企画競	
	当該予算による	た中期計画の予	度の予算を作成	用を行ったか。	争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	
	運営を行うこ	算を作成し、当	し、当該予算に			
	と。	該予算による適	よる適正かつ効		第4 予算、収支計画及び資金計画	【評価の視点】
		正かつ効率的な	率的な運営を行		(1)予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、	(1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所
		運営を行う。	う。		適宜見直しを行った。	期の目標を達成していると考える。
					予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表	

第4 予算、収	第4 予算、収		のとおりである。	
支計画及び資金	支計画及び資金			
計画	計画			
1. 予算	1. 予算			
別表1のとおり	別表1の			
2. 収支計画	とおり			
別表2のとおり	2. 収支計画			
3. 資金計画	別表2のと			
別表3のとおり	おり			
第5 短期借入	3. 資金計画			
金の限度額	別表3のと			
	おり			
1. 短期借入金				
の限度額	第5 短期借入		第5 短期借入金の限度額	
20,000億	金の限度額		予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、	
円	1. 短期借入金		短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、	
2. 想定される	の限度額		短期借入が必要となるような事態は生じなかった。	
理由	20,000億			
予見し難い事由	円			
による一時的な	2. 想定される			
資金不足等に対	理由			
	予見し難い事由			
第6 不要財産	による一時的な			
又は不要財産と				
なることが見込	応するため。			
まれる財産があ				
	第6 不要財産		第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合	(2) 該当なし
	又は不要財産と		には、当該財産の処分に関する計画	
関する計画		要性、資産規模の	なし	
なし		適切性、有効活用		
Mary Control		の可能性等の観点		
		から見直しを行っ		
産以外の重要な		たか。		
財産を譲渡し、	なし			
又は担保に供し	Mr. n. Mr. o. o. o. o. o.			
	第7 第6の財		第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとす	
は、その計画	産以外の重要な		るときは、その計画	
なし	財産を譲渡し、		なし	
安 の 利 人 へ へ	又は担保に供し			
第8 剰余金の				
使途	は、その計画			
なし	なし			

第8 剰余金の	第8 剰余金の使途	
使途	なし	
なし		〈課題と対応〉
		特になし

IV—1

その他の業務運営に関する重要事項

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 *****										②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
情報セキュリ ティ自己点検 実施回数	情報セキュリ ティ対策の強 化		2回	2回	1回					予算額(千円)	当法人に	は、年金積立金	が困難な理由》		
標的型メール 訓練実施回数	情報セキュリ ティ対策の強 化	1回	2回	5回	5回					決算額(千円)			務全般のみを管 等の記載は不可	_	たがって、
情報セキュリ ティeラーニング	情報セキュリティ対策の強	_	_	2回	2回					経常費用 (千円)		_	_		_
実施回数	化														
										経常利益 (千円)	_	_	_	_	_
										行政サービス実 施コスト (千円)	_	_	_	_	_
										従事人員数	_		_		

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	実績・自己評価							
					業務実績	自己評価							
	第6 その他業	第9 その他主	第9 その他主		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<評定と根拠>							
	務運営に関する	務省令で定める	務省令で定め			評定:B							
	重要事項	業務運営に関す	る業務運営に			「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」は、運用委員会が建議							
		る事項	関する事項			した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基							
						づき、内部統制等の体制の一層の強化を図り、「独立行政法人の業務の適正							
	1. 内部統制の	1. 内部統制の	1. 内部統制の		1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備	を確保するための体制等の整備について」に基づき業務方法書に定めた事項							
	一層の強化に向	一層の強化に向	一層の強化に		(1)「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」に	の運用を確実に図ることとされている。また、情報セキュリティ対策につい							
	けた体制整備	けた体制整備	向けた体制整		ついて」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に	て、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認す							
	法人は、平成	平成26年1	備		基づき業務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき	ること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を							
	26年10月3	0月31日に運	(1)業務方法		設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平成2	法人が自ら評価する仕組みを構築することとされている。							
	1日に運用委員	用委員会が建議	書に基づき、内		8年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリス	以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務方法書に定めた事項							
	会が建議した	した「基本ポー	部統制体制を強		ク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について	の運用を確実に図ることとされているのに対し、業務フロー図等を整備し、							
	「基本ポートフ	トフォリオ見直	化するため設置		は、平成29年10月の年金積立金管理運用独立行政法人法改正	整備された業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用							
	ォリオ見直し後	し後のガバナン	した内部統制委		により、経営委員会及び監査委員会が設置されたことから、両委	状況の確認を行った結果、業務フロー図の整備状況等が有効かつ適正に行わ							
	のガバナンス体	ス体制の強化に	員会などによ		員会の事務処理に係る業務フロー図を作成しリスク評価を行う	れたことを確認している。内部統制等の体制の一層の強化を図ることとされ							
	制の強化につい	ついて」及び経	り、リスク管理		必要があることから、平成30年7月末までに内部統制システム	ているのに対しては、コンプライアンスに関するeラーニング及び各部室ご							

内部統制等の体 する「行動規範」 ンスの徹底を図 制の一層の強化 等に基づき、内しる。 を図ること。ま 部統制等の体制 た、「「独立行政 の一層の強化を 法人の業務の適し図る。また、「「独 正を確保するた 立行政法人の業 めの体制等の整 務の適正を確保 備」について」するための体制 (平成26年1 | 等の整備」につ 1月28日総務 いて」(平成26 省行政管理局長 年11月28日 総務省行政管理 通知)に基づき 業務方法書に定し局長通知)に基 めた事項の運用 づき業務方法書 を確実に図るこ に定めた事項の 運用を確実に実 年金積立金の|施する。 管理及び運用に 年金積立金の 当たっては、専一管理及び運用に 門性の向上を図 当たっては、専 るとともに、責用性の向上を図 任体制の明確化 るとともに、責 を図り、年金積 任体制の明確化 立金の運用に関しを図り、慎重な わるすべての者 専門家の注意義 について、法令 | 務及び忠実義務 遵守並びに慎重を踏まえ、関係 な専門家の注意 法令、中期目標、 義務及び忠実義 中期計画及び第 務の遵守を徹底 1の1に定める すること。 年金積立金の管 また、運用リー理及び運用に関 スクの管理や法 する具体的な方 (2)年金積立 基づき、内部統制 令遵守の確保等┃針等の周知及び┃金の管理及び運┃等の体制の一層の を一層的確に実 | 遵守の徹底を図 | 用に当たって | 強化を図ったか。 施できるよう、 る。また、運用しは、専門性の向 所要の体制整備 | 受託機関等に対 | 上を図るととも して、関係法令に、責任体制の 等を図ること。 さらに、法人 等の遵守を徹底 明確化を図り、 するよう求め | 受託者責任(慎 | 確保するための体 の業務が運用受 託機関等との不 重な専門家の注制等の整備」につ 適切な関係を疑 なお、リスク│意義務及び忠実│いて」に基づき業

営委員会が策定 やコンプライア

て」に基づき、

の見直しを行うこととした。

- (2) 内部統制等の体制の強化については、上記の業務方法書及び平 成29年12月15日の第4回経営委員会議決事項「コンプライ アンスに関する規程改正等について」を踏まえ、以下の取組みを 実施。
 - 員等は、原則として、管理運用法人と特定の金融事業者との癒 着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催(会議名等に金 融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含 を行ってはならない。」こととした。
 - ② 倫理規程における利害関係者の範囲を「国民の疑惑、不信防 止の観点から拡大することとし、金融事業者について、既に契 約している運用受託機関の親会社、関連会社も利害関係者とみ なす。」こととした。
- (3) 内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以下の とおり適切に行った。
 - ① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議 により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事 長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保 に努めた。

また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進 捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課 題を抽出し、事業運営の改善を図った。

② 法令等の遵守体制の整備

<評価の視点>

(1) 平成26年

10月31日に運

用委員会が建議し

た「基本ポートフ

ォリオ見直し後の

ガバナンス体制の

強化について」に

(2)「独立行政法

人の業務の適正を

法令等の遵守について、行動規範をはじめとする関係法令及 び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステ ムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に 周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範 を携行している。

また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成 するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵 守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行う とともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)に ついて、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図 る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプ ライアンスハンドブック」の改訂(平成29年5月、10月、 12月、30年3月)を行い、これを周知し、役職員の意識の 向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規 範の遵守状況について報告した。

とにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意 識向上を図るとともに、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況 について報告するなど内部統制の一層の強化に向けた体制整備に適切に取 り組んだ。

さらに、金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、特定の金 融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催(会議名等に ① 金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、「役 | 金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。)による 会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならないことと するとともに、倫理規程における利害関係者の範囲を国民の疑惑、不信防止 の観点から拡大することとし、金融事業者について、既に契約している運用 む。)による会議、講演等において管理運用法人に関する発言│受託機関の親会社、関連会社も利害関係者とみなすこととした。

> 情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機 能していることを日常的に確認することされているのに対し、e ラーニング (2回)を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、 標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5回)。また、法人システム において、不正接続の防止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラム の実行制限等を目的とした仕組みを導入し、運用を開始した。法人ネットワ ークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三 者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を実施し、 インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等 のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られ た。さらに、運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各 担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認しており、所期の目標を 達成したと考えられることから、B評価とする。

【評価の視点】

- (1) 平成29年12月15日の第4回経営委員会議決事項「コンプライア ンスに関する規程改正等について」を踏まえ、以下の取組みを実施して おり、
 - ① 金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、「役員等は、 原則として、管理運用法人と特定の金融事業者との癒着等の疑念を招 かないよう、金融事業者の主催(会議名等に金融事業者の名称が入る ことその他主催と誤認される場合を含む。) による会議、講演等にお いて管理運用法人に関する発言を行ってはならない。」こととした。
 - ② 倫理規程における利害関係者の範囲を「国民の疑惑、不信防止の観 点から拡大することとし、金融事業者について、既に契約している運 用受託機関の親会社、関連会社も利害関係者とみなす。」こととした。 所期の目標を達成していると考える。
- (2)業務方法書に定めた事項の運用を実施し、業務フロー図等を整備し、 第2回監査において、整備された業務フロー図に基づくリスクの対応方 針等の整備状況及び運用状況の確認を行った結果、業務フロー図の整備 状況等が有効かつ適正に行われたことを確認しており、所期の目標を達

われることがな	の管理や法令遵	義務の遵守)を	務方法書に定めた	さらに、平成29年度は1月をコンプライアンス強化月間と	成していると考える。
いよう、役職員	守の確保等を一	踏まえ、関係法	事項の運用を確実	し、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コン	
の再就職に関し	層的確に実施で	令、中期目標、	に実施したか。	プライアンスに関する e ラーニング及び各部室ごとにコンプラ	
適切な措置を講	きるよう、法務	中期計画及び第		イアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意	
ずること。	機能の拡充を含	1の1に定める		識の向上を図った。グループワークで出された疑問点をとりま	(3) 責任体制については、内部統制の基本方針及び内部規程において明確
	む所要の体制整	年金積立金の管	(3) 専門性の向	とめた上で役職員に周知し疑問点の解消を行うことで遵守事	にされており、また、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライ
	備等を図る。	理及び運用に関	上を図るととも	項の周知徹底を図った。	アンスハンドブックを作成し、周知を図るとともに、コンプライアンス
	さらに、運用	する具体的な方	に、責任体制の明	③ 損失危機管理の体制の整備	に関するeラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグル
	受託機関等との	針等の周知及び	確化を図り、慎重	理事長を委員長とする運用リスク管理委員会(毎月1回)に	ープワークを実施するなど役職員の意識向上を図っており、所期の目標
	不適切な関係を	遵守の徹底、役	な専門家の注意義	より、運用リスク(年金積立金の管理及び運用に伴う各種リス	を達成していると考える。
	疑われることが	職員への研修の	務及び忠実義務を	クの管理)の適切な管理を行った。	
	ないよう、役職	実施等を行う。	踏まえ、関係法令、	また、平成28年度に策定した業務フロー図、業務フローご	
	員の再就職に関	また、運用受	中期目標、中期計	とに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時におけ	
	し一定の制約を	託機関等に対し	画及び年金積立金	る対応方針について、顕在化した業務リスクの発生の原因、発	
	設ける。	て、関係法令等	の管理及び運用に	生時の対応及び今後の改善策を、理事長を委員長とする内部統	
		の遵守を徹底す	関する具体的な方	制委員会(平成29年5月・9月)において報告した。	
		るよう求める。	針の遵守の徹底並	④ 情報保存管理の体制の整備	
			びに役職員への研	情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法	
			修の実施等を行っ	人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産	
			たか。	を守るためのルールや対策等について研修を実施した。また、	
				標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メー	
				ルを用いた対策訓練を実施した。	
				⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備	
				財務報告等の信頼性を確保するため、経営企画会議及び三様	
				監査会議(監査委員会、会計監査人及び監査室で組織)で審議	
				を実施した。	
				(4) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹	
				底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況	
				に係る報告を求める際、次の措置を行った。	
				① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の	
			(4) 運用受託機	徹底を求めた。	(4)投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加え
			関等に対し、契約	ア 運用手法、運用体制等	て、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、
			等において、慎重	イ 資産管理の方法	運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底
			な専門家の注意義	ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡	と確認を行っており所期の目標を達成していると考える。
			務及び忠実義務の	エ 重大な変更についての事前協議	
			遵守を踏まえ、関	オ 法令遵守体制の確立	
			係法令等の遵守を	カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底	
			徹底するよう求め	キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用	
			たか。	ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスク	
				への配慮等のリスク管理	
				ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・	
				株主議決権行使への取組	
	-1	1	1	70	

コー資産管理上の留意点	
② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項につ	
いて、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。	
<運用受託機関>	
アー投資対象	
イ 投資対象国	
ウ 銘柄格付	
工 禁止取引	
オー利益相反行為の回避	
カー自社又は関連会社の有価証券への投資	
キの策投資	
クークロス取引	
ケー最良執行に関する事項	
コートの発生を表現しています。	
サー問題発生時の対応	
シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第	
86号(86号報告書)等内部統制監査の項目等	
なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出	
を求め、その監査内容を確認した。	
アの実績・遵守状況・担当部署	
イ 利益相反行為の回避	
ウ 外部クロス取引	
工。内部監査状況	
才。外部監査状況	
カ 問題発生時の対応	
キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第	
86号(86号報告書)等内部統制監査の項目等	
なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を	
求め、その監査内容を確認した。	
(5) 内部監査	
内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDC	
Aサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、業	
務実施の障害となるリスクの管理に関する監査の一環として、業	
務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状	
況の確認を行ったほか、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契	
約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表	
状況等について確認するなど、業務の適正かつ効率的な運営に資	
する内部監査を実施することができた。	
① 平成29年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定	
期監査及び情報セキュリティ監査をそれぞれ2回ずつ下表の	

	 とおり実施した。	
		理事長等へ報告を行い、報告後速やか
		性事女等へ報告を打い、報告後述やか 処理の実施に資するため全部室に対し
		心理の美麗に質するだめ至部室に対し 指導等事項のあった当該部署に迅速な
	の監査結果報告を行っ	た、経営企画会議において法人全体へ
	の監査結果報音を打つ	/C ₀
監査実	施対象者及び部室	備考
期	間	
		・【第1回】定期監査
	総務部	(フォロー監査を含む)
	1 2 3 7 1.1	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		·【第1回】定期監査
	企画部	(フォロー監査を含む)
	1	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
		(フォロー監査を含む)
	運用リスク管理室	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	情報管理部	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	投資戦略部	(フォロー監査を含む)
		・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	運用管理室	(フォロー監査を含む)
	建 用 自 生主	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
		(フォロー監査を含む)
	市場運用部	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
29. 5		・【第1回】定期監査
) オルタナティブ投資	
	室	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
29. 9	インハウス運用室	・【第1回】定期監査
		・【第1回】情報セキュリティ監査

監事付	・【第1回】定期監査	
	・【第1回】定期監査	
監査室	(フォロー監査を含む)	
<u> 4. 4.</u>	【第1回】情報セキュリティ監査	
理事長	・【第2回】情報セキュリティ監査	
理事(1名)	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	・【第2回】定期監査	
	(フォロー監査を含む)	
総務部	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	(フォロー監査を含む)	
	·【第2回】定期監査	
	(フォロー監査を含む)	
企画部	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	・【第2回】情報とヤュリノイ監査 (フォロー監査を含む)	
YEE II >> 1> Morando	・【第2回】定期監査	
運用リスク管理室	(フォロー監査を含む)	
	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	・【第2回】定期監査	
情報管理部	(フォロー監査を含む)	
. 10	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	【第2回】定期監査	
投資戦略部~	(フォロー監査を含む)	
	・【第2回】情報セキュリティ監査	
0.3	·【第2回】定期監査	
運用管理室	(フォロー監査を含む)	
	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	・【第2回】定期監査	
+11 \c. 11 \d.	(フォロー監査を含む)	
市場運用部	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	(フォロー監査を含む)	
オルタナティブ投資	・【第2回】定期監査	
室	・【第2回】情報セキュリティ監査	
	・【第2回】定期監査	
インハウス運用室	【第2回】情報セキュリティ監査	
	・【第2回】定期監査	
経営委員会事務室	・ (フォロー監査を含む)	
近日メハムナ切玉	【第2回】情報セキュリティ監査	
	・【第2回】定期監査	
監事委員会事務室	・【第2回】情報セキュリティ監査	
監査室	・【第2回】定期監査	
	・【第2回】情報セキュリティ監査	

③ 年度監査実施計画の策定時や監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監事(10月以降は監査委員会)と緊密な連携を行った。

(6) 監事監査及び監査委員会監査

① 平成29年4月から9月までの監事による監査については、 平成29年度監事監査計画(平成29年4月27日通知)に基づき、また、10月から平成30年3月までの監査委員会による監査については、平成29年度監査委員会監査計画(平成29年10月2日通知)に基づき、下表のとおり実施された。

年 月	対象部室等	実施内容等
29.4~ 6	総務部 企画部	重点事項監査
29. 6	総務部	平成28年度決算(会計)監査
29. 6	理事長	平成28年度監査報告(内部統制を含む。)
29. 12 ~ 30. 2	理事長、理事 及び監査対 象部室	理事長、理事及び監査対象部室(総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理室、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室)に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営 委員会、経営企画会議その他全ての重 要会議への出席、運用委員会等の傍聴 (監事)・経営委員会への出席(監査委 員会)、各種会議資料・決裁文書等監査 委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取 等)

- ② 平成29年度監査委員会監査(監事監査の引き継ぎを含む) の充実・強化の取組実績
- ア 「平成29年度監事監査計画」を引き継いだ「平成29年 度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使 命、監査委員会の存在意義・責務を役職員に周知
- イ 監事監査を円滑に引き継ぎつつ、監査委員会監査について は、四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報 告。
- ウ 「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、 業務監査の一環として監査を実施
- エ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のた

め、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 オ 経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の 重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として 意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常

カ 監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化された監事監査の視点を引継ぎ、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施

(7)会計監査人の監査

監査を実施

会計監査人による監査については、平成28年度決算に係る会計監査及び平成29年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、平成28年度決算に係る監査報告書については、6月開催の運用委員会に報告した。

年 月	実施内容等
29.4~5	平成28年度の会計監査 (期中監査)
29.5~6	平成28年度の会計監査 (期末監査)
29. 6	平成28年度の「独立監査人の監査報告書」受領
29.11 ~	平成29年度の会計監査 (期中監査)
30.3	〒M20〒及い云町皿真 (朔丁皿車)

(8) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人(平成29年度から31年度の複数年契約)により、下表のとおり実施した。その結果、法人の情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、情報セキュリティの安全性は確保されているとの報告を受けた。

また、監査結果については、2月の経営企画会議に報告した。

	T	T	1	T	1	T
				年月	実施内容等	
				29. 10	監査実施計画の承認	
				29.10 ~	予備調査及びヒアリング(最高情報セキュリティ	
				12	責任者・情報管理部・企画課)	
				29. 12	NISC 等の外部監査結果に関するフォローアップ	
				29. 12	調書作成	
				30. 1	監査報告会	
		イアンス・オフ ィサーやリーガ ル・オフィサー 等を活用し、リ スクの管理や法	(5) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を行ったか。	結等に 一が道	の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締 に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサ 軍用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体 を備し、的確に実施している。	(5) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結その 他法務に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運 用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備してお り、所期の目標を達成していると考える。
		(4)運用受託 機関等とのを がな関係を がな いるこ、 で で の で が な り は り は り は り は り り に り り に り り し り し り し り し り し り し り		う、「 職に 経営	田受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよ役員の再就職の制限に関する規程」により、役員の再就関し一定の制約を設けていることを平成29年10月の受員就任時及び理事交代時に説明し、所要の手続きを行う適切な運用を行った。	
の監査を行うと ともに、経営委 員会の定めると	の機能強化等 によるガバンス強化 監査委員会 は、管理運用の監査 は、業務と を行うと を行うと に、経営委員会	の機能強化等 によるガンス強化 監査委員会 は、管理運用監査 は、業務と を行うと を行うと に、経営委員会	は、法人の業務の 監査を行うととも に、経営委員会の 定めるところによ り管理運用業務の 実施状況の監視を	監査委員会は ア 経営委員会 面談等に加え 席等によって イ ガバナンス 行ったことは 会による現行	会の機能強化等によるガバナンス強化 は、次に掲げる活動等により業務監査等を実施した。 会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との とて、経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議への出 に業務監査及び管理運用業務の実施状況の監視を行った。 本改革に伴う監事監査に関連する各種規程等の見直しを に加えて、経営委員会から権限の委譲を受けたた監査委員 可規程の点検を開始した。 に度下期に8回監査委員会を開催し、必要に応じて執行部 にグを行った。	(6)監査委員会は、重要な会議への出席や面談等により業務監査及び管理 運用業務の実施状況の監視を行った。また、経営委員会は監査委員会の 職務の執行のために必要な体制を整備に関する事項の議決を行い、ま た、執行部は当該議決に基づき監査委員会の補助者を配置し必要な予算 を手当てするなど、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上さ せており、所期の目標を達成していると考える。

運用業務の実施 | により管理運用 | により管理運用 | 要な体制を整備す また、経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整 業務の実施状況 | 業務の実施状況 | るとともに、基本 | 備に関する議決を行い、監査委員会の職務を補助するために監査委員会 状況の監視を行 の監視を行う。 的方針に基づき、 事務室を設置し、その人事異動・評価等については監査委員会の事前同 う。また、監査 の監視を行う。 委員は、役員が また、監査委員 また、監査委員 監査委員会の機能 意を得ることで独立性を確保するなど、監査委員会の機能強化等を行う は、役員が不正しは、役員が不正し強化等を行うなど など実効性を向上させた。 不正の行為を行 ったと認める場 | の行為を行った | の行為を行った | 実効性を向上させ 合等には、その と認める場合等しと認める場合等したか。 旨を理事長、経しには、その旨をしには、その旨を 営委員会及び厚│理事長、経営委│理事長、経営委 生労働大臣に報 | 員会及び厚生労 | 員会及び厚生労 告する義務等を | 働大臣に報告す | 働大臣に報告す 負っている。こ る義務等を負っる義務等を負っ ている。このよしている。このよ のような監査委 うな監査委員会しうな監査委員会 員会の職務等の 重要性に鑑み、 の職務等の重要の職務等の重要 法及びその他関 | 性に鑑み、法及 | 性に鑑み、法及 係法令に基づ びその他関係法しびその他関係法 き、監査委員会 | 令に基づき、監 | 令に基づき、監 の職務の執行の | 査委員会の職務 | 査委員会の職務 ために必要な体┃の執行のために┃の執行のために 制を整備すると 必要な体制を整 | 必要な体制を整 ともに、基本的 | 備するととも | 備するととも 方針に基づき、 に、基本的方針に、基本的方針 監査委員会の機 に基づき、監査 に基づき、監査 能強化等を行う 委員会の機能強|委員会の機能強 など実効性を向 化等を行うなど | 化等を行うなど 上させること。 実効性を向上さし実効性を向上さ せる。 せる。 3. 情報セキュ 3. 情報セキュ 3. 情報セキュ (7)情報セキュ 3.情報セキュリティ対策 (7)情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策として e ラー リティ対策 リティポリシー リティ対策 リティ対策 ニング(2回)を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃 ① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及 情報セキュリ (基本方針) に基 対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5回)。一 情報セキュリ 情報セキュリ び対応 ティポリシー | ティポリシー | ティポリシー | づく情報セキュリ ・ 法人システムにおいて、未許可機器等による不正接続の防 方、技術的対策として、法人システムにおいて、不正接続の防止・ファ (基本方針) に ティマネジメント (基本方針) に (基本方針) に 止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラム(. exe 形 イル操作ログ等の収集・未登録プログラムの実行制限等を目的とした仕 基づく情報セキ | 基づく情報セキ | 基づく情報セキ | を厳格に実施する 式等)の実行制限等を目的とした仕組みを導入し、運用を開 組みを導入し、運用を開始した。これにより、外部から入手した機器に | ュリティマネジ | ュリティマネジ | ュリティマネジ | とともに、法人に 始した。外部から入手した機器に潜むウイルス等の持ち込み、 潜むウイルス等の持ち込み、データの不正持ち出しや改ざん等のリスク データの不正持ち出しや改ざん等のリスクを低減。セキュリ の低減を図り、セキュリティインシデントが発生した場合には収集・蓄 メントを厳格に メントを厳格に メントを厳格に おける情報セキュ 実施するととも 実施するととも 実施するととも リティ対策の有効 ティインシデントが発生した場合には収集・蓄積したログを 積したログを活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整え に、法人におけ に、管理運用法 | に、管理運用法 | 性を評価し、当該 活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整えた。 た。さらに、法人ネットワークにおけるセキュリティ診断(ペネトレー る情報セキュリ 人における情報 人における情報 対策が十分に機能 ・ 法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の ションテストを含む。)を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策 セキュリティ対 セキュリティ対 していることを日 有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペ が有効に機能していることを確認している。 ティ対策の有効 | 策の有効性を評┃策の有効性を評┃常的に確認した ネトレーションテストを含む。) を平成29年7月及び平成30 性を評価し、当 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価 該対策が十分に 価し、当該対策│価し、当該対策│か。 年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から を実施する観点から、外部有識者により選定された外部監査人による情

機能しているこ	よく 1.7~1ヶ 4後 台口 1	が十分に機能し		直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリテ	カカキ、リティ対策に関すて ラウジ オント監木な字抜し、光トの棲却わ
					報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施し、法人の情報セキュリティ対策が合体的に言いたがよる符冊され、標却され、思力よの
とを日常的に確し	-			ィ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られ	キュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、情報セキュリティの
-	認を日常的に行			た。また、診断により検出された脆弱性については、優先度	安全性は確保されているとの客観的評価を得ることができたことから
また、法人の		э .		の高いものから速やかに対策を実施している。	所期の目標は達成したと考える。
役職員のみなら	また、管理運				
ず法人の外部の		等に求めている		② 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員	
運用受託機関等				への教育・訓練及び自己点検	
の関係機関にお				・基礎編及び最新脅威編をテーマに 2 回の e ラーニングを実施し	
ける情報管理体		による自己診断		た。	
制の有効性を法		等について、そ		・6月、7月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業	
人が自ら評価す		の結果を評価		務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした集合研修を実施し	
	体制の有効性を	し、情報セキュ		全役職員が受講した。	
すること。	管理運用法人が	リティ委員会及		・期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任	
	自ら評価する仕	び内部統制委員		後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリテ	
	組みを構築す	会に報告する。		ィ意識の維持を効果的に行うことができた。	
	る。	また、運用受		・ 年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした	
		託機関等の候補		自己点検を1回実施し、発見された課題については研修や注意	
		者に対しても、		喚起等により周知した。	
		情報セキュリテ		・多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き	
		ィベンチマーク		続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者に対す	
		による自己診断		る再訓練を実施するとともに、訓練結果を分析し、次年度の訓	
		等を求め、その		練に反映させることとした。	
		結果を選定にお			
		ける評価の要素	(8)法人の外部	③ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人	(8) 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部
		とする。	の運用受託機関等	が自ら評価する仕組みの構築	門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、
			の関係機関におけ	・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュ	運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによ
			る情報管理体制の	リティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した	る自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行ったほか、前年度に認識
			有効性を法人が自	情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒ	された課題のフォローアップを行い運用受託機関等における対策の改
			ら評価する仕組み	アリング等に基づき運用受託機関等(延べ 194 社)に対するセ	善状況を確認した。有効性の評価開始後3年目にあって、PDCAの改
			を構築したか。	キュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。	善プロセスは確立しており、所期の目標を達成していると考える。
				・その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問	
				題のある運用受託機関等は一社もなかった。(結果については、	
				平成 30 年度の情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に	
				報告予定。)	
				・一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキ	
				ュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果	
				を選定時の評価の要素とした。	
4. 主たる事務	4. 主たる事務				
所の移転に伴う	所の移転に伴う				
関係機関との連	関係機関との連				
携確保	携確保				
	1757年八			I	

の砂ボルトルル	の砂ボラルよ				
	の移転に当たっ				
	ては、関係行政				
	機関及び運用受				
	託機関等との連				
	携を十分に図る				
	ための体制を整				
	備し、業務に支				
	障が生じないよ				
	うな措置を講じ				
こと。	る。				
	5. 施設及び設	4. 施設及び設		4. 施設及び設備に関する計画	
	備に関する計画	備に関する計		なし	
	なし	画			
		なし			
	6. 中期目標期				
	間を超える債務	5. 中期目標期		5. 中期目標期間を超える債務負担	
	負担	間を超える債務		調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を	
	中期目標期間	負担		行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達につい	
	を超える債務負	中期目標期間		て、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施し	
	担については、	を超える債務負		たところである。	
	管理及び運用業	担については、			
	務を効率的に実	年金積立金の管			
	施するために、	理及び運用業務			
	当該債務負担行	に附帯する業務			
	為の必要性及び	が中期目標期間			
	適切性を勘案	を超える場合			
	し、合理的と判	で、当該債務負			
	断されるものに	担行為の必要性			
	ついて行う。	及び適切性を勘			
		案し、合理的と			
		判断されるもの			
		について行う。			
	7. 職員の人事	6. 職員の人事		6. 職員の人事に関する計画	
	に関する計画	に関する計画			
	(1)業務運営	(1)業務運営	(9)業務運営を	(1) 第2の1の(1) に記載のとおり (P.○○参照)。	(9) 情報管理部への情報管理体制の一元化や、基本ポートフォリオの
	を効率的かつ効		効率的かつ効果的		及び検証等に関する業務の企画部への移管及び経営委員会事務室、
	果的に実施する	果的に実施する			委員会事務室の新設など組織編成を継続的に見直しており、所期の
	ため、組織編成	ため、組織編成			を達成していると考える。
	及び各部門の人		門の人員配置を実		
	員配置を実情に	員配置を実情に	情に即して見直し		
	即して見直す。	2,112	111. 14. 0 19122 0		

	1	1	
	即して見直す。	たか。	
	また、職員がよ		
	り働きやすい環		
	境の実現に向け		
	て検討を行い、		
	必要な措置を講		
	じる。		
(2)職員の努	(2)職員の努	(10) 職員の努力	(2) 第2の1の(2) に記載のとおり(P.○○参照) (10) 能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実施
力及びその成果	力及びその成果	及びその成果を適	をしたことから、所期の目標を達成していると考える。
を適正に評価す	を適正に評価す	性に評価する人事	
る人事評価を実	る人事評価を実	評価を実施した	
施する。	施する。	カゝ。	
(3)職員の採	(3)職員の採	(11) 職員の採用	(3)職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経 (11)職員の採用に当たっては、資質の高い優秀な人材をより広く求めるた
			験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求める め、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会
	は、資質の高い		ため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介 社の活用等を通じて募集を実施しており、所期の目標を達成していると
人材をより広く	人材をより広く		会社の活用等を通じて募集を実施した。
求める。	求める。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	なお、平成29年度は、人材をより広く求める観点から、人材紹介会
1,112			社15社と新たに契約し、採用のより一層の推進に努めた。
(4)職員の資	(4)職員の資	(12) 職員の資質	(4)職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な (12)職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び
質の向上を図る	質の向上を図る	の向上を図る観点	研修を実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成してい
観点から、資産	観点から、資産	から、資産運用等	った。
運用等の分野に	運用等の分野に	の分野に係る専門	①専門実務研修
係る専門的、実	係る専門的、実	的、実務的な研修	ア 運用専門職員による研修
務的な研修を実	務的な研修を実	を実施するほか、	職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員に
施するほか、当	施するほか、当	 当該分野等の資格	よる研修を実施した。
該分野等の資格	該分野等の資格	取得を積極的に支	研修回数 4回 特になし
取得を積極的に	取得を積極的に	! 接したか。	参加延べ人数 182人
支援する。	支援する。		
			イの外部有識者研修
			外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成2
			9年度は、「異次元緩和の出口戦略とグローバル市場」、「半
			導体・半導体製造装置の業界動向」など時宜にかなった話
			題を取り上げた。
			AC C 4A / 1.1/ ICO
			29 年度
			研修回数 4回(4~3月)
			参加延べ人数 217 名
			年月 回

		状と課題
29. 9	第2回	・「10 大事件」からみた金融リスク管理
29. 11		・「異次元緩和の出口戦略とグローバル
	笠 2 同	市場」
	男 3 凹 	・二期目の習近平政権の取り組みと中
		国経済の行方
30. 2	安 4 同	・半導体・半導体製造装置の業界動向
	男 4 凹 	・半導体ブームは続くのか
	29. 11	29.11 第3回

ウ 海外研修等への派遣

国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に情報収集及び意見交換を行った。また、海外年金調査等を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。

外牛金調査等を	通じて海外年金基金等との関係強化
出張月	場所
4月	ニューヨーク
4月	ニューヨーク
4月	ロンドン・コペンハーゲン・
	ヨーテボリ・フランクフルト
4月	シンガポール
4月	ロサンジェルス・
	サンフランシスコ
4月	マディソン・ロサンジェルス・
	ロンドン・オスロ
5月	オリンピア・ジュノー・
	サンフランシスコ
5月	サンクトペテルブルグ・ロンドン・
	ワシントン
6月	ハルビン・瀋陽・北京
6月	コペンハーゲン・ロンドン
7月	エジンバラ・ロンドン
7月	ソウル・オスロ
7月	トロント
7月	シドニー・ツーク・ロンドン・
	サンディエゴ・サンフランシスコ
9月	サンディエゴ
9月	シンガポール
9月	ベルリン
9月	ニューヨーク・ロサンジェルス・
	サンフランシスコ
10 月	ニューヨーク
10 月	リヤド
10 月	パリ
	-

	11 月	デリー・ムンバイ			
	11 月	ロンドン・ワシントン			
	11 月	ワシントン・ニューヨーク			
	11 月	ケアンズ			
	11 月	サクラメント・ポートランド・			
		トロント			
	12 月	ニューヨーク・メリマック・			
		ボストン			
	12 月	シンガポール・オークランド			
	12 月	台北・香港・メルボルン			
	12月	パリ・ニューヨーク			
	1月	ニューヨーク・ロンドン			
	1月	オスロ・ロンドン・			
		アムステルダム			
	1月	タラハシー・ニューヨーク・			
		ボストン・サクラメント			
	1月	ロンドン・クリーブランド・			
		シカゴ・ニューヨーク			
	2月	ロンドン			
	2月	ニューヨーク			
	3月	ロサンジェルス・			
		サンフランシスコ・			
		ロンドン			
	3月	ケンブリッジ			
	3月	ワシントン・ボストン			
	3月	上海・北京			
	②内部統制等研修				
	ア 情報セキュリ	ティ研修			
	情報セキュリ	ティに対する更なる意識向上を目的	として、法		
	人の情報資産に	対する脅威について理解し、脅威か	ら情報資産		
	を守るためのル	ールや対策等について研修を実施し	た。		
	研修回数	5 回			
	- 柳杉四剱	(集合研修3回、e ラーニング2回)			
	参加延べ数	298名			
	イ 新人研修				
	平成29年度	まに採用等した職員の基礎知識習得 かんしん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんか	を図る観点		
	から、管理運用	法人の組織や遵守事項等について研	修を実施し		
	た。				
	研修回数	13回			
	判形凹刻	(4月、7月 (2回)、8月、9月	,		

	10月、11月、12月、1月(2		
	回)、2月(2回)、3月)		
参加延べ数	2 5 名		

ウ 英語研修

国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求められることから、業務に必要な英語力の向上を図るための研修を実施した。

研修期間	2~4ヶ月
対象者	2人

エ その他(自己啓発研修)

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成 29 年度は、職員の自己啓発を主な目的とした研修を実施した。

	平成29年度
研修回数	1回
参加延べ人数	9 5 名

オ コンプライアンス研修

職員の服務規律の遵守を目的に、外部講師を招きハラスメント集合研修を、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修をそれぞれ実施した。

加收回粉	3回		
研修回数	(集合研修2回、e ラーニング1回)		
参加延べ数	2 4 5名		

③専門資格取得等

ア 証券アナリスト資格取得

職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する 資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講 座受講料等について支援を行った。

その結果、平成29年度末までに累計で45名となった。

イ I Tパスポート資格等の取得

年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び ITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構(IPA)が実施する国家試験ITパスポート資格等の取得に係る受験料について支援を行っており、平成29年度は情報処理安全確保支援士資格及び情報セキュリティマネジメント資格の受験料補助を行った。

なお、平成29年度末のITパスポート資格の合格者数の累計は16名となっている。